資料3

# 鳥取県人権施策基本方針（第2次改訂）
# 具体的施策の取組状況

人権・同和対策課
平成25年5月24日現在

第1章　同和問題

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|
| **（1）教育・啓発の推進** | | | |
| **①同和問題の理解と人権意識を育む学習の充実** | | | |
| 学校教育では、児童生徒が同和問題を正しく理解し、同和問題解決に取組んでいけるよう、児童生徒の実態を把握した上で、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、及び児童生徒の仲間づくりに引き続き取り組むことに努めます。<br>特に、児童生徒が個別の具体的な問題を学習しながら、自分自身の生活を振り返り、差別とどのようにかかわってきたのか、自分自身の生活に差別がどのように影響しているかを考えることと差別のない人間関係を作り上げていくことが大切です。 | （人権教育課）<br>**人権教育主任研究協議会の開催**<br>・各学校の人権教育主任を対象に、人権学習の進め方、研修企画等での工夫・改善が図られるよう研修を実施。<br><br>**学校からの要請訪問**<br>・公開授業、授業研究会、教職員研修会への支援 | （人権教育課）<br>**人権教育主任研究協議会の開催**<br>・同左<br><br>**学校からの要請訪問**<br>・同左 | 人権教育課 |
| 社会教育では、市町村人権教育推進協議会等が主催する小地域懇談会や公民館等での同和問題講座、PTAなど各団体が主催する研修会や職場での研修会などを通じて、参加者一人ひとりが同和問題を自らの問題として認識するよう、取組の充実に努めます。<br>そのために、身近な課題を取り上げるなど創意工夫をし、差別の現実から深く学ぶことを通して、同和問題に対する正しい認識をもち、人権意識や人権感覚が身につくような活動に努めます。また、一回完結型の研修だけでなく継続的な研修により、参加者の課題意識に則し、問題を具体的に解決していく研修内容になるよう努めます。 | （人権教育課）<br>**市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を共同実施。<br><br>**PTA人権研修会への支援**<br>・PTA人権学習プログラムの提供や、ファシリテーターとして研修を支援。<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**○とっとり県民カレッジ事業**<br>・市町村が主催する人権講座等を紹介し、参加を促進<br>16,518千円 | （人権教育課）<br>**市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・同左<br><br>**PTA人権研修会への支援**<br>・同左<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**○とっとり県民カレッジ事業**<br>・市町村が主催する人権講座等を紹介し、参加を促進<br>16,544千円 | 人権教育課<br>家庭・地域教育課 |
| **②差別の解消に向けた幅広い啓発** | | | |
| 差別落書き、差別発言、インターネットを利用した誹謗中傷等の差別事象が後を絶たないことから、その解消に向けて、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるため、県民に広く啓発を行います。<br><br>部落解放月間における各種啓発の取組、身元調査お断り運動（注１２）などの啓発活動に重点的に取り組むとともに、家庭内で自由な時間に読まれる県政だよりも活用します。<br>また、こうした啓発活動は効果を上げるため市町村と協力して実施します。<br><br>注１２）　身元調査お断り運動：結婚や就職に関する身元調査など、差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、なくしていこうとする県民運動 | （人権・同和対策課）<br>**(1)部落解放月間（7/10～8/9）**<br>人権課題の解決に向け、県民への啓発活動を実施<br>・ポスター・リーフレットの作成・配布<br>・市町村等との連携による街頭啓発活動の実施<br>（768千円）<br>**(2)人権・同和問題講演会の開催**<br>県内３地区（東・中・西）で一般県民を対象に講演会を実施<br>（1,472千円）<br>**(3) 身元調査お断り運動強調月間（9月）**<br>啓発ラジオ放送や広告塔などを活用した啓発の実施<br>（標準事務費枠内）<br>**(4) 宅地建物取引上の人権問題解決に向けた取組**<br>・県民及び宅地建物取引業界向け各種啓発事業<br>・人権研修受講済証（ステッカー）交付<br>・宅地建物取引業団体との連携（標準事務費枠内） | （人権・同和対策課）<br>**(1)部落解放月間**<br>同左<br><br>**(2)人権・同和問題講演会の開催**<br>県内２地区で実施予定。（1,190千円）<br>**(3) 身元調査お断り運動強調月間**<br>同左に加え、25年度は啓発リーフレットの改訂を予定<br>（標準事務費枠内）<br>**(4) 宅地建物取引上の人権問題解決に向けた取組**<br>同左<br>（標準事務費枠内） | 人権・同和対策課 |

第1章　同和問題

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|
| ③関係機関との連携、協働 | | | |
| （社）鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会など関係機関との連携、協働をさらに進めるとともに、これらの機関がその調査研究、人材養成、学習資料作成等の取組を充実することができるよう支援します。 | （人権・同和対策課）<br>**公益社団法人鳥取県人権文化センターとの連携**<br>・市町村やPTAで実施される研修について、鳥取県人権文化センターと連携を図りながら支援<br><br>鳥取県人権文化センターの行う同和問題に関する調査研究等へ補助を行った。（2,374千円・決算）<br><br>（人権教育課）<br>**鳥取県人権教育推進協議会との連携**<br>・県内の社会人権教育活動を推進するため、人件費及び事業費を補助<br>予算：4,697千円<br>・人権尊重の社会を実現する鳥取県研究集会の実行委員として参加 | （人権・同和対策課）<br>**公益社団法人鳥取県人権文化センターとの連携**<br>・同左<br><br>鳥取県人権文化センターの行う同和問題に関する調査研究等へ補助を時実施。（2,668千円・当初交付決定額）<br><br>（人権教育課）<br>**鳥取県人権教育推進協議会との連携**<br>・同左 | 人権・同和対策課<br>人権教育課 |
| **（2）相談体制の充実** | | | |
| 隣保館における相談機能の充実 | | | |
| 隣保館は、福祉サービスや人権啓発活動をはじめとする住民交流の地域拠点であるコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業等を行っています。<br>今後もその必要性を考慮し、保健福祉の増進も含めて、その相談・支援体制の強化が図られるよう市町村を支援します。 | （人権・同和対策課）<br>**・隣保館運営費等補助金**<br>地域住民の福祉の向上、人権啓発のための住民交流の拠点施設として市町村が設置運営する隣保館等の活動に要する経費を助成<br>（国1/2、県1/4、市町1/4、予算　289,789円） | （人権・同和対策課）<br>**・隣保館運営費等補助金**<br>同左<br>予算　280,710円 | 人権・同和対策課 |
| **（3）同和地区の児童・生徒及び住民に対する学習支援** | | | |
| ①進路保障及び学力向上のための取組 | | | |
| これまでの鳥取県進学奨励資金制度の成果を基に一般施策として新設された高等学校生、高等専門学校生を対象とした鳥取県育英奨学資金制度の活用が大切です。また、基礎学力調査をもとに授業改善に取り組むとともに、就学前からの読み聞かせや学習習慣の定着など、子どもの発達段階に応じた適切な学力向上のための取組が大切です。 | （人権教育課）<br>**育英奨学事業**<br>・経済的理由により修学が困難である者に対し、育英奨学資金を貸与<br>予算：547,296千円<br><br>**人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施 | （人権教育課）<br>**育英奨学事業**<br>・同左<br>予算：539,076千円<br><br>**人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左 | 人権教育課 |
| ②人権意識を育む学習 | | | |
| 今後も保護者や地域の関係者の理解と協力を得ながら、親や身近な人の被差別体験や先人の生き方に学び、自分と部落差別とのかかわりを主体的に考えようとする意欲や態度を育てることが大切です。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | 人権教育課 |
| ③識字教育 | | | |
| 同和地区において取り組まれている識字教育については、「国連識字の１０年」も踏まえ、単に文字の読み書きができるようになるだけでなく、ＩＴ時代に対応できる力をつけることにより情報格差が生じないよう留意しながら、文化・就労等といった生活そのものの向上が図れるよう、隣保館における識字講座、パソコン講座などの開催など、高齢者を中心に支援を実施します。 | （人権・同和対策課）<br>**・（再掲）隣保館運営費等補助金**<br><br>（人権教育課）<br>**識字学級等の開催**<br>・市町村隣保館等において、識字学級、パソコン講座等を実施 | （人権・同和対策課）<br>**・（再掲）隣保館運営費等補助金**<br>同左<br>予算　280,710円<br>（人権教育課）<br>**識字学級等の開催**<br>・同左 | 人権・同和対策課<br>人権教育課 |
| **（4）同和地区の実情に即した生活環境の改善** | | | |
| 同和地区の生活環境については、平成１７（２００５）年に実施した「同和地区実態把握等調査」によると、住宅、道路、下水道の整備状況は、当該市町村全体の平均より高い整備状況となっています。<br>整備が必要な生活環境について、今後は、一般施策を活用して改善を推進します。 | （一般対策により対応） | （一般対策により対応） | 人権・同和対策課 |

第1章　同和問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| (5) | **就労の支援** | | | |
| | ①実態に即した就労の支援 | | | |
| | 同和地区出身者の就労構造は、平成１７（２００５）年に実施した「同和地区実態把握等調査」によると、中高年齢者を中心に、経済情勢の影響を受けやすく就労の確保が不安定な小規模な建設業への就労率が依然として高く、就労形態は日雇・臨時雇用が多いという特徴も見られます。<br>このため、就業支援員による指導など既存事業の最大限の活用を図るほか、新規学卒者に対して特定新規学卒者就職促進奨励金などにより就職促進を図るなど、就労支援を実施します。 | （雇用人材総室）<br>**中高年者就業支援事業**<br>概ね40歳以上の中高年者の就業支援事業を株式会社パソナに業務委託し実施<br>・ミドル・シニア仕事ぷらざを県内3か所に設置<br>・就業支援員を配置<br>・三洋ＣＥ・エプソンＩＤ等離職者への再就職支援対策として、就業支援員と求人開拓員を追加配置<br>・予算額：44,589千円<br><br>**若年者就業支援事業**<br>概ね40歳未満の若年者に対して就職支援を実施<br>・若者仕事ぷらざの運営（県内3か所）<br>・若年者就業支援員の配置<br>・職場体験講習の実施<br>・若年者就職基礎講座の開催（県内3地区×2回）<br>・とっとり若者サポートステーションの設置（国と共同）<br>・よなご若者サポートステーションの開設（国と共同）<br>・予算：72,033千円 | （雇用人材総室）<br>**中高年者就業支援事業**<br>・同左<br>・予算額：44,589千円<br><br>**若年者就業支援事業**<br>・同左<br>・予算：78,827千円 | 雇用人材総室 |
| | ②公正な採用選考による雇用の促進 | | | |
| | 同和問題等雇用連絡協議会において同和問題をはじめとする人権に係る雇用問題についての情報交換と協議を行い、同和関係住民等の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考による雇用の促進と安定を図ります。 | （雇用人材総室）<br>**企業内人権啓発推進事業**<br>就職選考における問題点と啓発指導についての情報交換、協議のため同和問題等雇用連絡協議会を2回（5月、1月）開催 | （雇用人材総室）<br>**企業内人権啓発推進事業**<br>同左 | 雇用人材総室 |
| | ③事業所への啓発の推進 | | | |
| | 事業所に対して、公正採用人権啓発推進員を設置し、適正な採用選考方法の確立や人権問題等に関して必要な対策について計画し、推進することを呼びかけるとともに、推進員への研修を実施して、事業所内における人権意識の高揚を図ります | （雇用人材総室）<br>**企業内人権啓発推進事業**<br>・企業人権啓発相談員(2名)が企業への推進員設置を呼びかけ。<br>実績　延べ191事業所<br>・事業所において公正な採用選考システムと同和問題解決のために必要な知識理解及び認識を深めてもらうため公正採用選考人権啓発推進員研修を開催<br>開催数：9回（3地区×3回（6月，8月，1月））<br>参加者：1,339人 | （雇用人材総室）<br>**企業内人権啓発推進事業**<br>同左 | 雇用人材総室 |
| (6) | **同和地区の産業に対する支援** | | | |
| | ①実態に即した就労の支援 | | | |
| | 同和地区住民が経営する企業は、建設業を中心に偏った業種によって成り立っており、その時々の景気等に左右されることが多く、不況下にあって失業や倒産・廃業を余儀なくされることの多い経営基盤がぜい弱な個人経営や有限会社などの中小零細企業が多い状況です。<br>商工会や商工会議所での県制度融資等の金融斡旋をはじめ、記帳・労働保険事務等への経営支援を行うことにより、中小零細事業者の経営改善を図ります。 | （経済産業総室）<br>**小規模事業者等経営支援交付金**<br>・県内小規模事業者の経営の改善発達を図るため、商工会・商工会議所が経営支援専門員等を配置して経営、金融、税務等の支援（経営改善普及事業）を行うために要する経費を助成<br>・787,925千円 | （経済産業総室）<br>**小規模事業者等経営支援交付金**<br>・同左<br>・予算　779,433千円 | 経済産業総室 |
| | 農業においては、農家一戸当たりの経営規模が小さく、農業従事者の高齢化、農業情勢の悪化による施設の遊休化・老朽化などで離農する農家もあり、集落や農家個々の営農意欲に差が生じています。<br>各種支援施策は一般対策に移行していますが、引き続き、農業団体や行政機関と連携を図り、地域の実情に合わせた支援を実施します。 | （経営支援課）<br>**「次世代へつなぐ地域農業バックアップ事業」**<br>・多様な形態による集落営農の組織化機械施設の整備及び経営の多角化を支援し、将来に向けても集落農地を維持できる体制づくりを進めた。<br>・予算額　40,962千円 | （経営支援課）<br>**「次世代へつなぐ地域農業バックアップ事業」**<br>・多様な形態による集落営農の組織化、機械施設の整備及び経営の多角化を支援し、将来に向けても集落農地を維持できる体制づくりを進める。<br>・予算額　40,596千円 | 経営支援課 |

第1章　同和問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (7) | **えせ同和行為の排除** | | | |
| | 同和問題を口実として高額の図書の購入など義務のないことを強要するえせ同和行為については、法務局等と連携を強化しながら、県民や事業所等に対しそれを受け入れる行為の背景にある差別意識を解消し、正しい認識をもってもらうよう啓発を行います。 | （人権・同和対策課）<br>・**（再掲）部落解放月間**<br>人権課題の解決に向け、県民への啓発活動を実施<br>・ポスター・リーフレットの作成・配布<br>・市町村等との連携による街頭啓発活動の実施<br>（768千円） | （人権・同和対策課）<br>・**（再掲）部落解放月間**<br>同左 | 人権・同和対策課 |

第2章　男女共同参画に関する人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| （1） | **教育・啓発の推進** | | | |
| | ①学校教育における男女共生教育の推進 | | | |
| | ○すべての子どもが、性別にとらわれることなく、一人ひとりの違いや良さを認め、あるがままの自分を大切に自立者として生きていくことが重要です。そのために、男女が共に支え合って生きていくことを学習する男女共生教育の推進に努めます。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左 | 人権教育課 |
| | ○児童生徒が自らの能力を開発し、固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を主体的に選択できるよう一人ひとりの進路保障に努めます。そのためにすべての教育活動において、固定的な性別役割分担意識を隠れたメッセージとして児童生徒に伝えていないか、絶えず点検し見直すことに努めるとともに、雑誌、テレビ等のメディアに描かれている性差別の情報を読み解く能力（メディアリテラシー）を高める指導に努めます。 | （人権教育課）<br>**男女共同参画の視点に立った人権学習事例集「ともにかがやく」の活用**<br>・人権教育主任研究協議会で活用を依頼 | （人権教育課）<br>**男女共同参画の視点に立った人権学習事例集「ともにかがやく」の活用**<br>・同左 | 人権教育課 |
| | ○人間尊重、男女平等の精神に基づく豊かな男女の人間関係を築くために、お互いの身体や健康に関することについて自己決定できる学習の推進に努めます。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | 人権教育課 |
| | ②社会教育及び啓発における男女共生教育の推進 | | | |
| | 長い年月をかけて人々の意識の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画は単に女性の問題ではなく、男性も含めたすべての県民に関わる問題であるとの認識を深めるための家庭・職場・地域を通じた生涯学習や啓発活動に努めます。<br>また、女性が男性と対等の立場で社会のあらゆる分野に参画するには、女性のエンパワーメントすなわち女性自身が自分の置かれている状況を客観的に捉え、差別の実態を認識し、それらを克服して女性自身の能力を十分に発揮することが大切です。<br>そのために女+性自身の権利意識を育む学習やメディアの中にある性差別を批判的に読み解く学習を充実させ、具体的な行動を支援するネットワークづくりに努めます。 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画普及啓発事業**<br>・男女共同参画を進めるための理解やリーダーとなる者を増やすための普及啓発・人材育成及び推進団体等の活動支援を行った。<br>・6,666千円 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画普及啓発事業**<br>・同左<br>・6,715千円 | 男女共同参画センター |
| （2） | **相談体制の充実** | | | |
| | ①県における相談体制の推進 | | | |
| | 男女共同参画に関する県民の苦情・不服を処理する附属機関である「男女共同参画推進員」、性別による差別的取扱いなど男女共同参画が実現していないために困っていることに関する相談に対応する相談室（東中西部に設置）の周知に努めるとともに、その相談・支援体制の一層の充実を図ります。 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画推進員設置費**<br>・男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進条例に基づいて設置された附属機関である男女共同参画推進員の活動に要する経費<br>・1,161千円<br>**相談事業費**<br>・性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談に要する経費<br>・2,365千円 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画推進員設置費**<br>・同左<br>・1,140千円<br>**相談事業費**<br>・同左<br>・2,442千円 | 男女共同参画センター |
| | ②相談業務に携わる方への指導・研修 | | | |
| | 相談や支援を担う人が男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画社会の実現に向けた助言や援助が行えるよう、民生委員、人権擁護委員、医療従事者をはじめ相談業務に携わる人を対象とした男女共同参画に関する研修などを行います。 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・男女共同参画を進めるための理解やリーダーとなる者を増やすための普及啓発・人材育成を実施。<br>・3,778千円 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・同左<br>・3,610千円 | 男女共同参画センター |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | ③市町村等の相談体制の整備の働きかけ | | | |
| | 市町村が行う男女共同参画に関する相談窓口の整備について、単独での設置や近隣の市町村がまとまって整備する場合などには、その市町村の主体的な取組を支援します。 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画普及啓発事業（活動支援）**<br>・男女共同参画を進める団体等の活動支援を実施。<br>・2,887千円 | （男女共同参画センター）<br>**男女共同参画普及啓発事業（活動支援）**<br>・同左<br>・3,105千円 | 男女共同参画センター |
| (3) | **女性の政策・方針決定過程への参画の推進** | | | |
| | 住民一人ひとりが輝く社会を作るためには、社会の構成員の意見を反映することを目的に、女性が政策・方針決定過程へ参画することが必要であり、男女のバランスを確保することが求められています。このことから、次の取組を進めます。 | | | 男女共同参画推進課 |
| | ○議会、審議会などへの女性の参画 | | | |
| | 議会や審議会などへの女性の参画が進むよう、セミナーの開催など学習、啓発の機会を提供します。 | （男女共同参画推進課）<br>**男女共同参画社会づくり推進事業**<br>・市町村・関係団体等との意見交換、男女共同参画白書及び市町村マップなどの資料の作成<br>4,499千円<br>[数値目標]県の審議会等における女性委員の割合：40%以上(H28)<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・男女共同参画を進めるための理解やリーダーとなる者を増やすための普及啓発・人材育成を実施。<br>・3,778千円 | （男女共同参画推進課）<br>**男女共同参画社会づくり推進事業**<br>・市町村・関係団体等との意見交換、男女共同参画白書及び市町村マップなどの資料の作成<br>4,510千円<br>[数値目標]県の審議会等における女性委員の割合：40%以上(H28)<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・同左<br>・3,610千円 | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画センター |
| | ○自治体の管理職への女性の参画・登用 | | | |
| | 県では、性別を問わない能力・実績に基づいた管理職への女性の登用を進めるとともに、市町村においても取組が進むよう情報提供、意識の向上に努めます。 | （男女共同参画推進課）<br>**（再掲）男女共同参画社会づくり推進事業**<br>[数値目標]県の課長相当職以上に占める女性の割合：12%程度(H28) | （男女共同参画推進課）<br>**（再掲）男女共同参画社会づくり推進事業**<br>[数値目標]県の課長相当職以上に占める女性の割合：12%程度(H28) | 男女共同参画推進課 |
| | ○企業、団体、教育・研究機関、地域団体などにおける女性の参画 | | | |
| | 方針決定過程への女性の参画拡大が進むよう、積極的に取り組んでいる企業の認定、顕彰などを行います。 | （男女共同参画推進課）<br>**男女共同参画推進企業認定事業**<br>・男女共同参画推進企業の認定　新規19社（H25.3月末現在：474社）<br>・新）中小企業の就業規則等の整備を支援する専門家（社会保険労務士）の派遣　20社<br>・認定企業の中から、特に意欲的に取り組む企業等に対する表彰の実施<br>4,763千円<br>推進企業の認定：目標値：600社（平成28年度末） | （男女共同参画推進課）<br>**男女共同参画推進企業認定事業**<br>・男女共同参画推進企業の認定<br>・新）中小企業の就業規則等の整備を支援する専門家（社会保険労務士）の派遣　予算：20社<br>・認定企業紹介の情報誌作成<br>4,731千円<br>目標値：600社（平成28年度末） | 男女共同参画推進課 |
| | ○積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及 | | | |
| | 形だけの平等でなく、現実に機会（チャンス）が利用できるような仕組みを広げていきます。 | （男女共同参画推進課）<br>**（再掲）男女共同参画社会づくり推進事業** | （男女共同参画推進課）<br>**（再掲）男女共同参画社会づくり推進事業** | 男女共同参画推進課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (4) | **男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進** | | | |
| | ①企業経営者等の男女共同参画への理解 | | | |
| | 企業の経営者や労務担当者が男女雇用機会均等法、育児介護休業法などの法律を理解し守ることが重要であり、企業経営者等を対象とした人権教育、男女共同参画研修や各種法律・制度の普及啓発などに努めます。 | （男女共同参画推進課）<br>**(再掲)男女共同参画推進企業認定事業**<br>・男女共同参画推進企業の認定　新規19社（H25.3月末現在：474社）<br>・新）中小企業の就業規則等の整備を支援する専門家（社会保険労務士）の派遣　20社<br>・認定企業の中から、特に意欲的に取り組む企業等に対する表彰の実施<br>4,763千円　推進企業の認定：目標値：600社（平成28年度末）<br>（雇用人材総室）<br>**労務管理改善助言事業**<br>・労務管理アドバイザー（県内３地区に各１名配置）を事業所へ派遣し、職場環境の改善に向けた助言、各種制度の紹介等を実施<br>予算：3,873千円　派遣実績:456件<br>**職場環境改善支援セミナー開催事業**<br>・事業所を対象に、各種制度の説明や事業所の取り組み事例発表などの研修会を開催<br>開催数：3回（3地区×1回）<br>参加者：397人　予算：103千円 | （男女共同参画推進課）<br>**(再掲)男女共同参画推進企業認定事業**<br>・男女共同参画推進企業の認定<br>・新）中小企業の就業規則等の整備を支援する専門家（社会保険労務士）の派遣　予算：20社<br>・認定企業紹介の情報誌作成<br>4,731千円<br>目標値：600社（平成28年度末）<br>（雇用人材総室）<br>**労務管理改善助言事業**<br>同左<br><br>**職場環境改善支援セミナー開催事業**<br>同左 | 男女共同参画推進課<br>雇用人材総室 |
| | ②仕事と家庭の両立に向けた職場ぐるみの取組の推進 | | | |
| | 男女とも働き方に対する考え方を変え、仕事中心から、家庭や地域活動とのバランスのとれた働き方をすること（ワーク・ライフ・バランス）が求められています。<br>このことから、残業のない効率の良い職場組織に改め、男性を含めた働き方や固定的な性別役割分担意識を見直し、育児・介護休業法に基づく制度を定着させ、短時間勤務等の労働条件の整備など、ワーク・ライフ・バランスに対応した職場環境づくりを推進していきます。 | （雇用人材総室）<br>**(再掲)労務管理改善助言事業**<br><br>**(再掲)職場環境改善支援セミナー開催事業** | （雇用人材総室）<br>**(再掲)労務管理改善助言事業**<br>同左<br><br>**(再掲)職場環境改善支援セミナー開催事業**<br>同左 | 男女共同参画推進課<br>雇用人材総室 |
| | ③子育て支援の充実 | | | |
| | 仕事と子育てが両立できる社会を実現するため、子育て支援の充実が求められています。<br>このことから、市町村とともに子育て環境の整備や保育所、幼稚園、認定こども園、ファミリー・サポート・センターなどの設置・運営を支援します。 | | **（新）市町村子育て支援事業（ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業）**<br>児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を実施<br>16,739千円 | 子育て応援課 |
| | ④ひとり親家庭の自立の支援 | | | |
| | ひとり親家庭が仕事と家庭を両立し、安心と喜びを持って子育てができるよう、生活支援、就業支援、経済支援などを推進します。 | （青少年家庭課）<br>**母子家庭等自立支援給付金事業**<br>・ひとり親家庭の母の就業を促進するため、訓練を行うひとり親家庭の母に対し給付金を支給した。<br>・予算：66,210千円　・給付人員：51人<br><br>**ひとり親家庭等就業・自立支援事業**<br>・パソコン技術の習得に係る講習会や就業相談の実施等を行った。<br>・予算：6,428千円　・受講者：37人<br><br>**ひとり親家庭等福祉対策費**<br>・冠婚葬祭、母親の疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣又は子どもを預かった。<br>・予算：5,396千円　・実施件数：3件 | （青少年家庭課）<br>**母子家庭等自立支援給付金事業**<br>・ひとり親家庭の母の就業を促進するため、訓練を行うひとり親家庭の母に対し給付金を支給する。<br>・予算：26,362千円<br><br>**ひとり親家庭等就業・自立支援事業**<br>・パソコン技術の習得に係る講習会や就業相談の実施等を行う。<br>・予算：5,870千円<br><br>**ひとり親家庭等福祉対策費**<br>・冠婚葬祭、母親の疾病等の理由により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣又は子どもを預かる。<br>・予算：5,396千円 | 青少年・家庭課 |

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|
| ⑤男女に平等な機会が確保され、母性が尊重される企業の育成 | | | |
| 女性労働者が性別により差別されることなく、妊娠、出産、子育てといった母性が尊重され、充実した職業生活を営むことができるよう、保育所、幼稚園などの子育て環境を整備、充実し、あわせて、妊娠、出産などを理由とする不利益な取扱いをすることがないよう、企業経営者を対象とした研修会の開催など、母性が尊重される企業を育成します。 | （雇用人材総室）<br>**（再掲）労務管理改善助言事業**<br>・労務管理アドバイザー（県内３地区に各１名配置）を事業所へ派遣し、職場環境の改善に向けた助言、各種制度の紹介等を実施<br>予算：3,873千円　派遣実績：456件<br><br>**（再掲）職場環境改善支援セミナー開催事業**<br>・事業所を対象に、各種制度の説明や事業所の取り組み事例発表などの研修会を開催<br>開催数：3回（3地区×1回）<br>参加者：397人　予算：103千円 | （雇用人材総室）<br>**（再掲）労務管理改善助言事業**<br>同左<br><br>**（再掲）職場環境改善支援セミナー開催事業**<br>同左 | 雇用人材総室 |
| ⑥セクシュアル・ハラスメント対策の推進 | | | |
| チラシ、ガイドブック等による各種法律・制度の普及啓発や広報誌による鳥取県内の労働・雇用関係情報の周知などによって、相談体制の整備や職員研修などの職場におけるセクシュアル・ハラスメント対策を促進します。 | （雇用人材総室）<br>**労働教育推進事業**<br>労働関係法令等にかかるセミナーを開催<br>開催数：18回（県内3地区×6回）<br>予算：588千円　参加者：399人<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br>・性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談に要する経費<br>・2,365千円 | （雇用人材総室）<br>**労働教育推進事業**<br>同左<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br>・同左<br>・2,442千円 | 雇用人材総室<br>男女共同参画センター |
| ⑦女性の職業能力開発の支援 | | | |
| 女性の事情や訓練ニーズ、又は求人ニーズを考慮した様々な職業訓練の実施などによって女性の職業能力開発を支援します。 | （雇用人材総室）<br>**託児サービス付き訓練の実施**<br>女性の職業訓練をサポートするため、託児付きの訓練を実施。<br>実績：3地区×2回　受講者：6人（託児：9人）<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費** | （雇用人材総室）<br>**託児サービス付き訓練の実施**<br>同左（計画：3地区×2回　受講者：30人）<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費** | 雇用人材総室<br>男女共同参画センター |
| ⑧雇用の場における積極的改善措置の推進 | | | |
| 女性の管理職登用に向けた教育訓練を行うなど、積極的改善措置の取組を促進します。 | （男女共同参画推進課）<br>**新）男女がともに活躍する社会づくり推進事業**<br>・働く女性のキャリアアップ応援セミナー<br>キャリアが形成されにくい現状にある女性労働者が、将来の自分の姿（理想像）を思い描きながらいきいきと能力を発揮して働き続けることが出来るよう、働く意欲の向上やキャリアアップを応援するセミナーを開催（3回連続講座）　参加者：32人<br>・働きたい女性の再チャレンジ支援セミナー<br>出産、育児等に伴い就業を中断している女性が、再び希望する仕事に就き、いきいきと能力を発揮しながら働くことができるよう再チャレンジを支援するセミナーを開催（3回連続講座、託児付き）<br>参加者：37人<br>予算：369千円 | （男女共同参画推進課）<br>**女性のキャリアアップ支援事業**<br>・働く女性のキャリアアップ応援セミナー<br>キャリアが形成されにくい女性労働者が、将来の自分の姿（理想像）を思い描きながらいきいきと能力を発揮して働き続けることが実現できるようセミナーを開催し、働く意欲の向上・キャリアアップを応援し、県内企業における女性労働者の活躍及び管理職登用を促進する。（３回連続講座）<br>・働きたい女性の再チャレンジ支援セミナー<br>出産、育児等に伴い就業を中断している女性や働き方の見直しを考えている女性が、再び希望する仕事に就き、いきいきと能力を発揮しながら働くことができるよう再チャレンジを支援するセミナーを開催（3回連続講座、託児付き）<br>予算：529千円 | 男女共同参画推進課<br>雇用人材総室 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| **(5)** | **農林水産業、商工業などの自営業における男女共同参画の推進** | | | |
| | **①男女共同参画の視点に立った正当な評価と能力の発揮** | | | |
| | 農林水産業、商工業など自営業においても、その担い手が男女にかかわらず持てる力を十分に発揮し、評価され、方針決定過程に参画できることが求められています。<br>このことから、研修会の開催や戸別訪問等による家族経営協定締結の推進などにより地域社会や職種に残る固定的な性別役割分担意識やそれに基づく慣行などの見直しを進め、あわせて女性自身の参画意識の高揚と必要な知識、技能の習得などを推進します。 | （経済産業総室）<br>**小規模事業者等経営支援交付金（再掲）**<br>・県内小規模事業者の経営の改善発達を図るため、商工会・商工会議所が経営支援専門員等を配置して経営、金融、税務等の支援（経営改善普及事業）を行うために要する経費を助成<br>・787,925千円<br>**中小企業連携組織支援交付金**<br>・県内の中小企業が個々の企業では不足する経営資源の相互補完、経営基盤の強化・充実等を図るために設立する協同組合等の中小企業連携組織に対する「中小企業団体中央会」の支援活動に対して助成<br>・91,607千円 | （経済産業総室）<br>**小規模事業者等経営支援交付金（再掲）**<br>・同左<br>・予算　779,433千円<br><br>**中小企業連携組織支援交付金**<br>・同左 | 経済通商総室 |
| | **②農業協同組合や商工団体への女性の登用** | | | |
| | 農業協同組合や商工団体における女性農業委員や女性役員など自営業団体の女性役職員の増加が重要であり、知識・技能の向上を目的に、商工団体等による意識啓発研修の実施支援や女性農業委員の能力向上のための研修会開催支援などに取り組みます。 | （経済産業総室）<br>**小規模事業者等経営支援交付金（再掲）**<br>・県内小規模事業者の経営の改善発達を図るため、商工会・商工会議所が経営支援専門員等を配置して経営、金融、税務等の支援（経営改善普及事業）を行うために要する経費を助成<br>・787,925千円 | （経済産業総室）<br>**小規模事業者等経営支援交付金（再掲）**<br>・同左<br>・予算　779,433千円 | 経済通商総室 |
| | **③起業家を目指す女性の支援** | | | |
| | 女性が自らの能力を発揮し、あわせて女性起業家が活躍することにより地域社会や経済への活性化につなげることが求められています。<br>　このことから、女性グループの地域活動や生産活動、並びにいったん育児などのために退職した女性が再チャレンジとして行うＳＯＨＯ（注１７）など女性の起業を支援します。<br><br>注１７）　ＳＯＨＯ：「スモールオフィス／ホームオフィス」の略。会社と自宅や郊外の小さな事務所をコンピューターネットワークで結び、仕事場としたもの。あるいは、コンピューターネットワークを活用して自宅や小さな事務所で事業を起こすこと。 | （雇用人材総室）<br>**創業・ベンチャー人材育成研修（とっとり雇用創造未来プランのメニューとして実施）**<br>・創業やベンチャー起業を希望する求在職者を対象とした、創業等に必要な知識・技能を習得する研修を東部、中部、西部で商工団体に委託して実施。<br>・実施主体　鳥取県雇用創造協議会（県、県下全市町村、商工団体、関係団体等により設立した協議会）<br>・研修期間：東部8～9月の5日間、12月の5日間<br>中部8～9月の5日間、11月の5日間<br>西部9～10月の8日間、11月～12月の7日間<br>・参加者：東部計64名（定員計60名）、中部39名（定員40名）、西部103名（定員80名）<br>・予算額　13,678千円 | （雇用人材総室）<br>**創業・ベンチャー人材育成研修（とっとり雇用創造未来プランのメニューとして実施）**<br>・H25年度も同様の内容で実施予定。（各地区2回）<br>・予算額　13,464千円 | 雇用人材総室 |
| **(6)** | **男女でともに担う家庭・地域生活の実現** | | | |
| | **①男女共同参画の視点に立った家庭と地域における教育の推進** | | | |
| | 家庭では、男女共同参画の視点に立って男女平等意識を高め、家族全員が協力し助け合って暮らすことの大切さを理解することが重要です。また、広く住民を対象とした男女共同参画の視点に立った生涯学習講座などを充実することが求められています。<br>このことから、生涯学習講座等の企画者への研修の実施などの取組を促進します。 | （人権教育課）<br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を共同実施。<br><br>**（再掲）PTA人権研修会への支援**<br>・PTA人権学習プログラムの提供や、ファシリテーターとして研修を支援。<br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（活動支援）**<br>・男女共同参画を進める団体等の活動支援を実施。<br>・2,887千円 | （人権教育課）<br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・同左<br><br>**（再掲）PTA人権研修会への支援**<br>・同左<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（活動支援）**<br>**男女共同参画普及啓発事業（活動支援）**<br>・同左<br>・3,105千円 | 人権教育課<br>男女共同参画センター |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | ②男性の男女共同参画の学習機会の提供 | | | |
| | 男性の男女共同参画への理解を進め、家事、子育て、介護等を男女で担うため、男性を対象とした研修会の開催などに取り組みます。 | （男女共同参画推進課）<br>**北東アジア男女共同参画フォーラムの開催**<br>男女共同参画社会について、県民の理解及び北東アジア３地域（韓国江原道、モンゴル中央県、鳥取県）の相互理解を深めるため、「経済」をテーマにフォーラムを開催<br>参加者：約250人<br>予算額：6,700千円<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・男女共同参画を進めるための理解やリーダーとなる者を増やすための普及啓発・人材育成を実施。<br>・3,778千円 | （男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・同左<br>・3,610千円 | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画センター |
| | ③地域社会の様々な分野での男女共同参画の推進 | | | |
| | 女性防火組織の育成強化をはじめ、環境問題に関する地域や学校における取組など様々な地域活動に老若男女がともに参画し、地域の課題や今後について一緒に話し合い、決定し、実行していくことが求められています。<br>このことから、講師の派遣や財政的な支援などを行って、地域や団体の自主的な学習や研修を促進します。 | （男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（活動支援）**<br>・男女共同参画を進める団体等の活動支援を実施。<br>・2,887千円 | （男女共同参画推進課）<br>**新）関西広域で考える男女共同参画フォーラム開催支援事業**<br>県内で男女共同参画の取組を行っている団体とのネットワークを広げるとともに、県外の団体との意見交換等を通じて各団体のスキルアップを図り、新たなネットワークづくりを進めることを目的として、実行委員会が実施する「関西広域で考える男女共同参画フォーラム」の開催経費の一部を助成する。<br>予算額：746千円<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（活動支援）**<br>・同左<br>・3,105千円 | 男女共同参画推進課<br>男女共同参画センター |
| （7） | **配偶者に対する暴力の根絶** | | | |
| | ①暴力を許さない社会を実現するための教育・普及啓発 | | | |
| | ＤＶについての認識は少しずつ浸透していますが、家庭内の問題であり被害者にも原因があるという認識に立つ発言も見られるなど広く県民に理解されているとはいいがたいことから、引き続きＤＶは犯罪であり、重大な人権侵害であるという社会的な認識を深める啓発を実施します。 | （男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br>・性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談に要する経費<br>・2,365千円 | （男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br>・同左<br>・2,442千円 | 男女共同参画センター |
| | ②被害者保護・支援対策の整備 | | | |
| | 本県においては、民間シェルター等の支援団体等と協働し、被害者の安全な避難場所の確保など、全国に先駆けて、被害者保護・支援を実施しています。<br>また、ＤＶ防止法の対象外となる配偶者以外の恋人、親、兄弟等からの暴力被害者についても、一時保護ができるよう対応しています。<br>引き続き、支援の充実を図るとともに、都道府県によって格差があることから、被害者が全国どこでも同じ水準で支援が受けられるよう全国に情報発信し、また国に要望します | （人権・同和対策課）<br>**人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置　予算：10,264千円<br>相談件数：478件<br><br>（青少年・家庭課）<br>**DV被害者等保護・支援事業**<br>・ＤＶ被害者の保護・自立支援及び民間支援団体への助成を行った。<br>・予算額：14,620千円<br><br>○ＤＶ被害者の一時保護を行う民間シェルターに対し、ＤＶ被害者の保護及び自立に支援活動に要した経費について助成した | （人権・同和対策課）<br>**人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置　予算：10,650千円<br><br>（青少年・家庭課）<br>**DV被害者等保護・支援事業**<br>・ＤＶ被害者の保護・自立支援及び民間支援団体への助成を行う。<br>・予算額：9,443千円<br><br>○ＤＶ被害者の一時保護を行う民間シェルターに対し、ＤＶ被害者の保護及び自立に支援活動に要した経費について助成する。 | 人権・同和対策課<br>青少年・家庭課 |

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|
| ③相談体制の充実 | | | |
| ＤＶ被害及び女性に関する相談については、圏域ごとに設置したＤＶ相談支援センターで引き続き２４時間体制で対応していくとともに、市町村や関係機関、住民団体と連携・協働して、相談機能の強化に努めます | （人権・同和対策課）<br>**人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置　予算：10,264千円<br>相談件数：478件<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br>・性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっている問題に関する相談に要する経費<br>・2,365千円<br>（青少年家庭課）<br>**DV被害者支援強化事業**<br>・県、市町村の窓口職員等を対象に基本研修・実務研修等を実施した。<br>・「配偶者等に対する暴力防止」関係機関連絡会（全県、東・中・西圏域別に）を実施した。<br>・予算額：11,601千円<br>○婦人相談所、中部・西部の心と女性の相談室において女性の相談対応。 | （人権・同和対策課）<br>**人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置　予算：10,650千円<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br>・同左<br>・2,442千円<br><br>（青少年家庭課）<br>**DV被害者支援強化事業**<br>・県、市町村の窓口職員等を対象に基本研修・実務研修等を実施した。<br>・「配偶者等に対する暴力防止」関係機関連絡会（全県、東・中・西圏域別に）を実施した。<br>・予算額：6,425千円<br>○婦人相談所、中部・西部の心と女性の相談担当において女性の相談対応。 | 人権・同和対策課<br>男女共同参画センター<br>青少年・家庭課 |
| ④被害者の自立支援 | | | |
| ＤＶ被害者がそれまでの生活を離れ、新たな環境での自立を選択することができるように、住居の確保、経済的基盤の確立、子どもの養育、心身のケアなど被害者の回復と経済的自立を併せた支援を行います | （青少年家庭課）<br>**ＤＶ被害者等保護・支援事業**<br>・ＤＶ被害者の保護・自立支援及び民間支援団体への助成を行った。<br>・予算額：14,620千円 | （青少年家庭課）<br>**ＤＶ被害者等保護・支援事業**<br>・ＤＶ被害者の保護・自立支援及び民間支援団体への助成を行う。<br>・予算額：9,443千円 | 青少年・家庭課 |
| ⑤子どもの心のケア、支援 | | | |
| ＤＶを身近に見てきた子どもにはＤＶから逃れた後にもさまざまな症状や問題行動があらわれる場合があり、そのような子どもの心のケア、保育の確保や発達の支援とともに個々の状況に応じた学習支援を行います。 | （青少年家庭課）<br>**ＤＶ被害者等保護・支援事業**<br>・保護されている時の学習支援をおこなうため、民間支援団体への助成を行った。<br>・予算額：14,620千円<br><br>○児童相談所等と連携して子どもの心のケアを実施した。 | （青少年家庭課）<br>**ＤＶ被害者等保護・支援事業**<br>・保護されている時の学習支援をおこなうため、民間支援団体への助成を行う。<br>・予算額：9,443千円<br><br>○児童相談所等と連携して子どもの心のケアを実施する。 | 青少年・家庭課 |
| ⑥未然防止対策 | | | |
| 新たな被害者、加害者を作らないため、若年層が正しい認識を持ち、男女が対等な立場で尊重しあう関係についての理解を深める教育・啓発を実施します。 | （青少年・家庭課）<br>**ＤＶ予防啓発支援員活動事業**<br>・地域・学校等でDVの予防啓発活動及び相談支援が行える支援員を養成し、予防啓発体制を強化した。<br>・予算額：3,155千円 | （青少年・家庭課）<br>**ＤＶ予防啓発支援員活動事業**<br>・地域・学校等でDVの予防啓発活動及び相談支援が行える支援員を養成し、予防啓発体制を強化する。<br>・予算額：3,361千円 | 青少年・家庭課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | ⑦関係職員の研修の充実 | | | |
| | 二次的被害の発生を防止し、守秘義務の遵守を徹底するため、対応マニュアルを作成し、被害者の相談・支援にかかわる関係機関職員の研修の充実に努めます。 | （青少年・家庭課）<br>**DV被害者支援強化事業**<br>・県、市町村の窓口職員等を対象に基本研修・実務研修等を実施した。<br>・予算額：11,601千円<br><br>（男女共同参画センター）<br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・男女共同参画を進めるための理解やリーダーとなる者を増やすための普及啓発・人材育成を実施。<br>・3,778千円<br><br>（人権・同和対策課）<br>**人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置　予算：10,264千円　相談件数：478件 | （青少年・家庭課）<br>**DV被害者支援強化事業**<br>・県、市町村の窓口職員等を対象に基本研修・実務研修等を実施する。<br>・予算額：6,425千円<br>（男女共同参画センター）<br><br>**（再掲）男女共同参画普及啓発事業（各種講座）**<br>・同左<br>・3,610千円<br><br>（人権・同和対策課）<br>**人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,264千円　相談件数：478件 | 青少年家庭課<br>男女共同参画センター<br>人権・同和対策課 |
| (8) | **少年少女が健やかに成長できる環境づくり** | | | |
| | 少年少女が健やかに成長できる環境づくりを目指し、性的な感情を刺激したり、粗暴性・残虐性を誘発する有害な情報を含む書籍、ゲームソフトなどの販売、貸出等や、インターネット上の有害な情報の閲覧の規制のため、鳥取県青少年健全育成条例の適正な運用に努めます。 | （青少年・家庭課）<br>**青少年健全育成条例施行費**<br>・青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類について、青少年への販売等を規制するため、鳥取県青少年健全育成条例に基づき有害指定した。<br>・予算額　909千円 | （青少年・家庭課）<br>**青少年健全育成条例施行費**<br>・青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類について、青少年への販売等を規制するため、鳥取県青少年健全育成条例に基づき有害指定する。<br>・予算額　2,429千円 | 青少年・家庭課 |
| (9) | **女性が健康に生きるための支援** | | | |
| | ①リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい知識の普及 | | | |
| | 女性の人権を基礎とした正しい性教育など正確な知識・情報によって女性が主体的に行動し、健康な生活を送れること、そしてそれが尊重されることが求められています。<br>このことから、学校における性に関する教育の充実、心や性等に関する健康問題への教育・啓発や相談によって、男女が互いに性を尊重し、性と生殖に関する健康と権利を認めあう社会づくりを推進します。 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>・性感染症予防キャンペーン（7～9月）<br>リーフレットの配布や新聞広告の掲載等により、予防啓発を強化。<br>学校祭での健康教育、学校でのパネル展示、講演会の開催。<br>1,422千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・学校における性教育の充実を図るため、授業公開及び授業研究を通して、教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：677千円<br><br>**性教育・エイズ教育研修会の開催**<br>・性教育・エイズ教育に関する専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：189千円 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>・性感染症予防キャンペーン（7～9月）<br>同左<br>1,559千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・同左<br>予算：597千円<br><br>**性教育・エイズ教育研修会の開催**<br>・同左<br>予算：189千円 | 健康政策課<br>スポーツ健康教育課 |
| | ②妊娠・出産など生涯を通じた女性の健康対策の推進 | | | |
| | 思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など人生の各ステージに対応した適切な健康管理が必要です。<br>特に、本県において、２０歳未満の人工妊娠中絶実施率が全国上位という現状から、適<br>切な性教育の実施など家庭や学校、地域が連携した取組を推進します。<br>不妊に悩む人が安心して治療を受けることができるよう不妊の治療費の一部助成や不妊に関する専門的な相談窓口の設置など環境の整備に努めます。 | （スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・学校における性教育の充実を図るため、授業公開及び授業研究を通して、教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：677千円<br><br>**性教育・エイズ教育研修会の開催**<br>・性教育・エイズ教育に関する専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：189千円 | （スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・同左<br>予算：597千円<br><br>**性教育・エイズ教育研修会の開催**<br>・同左<br>予算：189千円 | スポーツ健康教育課 |

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|
| | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| ③エイズや性感染症等の対策の推進 | | | |
| 女性の健康に大きな影響を及ぼすＨＩＶ・エイズや性感染症に対し、正しい知識の普及、相談・検査体制の充実など、感染の未然防止を図ります。<br>また、学校においても、児童・生徒が発達段階に応じた正しい知識を身につけるための性教育を実施します。 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>〔正しい知識の普及啓発〕<br>・イベントに合わせて普及啓発…HIV検査普及週間（6月1～7日）等イベントに合わせ、啓発物の配布や、新聞・ラジオ等メディアを活用し普及啓発を実施。<br>・エイズ・性感染症検査、相談体制の充実…保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援を実施。<br>〔予防教育〕<br>・各保健所で、市町村・教育委員会・学校等と連携を取り、学校祭への協力、授業等実施。<br>・出前講座…地域・職場からの要請により、保健所で対応。<br>3,585千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・学校における性教育の充実を図るため、授業公開及び授業研究を通して、教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：677千円<br>**性教育･エイズ教育研修会の開催**<br>・性教育･エイズ教育に関する専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：189千円 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>同左<br>2,895千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・同左<br>予算：597千円<br><br>**性教育･エイズ教育研修会の開催**<br>・同左<br>予算：189千円 | 健康政策課<br><br>スポーツ健康教育課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| （1）教育・啓発の推進 | | | | |
| | ①障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進 | | | |
| | 学校や地域など身近な生活の中で、障がいの有無にかかわらず、お互いの人格や個性が尊重され、共に認め合いながら生活していくことや、すべての人が社会での役割を持ち、意味ある存在であることを認識し、豊かな心を育み合うものとしての人間関係を築くことが大切です。 | （障がい福祉課）<br>**山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br>・あいサポーター研修の実施<br>・あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進<br>・あいサポートキッズの養成（児童に対するあいサポート運動の普及啓発）<br>・障害者週間等における普及啓発<br>・他県連携の推進<br>予算：16,154千円<br><br>**支え愛のまちづくり普及啓発事業**<br>・県民の「支え愛」の心の醸成を目的に、従来個別で行っていた福祉施策普及啓発事業を総合的に実施（前年度開催の第１回イベントは福祉保健課実施）<br>予算：5,501(千円)<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施 | （障がい福祉課）<br>**山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br>・あいサポーター研修の実施<br>・（新）地域実践塾の開催<br>・あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進<br>・（新）あいサポート企業・団体等による地域活動の普及<br>・あいサポートキッズの養成（児童に対するあいサポート運動の普及啓発）<br>・障害者週間等における普及啓発<br>・他県連携の推進<br>・（新）シンポジウムの開催、メディアミックスによるあいサポート運動の普及啓発<br>予算：20,272千円<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左 | 障がい福祉課<br>人権教育課 |
| ○ | 学校教育では、体験、学習を通して、障がいの種類や程度による障壁の違いを理解し、人権侵害の実態について正しく認識し、障がいに応じて正しく対応するために、障がいのある幼児・児童・生徒との校・園内での交流やふれあい及び共同学習の充実が必要です。<br>また、障がいのある人に対する偏見や差別は、障がいのない人の問題であることの理解、自分自身の考え方を振り返り、共に生きていこうとする態度の育成が重要です。あわせて、保護者への啓発も必要です。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | 障がい福祉課<br>人権教育課 |
| ○ | 社会教育では、ノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザインに対する理解や普及、障がいのある人への正しい認識や障がい者施設等への理解、福祉制度についての情報提供、交流やふれあいの機会を多く設けることなどが大切です。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を共同実施。<br><br>**（再掲）PTA人権研修会への支援**<br>・PTA人権学習プログラムの提供や、ファシリテーターとして研修を支援。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・同左<br><br>**（再掲）PTA人権研修会への支援**<br>・同左 | 障がい福祉課<br>人権教育課 |
| | ②「あいサポート運動」の推進 | | | |
| | あいサポート運動（注１８）を県民に周知するため、様々な媒体や機会を活用しながら幅広い県民の参加による啓発・広報活動を積極的に推進します。<br><br>注１８）あいサポート運動：<br>障がいのある人が暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を図るため、多様な障がいの特性、障がいのある人が困っていることや、障がいのある人への必要な配慮などを理解して、日常生活の中で障がいのある人が困っている時などにちょっとした手助けや配慮を実践する人（あいサポーター）を普及する運動 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業** | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業** | 障がい福祉課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ③障がいの原因となる疾病など保健・医療の正しい知識の普及 | | | |
| | 障がいの原因となる精神疾患、難治性疾患等の疾病、外傷等の予防と治療について県民<br>に対する正しい知識の普及を図るとともに、これらの疾病等に対する偏見・差別をなく<br>すよう努めます。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業** | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業** | 障がい福祉課 |
| （2） | **自立支援を重視した相談体制** | | | |
| | ①ケアマネジメントの推進 | | | |
| | 障がいのある人の自立した地域生活を支えるため、当事者を中心に据えた個別支援会議の開催、ケアマネジメントの手法を活用した実践等によって、個別のニーズ・課題を把握するとともに、その中で明らかとなった課題等について、地域自立支援協議会で報告することにより地域全体で共有し、その解決につなげていく体制の充実を図ります。 | （障がい福祉課）<br>**相談支援体制強化事業**<br>・県地域自立支援協議会運営事業（市町村自立支援協議会及び圏域の自立支援協議会等での議論を踏まえ、県全域又は広域的な課題を協議調整するため設置した県地域自立支援協議会の運営を実施）<br>・相談支援アドバイザー派遣事業（市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを積極的に派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を実施）<br>予算：2,244千円 | （障がい福祉課）<br>**相談支援体制強化事業**<br>・県地域自立支援協議会運営事業（市町村自立支援協議会及び圏域の自立支援協議会等での議論を踏まえ、県全域又は広域的な課題を協議調整するため設置した県地域自立支援協議会の運営を実施）<br>・相談支援アドバイザー派遣事業（市町村地域自立支援協議会を核とした地域の相談支援体制を活性化させるためにアドバイザーを積極的に派遣し、市町村等へ課題解決等に向けた技術的助言を実施）<br>予算：1,653千円 | 障がい福祉課 |
| | 相談支援の手法を正しく理解し、的確に応用・実践する力のある専門相談員の資質向上に取り組みます。 | （障がい福祉課）<br>**障がい者福祉従事者等研修事業**<br>・相談支援等が円滑に実施されるよう人材の育成、サービス等の質の向上を目的に各種研修を実施<br>予算：23,341千円<br><br>（子ども発達支援課）<br>**ペアレントメンター・フォローアップ研修**<br>・ペアレントメンター（発達障がい児（者）の保護者による発達障がい児（者）の保護者への相談相手）の活動スキルの維持のためのフォローアップ研修を実施（年1回）<br>予算　443千円<br>**発達支援コーディネーターの養成**<br>・市町村の幼児期の発達障がい支援の中核を担う人材として、保健師、保育士等を対象に発達支援コーディネーターを養成する研修を実施（2年間で8日間受講）<br>第1期（H24～25年度養成）16市町村から66名が受講中。H24年度は4日間受講終了。<br>予算　635千円<br>**発達障がい者就労・生活支援研修**<br>・障害者就業・生活支援センターを運営している事業所に配置した発達障がい者就労・生活支援員及び発達障がい者の相談支援に携わる事業所の職員を対象に2日間研修を実施。　予算　837千円 | （障がい福祉課）<br>**障がい者福祉従事者等研修事業**<br>・相談支援等が円滑に実施されるよう人材の育成、サービス等の質の向上を目的に各種研修を実施<br>予算：20,406千円<br><br>**（新）相談支援従事者スキルアップ研修事業**<br>・相談支援の業務に従事して日の浅い初任者に対して実務的なスキルアップ研修を実施し、計画相談等の質の確保・向上を図る<br>予算：1,225千円<br><br>（子ども発達支援課）<br>**ペアレントメンター・フォローアップ研修**<br>・同左<br>予算　448千円<br><br>**発達支援コーディネーター養成研修**<br>・同左（H25年度から第2期を開始）<br>予算　1,055千円<br><br>**発達障がい者就労・生活支援研修**<br>・同左<br>予算　332千円 | 障がい福祉課<br><br>子ども発達支援課 |
| | ②ピア・カウンセリング等の当事者活動・家族活動等への支援 | | | |
| | 障がいのある人及びその家族がその持てる力を発揮することは、障がいのある人の自立と自己実現にとって重要なことです。このため、ピアカウンセリング・ピアサポート（障がいのある人及びその家族が相互に相談に応じるなど、支援し合うことをいう。）等の当事者活動・家族活動等を支援します。 | （障がい福祉課）<br>**身体・知的障害者相談員活動強化事業**<br>・身体・知的障害者相談員に対する研修を実施<br>（相談員の資質向上、活動強化）<br>予算：1,583千円 | （障がい福祉課）<br>**身体・知的障害者相談員活動強化事業**<br>・身体・知的障害者相談員に対する研修を実施<br>（相談員の資質向上、活動強化）<br>予算：1,770千円 | 障がい福祉課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (3) | **障がいのある人の地域生活移行に係る支援の充実** | | | |
| | ①訪問系サービスの充実 | | | |
| | 障がいのある人が自己選択・自己決定により地域で生活できるようにするため、居宅介護等の訪問系サービスについて、様々な障がい特性に対応する事業所の確保に、市町村と連携して取り組みます。 | （障がい福祉課）<br>**社会福祉施設等施設整備費補助金**<br>・居宅介護事業所等の創設等に必要な工事費を補助<br>予算：255,379千円<br><br>**障害者自立支援基盤整備事業**<br>・居宅介護事業所等の改修等に必要な工事費を補助<br>予算：121,500千円 | （障がい福祉課）<br>**社会福祉施設等施設整備費補助金**<br>・居宅介護事業所等の創設等に必要な工事費を補助<br>予算：367,305千円 | 障がい福祉課 |
| | ②短期入所事業所の確保 | | | |
| | 家族や保護者の病気その他の理由により、家庭で介護を受けることが一時的に困難な場合に利用する短期入所（ショートステイ）について、市町村とともに事業所数の増加を目指します。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）社会福祉施設等施設整備費補助金**<br><br>**（再掲）障害者自立支援基盤整備事業** | （障がい福祉課）<br>**（再掲）社会福祉施設等施設整備費補助金** | 障がい福祉課 |
| | ③日中活動の場の確保 | | | |
| | 障がいのある人が自己選択・自己決定により地域で生活できるようにするために、市町村とともに障がいのある人の利用ニーズに対応する日中活動系サービスの一層の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族等に対して、日中活動系サービス制度の一層の周知を図ります。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）社会福祉施設等施設整備費補助金**<br><br>**（再掲）障害者自立支援基盤整備事業** | （障がい福祉課）<br>**（再掲）社会福祉施設等施設整備費補助金** | 障がい福祉課 |
| | ④生活の場の確保 | | | |
| | 共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）事業を行う意向を有する事業者の把握に努め、広く情報提供を行う等により、障がいのある人の生活の場の確保に取り組みます。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）社会福祉施設等施設整備費補助金**<br><br>**（再掲）障害者自立支援基盤整備事業**<br><br>**グループホーム・ケアホームへの移行促進事業**<br>・賃貸物件にてグループホーム等を開設する際に必要となる初度経費を補助<br>予算：2,000千円<br><br>**障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業補助金**<br>・グループホーム等において夜間世話人を配置するために必要な経費を補助<br>予算：13,790千円<br><br>**鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業**<br>・強度行動障がいのある方が入居するケアホームの運営又は施設整備に必要な経費を補助<br>予算：16,619千円 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）社会福祉施設等施設整備費補助金**<br><br>**鳥取県型グループホーム・ケアホーム設置促進事業補助金**<br>・グループホーム等の安全性を確認するために必要となる図面の作成経費を補助<br>予算：1,188千円<br><br>**障がい者グループホーム等夜間世話人等配置事業補助金**<br>・グループホーム等において夜間世話人等を配置するために必要な経費を補助<br>予算：15,765千円<br><br>**鳥取県型強度行動障がい者入居等支援事業**<br>・強度行動障がいのある方が入居するケアホームの運営に必要な経費を補助<br>予算：12,452千円 | 障がい福祉課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ⑤サービス提供に関する職員の養成 | | | |
| | 各地域におけるサービスの質の向上を図るため、サービス提供責任者・管理者のみならず、直接サービスを提供する職員を対象とした研修を充実させます。 | （障がい福祉課）<br>**障がい者福祉従業者等研修事業**<br>・障害福祉サービスを提供する者等の人材育成、サービス向上を目的とした研修を実施<br>予算：20,647千円<br><br>**介護職員等によるたんの吸引等研修事業**<br>・たんの吸引等を適切に行う介護職員等の養成研修等を実施<br>予算：6,196千円 | （障がい福祉課）<br>**障がい者福祉従業者等研修事業**<br>・障害福祉サービスを提供する者等の人材育成、サービス向上を目的とした研修を実施<br>予算：20,406千円<br><br>**介護職員等によるたんの吸引等研修事業**<br>・たんの吸引等を適切に行う介護職員等の養成研修等を実施<br>予算：3,559千円 | 障がい福祉課 |
| (4) | **権利擁護の推進** | | | |
| | ①成年後見制度の活用促進 | | | |
| | 判断能力が不十分な人に代わって判断し、財産や金銭の管理など様々な法的手続などを行い、当事者の望む暮らしを支援する成年後見制度について普及啓発に取り組みます。<br>また、成年後見制度の利用促進のため、市町村の成年後見申立に係る補助金の利用を促進するとともに、県としても地域で成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりを推進します。 | （長寿社会課）<br>・鳥取県社会福祉協議会が行う成年後見セミナー、権利擁護セミナーの開催を支援し、住民向けの普及啓発を行った。<br>・西部圏域にH24年4月10日成年後見支援センターを開設した。<br>・引き続き、東部・中部において成年後見支援センターが設立されるよう関係機関との協議を行った。 | （長寿社会課）<br>**成年後見支援センター運営支援事業**<br>・鳥取県社会福祉協議会が行う成年後見セミナー、権利擁護セミナーの開催を支援し、住民向けの普及啓発を推進していく。<br>・中部にH25年4月1日、東部にH25年4月8日に成年後見支援センターが開設し、高齢者を地域全体で支えあう仕組みづくりを支援する。<br>予算額　9,000千円 | 長寿社会課 |
| | ②地域福祉権利擁護の活用促進 | | | |
| | 判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活を送れるため、日常的金銭管理をはじめとした福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業（鳥取県社会福祉協議会実施）について、費用を助成するとともに、普及啓発に取り組みます。 | （長寿社会課）<br>**日常生活自立支援事業**<br>・県社協が行う「日常生活自立支援事業」の取組を補助支援。<br>・県社協では、ホームページや広報誌への掲載、セミナーの開催等を通じ、普及啓発を行うとともに、県では地元新聞に広告掲載を行った。<br>予算：44,381千円 | （長寿社会課）<br>**日常生活自立支援事業**<br>・昨年度に引き続き県社協への補助金を予算化し、その取組を支援。<br>予算：49,168千円 | 長寿社会課 |
| | ③福祉サービスに関する運営適正化委員会の周知 | | | |
| | 福祉サービス利用者の権利を守るため、苦情解決事業に係る事業者向けの研修会の開催や苦情対応事例集等の事業者への配布を行い、運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業の周知を図ります。 | （福祉保健課）<br>**福祉サービス利用者苦情解決事業**<br>・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費等に対し助成<br>予算額　8,135千円<br>平成24年度相談受付件数：106件（うち、障がい者関係は75件） | （福祉保健課）<br>**福祉サービス利用者苦情解決事業**<br>・同左<br>予算額　9,617千円（予算は長寿社会課） | 福祉保健課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| (5) | **障害のある人の就労に対する支援の充実** | | | |
| | ①事業所に対する障がいのある人の雇用についての啓発 | | | |
| | 平成２１（２００９）年６月１日現在で、従業員が５６人以上の県内事業所の約４割が、障がい者法定雇用率（１．８％）を達成していません。障がいのある人が就業するために、事業主の理解が求められています。<br>このことから、障がいのある人の雇用に積極的な事業所や優秀な勤労者等について知事表彰を行い、さらに毎年９月の障がい者雇用支援月間に、鳥取労働局、(社)高齢・障害者雇用促進協会と連携し、雇用促進セミナーを開催し、障がい者雇用について啓発活動を行っていきます。<br>また、障がいのある人を雇用している事業所は、障がいのある人が能力を十分に発揮することができ、障がいのある人も周囲の人も働きやすい職場づくりに取り組むことが必要です。そのために、障がいの特性を理解するための企業内啓発に、鳥取障がい者職業センターや各障がい者就業・生活支援センターと連携して取り組んでいきます。 | （障がい福祉課）<br>**障がい者一般就労移行支援事業**<br>・福祉施設利用者の職場実習受入企業に謝金を、職場実習者本人に奨励金を支給<br>・障がい者の就労支援を行う者の資質向上のため、ジョブコーチ地方セミナーを開催<br>予算：2,669千円<br><br>**障がい者就労環境改善事業**<br>・障がい者の職場実習等の受け入れに協力するあいサポート企業に対し、企業内のバリアフリー化を行う経費を助成<br>予算：10,000千円<br><br>**生活支援事業費(障害者就業・生活支援事業)**<br>・日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対して職業生活を送る上で必要な助言・指導を行うため、就業・生活支援センターに生活支援員を１名ずつ配置<br>予算：15,870千円<br><br>**発達障がい支援人材育成・配置事業(うち発達障がい者就労・生活支援員配置事業)**<br>・障害者就業・生活支援センターを運営している法人に発達障がい者就労・生活支援員を１名ずつ配置するとともに、発達障がい者への相談支援に関する研修を実施<br>（雇用人材総室）<br>**障がい者就業支援事業**<br>・障がい者雇用に関するハンドブック作成<br>・障がい者雇用優良事業所等の表彰<br>・就業支援基礎研修会の開催<br>・障がい者就業支援説明会の開催<br>・初めて障がい者を雇った事業所のための研修会開催<br>・障害者就業・生活支援センターを県内３箇所設置し、支援員を配置<br>・障がい者職場実習の実施<br>・障がい者を雇用する企業に所属するジョブコーチを育成するための諸経費の助成<br>・予算：25,876千円<br>「障がい者就業支援推進協議会（会長：副知事）」を設置し、関係機関の施策連携を行った | （障がい福祉課）<br>**障がい者一般就労移行支援事業**<br>・福祉施設利用者の職場実習受入企業に謝金を、職場実習者本人に奨励金を支給<br>・（新）障がい者の就労支援の充実を図るため、本県において職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修（厚生労働省指定研修）を開催<br>・（新）障がい者を雇用することのメリットや実践報告等を行う企業向けのセミナーを開催<br>予算：3,930千円<br>**障がい者就労環境改善事業**<br>・障がい者の職場実習等の受け入れに協力するあいサポート企業に対し、企業内のバリアフリー化を行う経費を助成<br>予算：10,000千円<br><br>**生活支援事業費(障害者就業・生活支援事業)**<br>・日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対して職業生活を送る上で必要な助言・指導を行うため、就業・生活支援センターに生活支援員を１名ずつ配置するとともに、東部及び西部の就業・生活支援センターに「発達障がい者就労・生活支援員」を配置<br>予算：26,160千円<br><br>（雇用人材総室）<br>**障がい者就業支援事業**<br>・同左<br>・予算：25,460千円<br><br>**(新) 障がい者雇用拡大推進事業**<br>・障がい者の雇用拡大のために成功体験を伝える会を開催し、障がい者の意識改革を進める<br>予算：4,637千円<br><br>**(新) 雇用率向上推進事業**<br>・障害者法定雇用率引き上げに伴って、新たに法適用となる企業を中心に、障がい者雇用拡大を進める<br>予算：4,637千円 | 障がい福祉課<br>雇用人材総室 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | ②障がいのある人の雇用の場の拡大、多様な就労形態の充実 | | | |
| | このことから、県では障がいのある人の雇用の場を拡大するために、東・中・西部に設置している障がい者就業・生活支援センターに職場開拓支援員を配置し、職場開拓を行っていきます。また、安定した職業生活を送るためには、関係機関が連携して支援を行うことが必要です。<br>このことから、東・中・西部の圏域ごとで、関係者と定期的に情報交換を行い、連携を図ります。<br>さらに、障がいのある人を雇用している事業所との連携としてジョブコーチや障がい者就業・生活支援センターの支援員が事業所の中に入り、障がい特性や就業する上での配慮事項等を助言していきます。 | （障がい福祉課）<br>**障がい者一般就労移行支援事業（再掲）**<br>・福祉施設利用者の職場実習受入企業に謝金を、職場実習者本人に奨励金を支給<br>・障がい者の就労支援を行う者の資質向上のため、ジョブコーチ地方セミナーを開催　予算：2,669千円<br><br>**（再掲）生活支援事業費（障害者就業・生活支援事業）**<br>・日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対して職業生活を送る上で必要な助言・指導を行うため、就業・生活支援センターに生活支援員を１名ずつ配置予算：15,870千円<br>**（再掲）発達障がい支援人材育成・配置事業（うち発達障がい者就労・生活支援員配置事業）**<br>・障害者就業・生活支援センターを運営している法人に発達障がい者就労・生活支援員を１名ずつ配置するとともに、発達障がい者への相談支援に関する研修を実施予算：10,290千円<br>**障がい者一般就労移行ネットワーク会議**<br>・障がい者の一般就労の促進のため、地域の就労支援ネットワークを構築し、各機関の連携・情報共有を行う　予算：900千円<br><br>（雇用人材総室）<br>**障がい者就業支援事業**<br>・障がい者雇用に関するハンドブック作成<br>・障がい者雇用優良事業所等の表彰<br>・就業支援基礎研修会の開催<br>・障がい者就業支援説明会の開催<br>・初めて障がい者を雇った事業所のための研修会開催<br>・障害者就業・生活支援センターを県内３箇所設置し、支援員を配置<br>・障がい者職場実習の実施<br>・障がい者を雇用する企業に所属するジョブコーチを育成するための諸経費の助成<br>・予算：25,876千円<br>「障がい者就業支援推進協議会（会長：副知事）」を設置し、関係機関の施策連携を行った | （障がい福祉課）<br>**障がい者一般就労移行支援事業（再掲）**<br>・福祉施設利用者の職場実習受入企業に謝金を、職場実習者本人に奨励金を支給<br>・（新）障がい者の就労支援の充実を図るため、本県において職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修（厚生労働省指定研修）を開催<br>・（新）障がい者を雇用することのメリットや実践報告等を行う企業向けのセミナーを開催　予算：3,930千円<br>**生活支援事業費（障害者就業・生活支援事業）（再掲）**<br>・日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がい者に対して職業生活を送る上で必要な助言・指導を行うため、就業・生活支援センターに生活支援員を１名ずつ配置するとともに、東部及び西部の就業・生活支援センターに「発達障がい者就労・生活支援員」を配置<br>予算：26,160千円<br>**障がい者一般就労移行ネットワーク会議**<br>・障がい者の一般就労の促進のため、地域の就労支援ネットワークを構築し、各機関の連携・情報共有を行う<br>予算：900千円<br><br>（雇用人材総室）<br>**障がい者就業支援事業**<br>・同左<br>・予算：25,460千円<br>**（新）障がい者雇用拡大推進事業**<br>・障がい者の雇用拡大のために成功体験を伝える会を開催し、障がい者の意識改革を進める<br>予算：4,637千円<br>**（新）雇用率向上推進事業**<br>・障害者法定雇用率引き上げに伴って、新たに法適用となる企業を中心に、障がい者雇用拡大を進める　予算：4,637千円 | 障がい福祉課<br>雇用人材総室 |
| | ③障がいのある人の職業能力開発の充実 | | | |
| | 高等技術専門校では就職を目指して職業能力・就労意欲を高める訓練を実施しており、より早期に安定した就労を目指し、事業主への委託により実施する訓練を関係機関との連携により充実させます。<br><br>※高等技術専門学校⇒産業人材育成センター | （雇用人材総室）<br>**障がい者職業訓練事業**<br>・障がい者を対象とした訓練を実施<br>予算：33,266千円<br>訓練修了者：38人　就職者：25人 | （雇用人材総室）<br>**障がい者職業訓練事業**<br>・障がい者を対象とした訓練を実施<br>予算：34,998千円 | 雇用人材総室 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | ④就労支援事業所等の充実強化 | | | |
| | 企業等が既存の建物等を活用する障がい福祉サービス事業（就労移行支援事業・就労継続支援（A型・B型）事業等）について、企業等へ積極的に働きかけや移動支援を行うことなど、新規の事業参入を支援することにより、市町村と連携して、利用者ニーズに対応したサービス提供体制の確立に努め、障がいのある人の働く場や就労機会の拡大を図ります。 | （障がい福祉課）<br>**自立支援対策臨時特例基金特別対策事業費(うち基盤整備事業補助金)**<br>・旧法施設や小規模作業所が障害福祉サービス事業所に移行する際に必要となる施設や設備等の経費を助成<br>予算：121,500千円<br><br>**工賃3倍計画事業**<br>・障害福祉サービス事業所で働く障がい者の工賃を引き上げるため、アドバイザーの事業所への派遣や各種研修会等を実施するほか、一般市場への販路拡大等を支援<br>予算：26,774千円<br><br>**障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業**<br>・就労系障害福祉サービス事業所に対する無利子融資制度及び新商品開発補助金制度のほか、障害福祉サービス事業所と協働連携して新商品等を開発するあいサポート企業に経費を助成<br>予算：10,301千円<br><br>**農福連携推進事業**<br>・障がい者の農林水産業分野への就労促進を継続支援するほか、共同受注等の新たなモデル的取組について検討<br>予算：6,737千円（＋雇用基金18,234千円） | （障がい福祉課）<br>**社会福祉施設等施設整備費補助金**<br>・障がい福祉サービス事業所（就労移行支援事業・就労継続支援（A型・B型）事業所等）の創設等を行う場合の工事費を補助<br>予算：367,305千円<br><br>**工賃3倍計画事業**<br>・障害福祉サービス事業所で働く障がい者の工賃を引き上げるため、アドバイザーの事業所への派遣や各種研修会等を実施するほか、一般市場への販路拡大等を支援<br>予算：34,180千円<br><br>**障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業**<br>・就労系障害福祉サービス事業所に対する無利子融資制度及び新商品開発補助金制度のほか、障害福祉サービス事業所と協働連携して新商品等を開発するあいサポート企業に経費を助成<br>予算：9,393千円<br><br>**農福連携推進事業**<br>・障がい者の農林水産業分野への就労促進を継続支援するほか、共同受注等の新たなモデル的取組について検討<br>予算：13,896千円 | 障がい福祉課 |
| | ⑤県における障がいのある人の雇用 | | | |
| | 県では、身体障がいのある人を対象とした職員採用試験を実施しており、また、知的障がいのある人などを非常勤職員として雇用しています。<br>さらに、障がいのある人の教員免許取得状況等を踏まえつつ、教員採用試験において、障がいのある人の採用枠を設置する等、教育委員会における実雇用率の上昇に努めています。<br>また、今後も、県における障がいのある人の継続的な雇用を推進していきます。 | （人事企画課）<br>・身体障がい者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から4級までの方で、介護者なしに職務の遂行が可能であり、かつ、活字印刷文による出題に対応できる方を対象に採用試験を行い、3名が合格となり平成25年4月1日付けで正職員として採用した。<br>・また、非常勤職員についても24年度から身体障がい者枠を設けて採用試験を実施し、平成25年4月1日付けで3名を採用した。<br>・知的障がい者を対象に軽易な業務を行ってもらうため、県庁と総合事務所にワークセンターを設けており、24年度は計2名を採用した。<br><br>（教育総務課）<br>**知的障がい者等に対する就労支援・雇用促進事業**<br>・県立学校に知的障がい者等を雇用し、校内における様々な業務に従事することにより、就労に向けて必要なコミュニケーション能力や各種技能等の習得を図り、民間企業への就労につなげていく。<br>・予算額　28,543千円 | （人事企画課）<br>・左記と同様の取組を実施する予定。<br><br>（教育総務課）<br>**県教育委員会における障がい者就労支援事業（一部新規・拡充）**<br>・特別支援学校卒業生等を対象に非常勤職員として学校現場における様々な業務に従事してもらうことにより、就労に向けて必要な業務遂行能力や事務処理能力、コミュニケーション能力の向上を図り、一般就労につなげていく。<br>・予算額　64,540千円<br><br>（小中学校課、特別支援教育課、高等学校課）<br>**教員採用試験における身体障がい者を対象とした選考の実施**<br>・教員採用試験において、身体障がい者を対象とした選考を実施（従来、採用予定者数に含んでいたものを別枠で設定） | 人事企画課<br>教育総務課<br>小中学校課<br>特別支援教育課<br>高等学校課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (6) | **暮らしやすいまちづくりの推進** | | | |
| | ①地域における支え合いの推進 | | | |
| | 障がいのある人が、地域で安全・安心に生活し、社会参加できるように、あいサポート運動の浸透を図るとともに、ボランティアや自治会など地域に根ざした様々な組織・団体等による住民参加型のネットワークづくりを進め、地域全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進していきます。<br>また、防災・防犯対策として、地域における障がいのある人の援助に関する知識の普及を図るとともに、障がいのある人に対しても防災・防犯知識の普及に努めます。<br>また、市町村に対しても、要援護者に配慮した市町村防災マニュアル作成指針を作成するなど災害時における障がいのある人の安全が確保されるよう支援していきます。 | （長寿社会課）<br>**「みんなでやらいや！鳥取型支え愛のまちづくり実践のための提言集」の策定**<br>・地域福祉関係者が各々の特徴を活かしながら、地域住民とともに生活課題への対応、援護が必要な者への適切な支援や行動につなげるための提言集を策定した。<br>・予算額：1,485千円<br><br>**老人クラブ支え愛活動支援モデル事業**<br>・琴浦町及び伯耆町老人クラブと県・市町村で協定を締結し、老人クラブによる地域での要援護者の見守り活動や災害時の要援護者に対する安否確認、避難誘導等を実施することへのモデル的な取組を支援した。<br>・予算額：800千円<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（学校支援地域本部事業）**<br>・地域コーディネーターが学校と学校支援ボランティア間の連絡調整を行い、学校の求めに応じて、地域住民等のボランティアが学習支援や部活動支援、環境整備、安全パトロールなどの支援活動を行う。<br>8,978千円 | （長寿社会課）<br>**みんなでやらいや！わが町支え愛活動支援事業**<br>・町内会等で取り組まれる災害時の要援護者避難体制及び平常時の見守り体制を支援することで、障がいのある方等が身近な地域で安全安心な生活基盤の整備を行う。<br>・予算額：5,000千円<br><br>**いきいき高齢者クラブ活動支援補助金**<br>・老人クラブが、これまで果たしてきた健康づくり、介護予防や生きがい活動などに加え、「地域における支え愛活動」の取組を強化し、老人クラブが主体となる要援護者の見守り等を推進。<br>・予算額：52,593千円<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（学校支援地域本部事業）**<br>・地域コーディネーターが学校と学校支援ボランティア間の連絡調整を行い、学校の求めに応じて、地域住民等のボランティアが学習支援や部活動支援、環境整備、安全パトロールなどの支援活動を行う。<br>7,935千円 | 長寿社会課<br><br>地域・家庭教育課 |
| | ②住宅セーフティネットの構築 | | | |
| | ○県営住宅における優先入居制度の継続実施 | | | |
| | 県営住宅の入居について、障がいのある人をはじめ住宅の確保に配慮を要する世帯を優先します。 | （住宅政策課）<br>入居決定の状況<br>高齢者世帯　　40世帯<br>母子・父子世帯　　34世帯<br>障がい者世帯　　22世帯 | （住宅政策課）<br>引き続き、優先入居制度を実施します。 | 住宅政策課 |
| | ○民間賃貸住宅への入居推進 | | | |
| | 障がいのある人等が安心して入居、居住できる民間賃貸住宅及び障がいのある人等の民間賃貸住宅への入居、居住を支援する不動産事業者、福祉関係団体を登録、公表します。また、障がいのある人等を受入れる民間賃貸住宅のバリアフリー改修に要する経費の一部を助成します。 | （住宅政策課）<br>**・鳥取県あんしん賃貸支援事業**<br>障がい者等の民間賃貸住宅への入居支援を行う民間賃貸住宅、不動産店、支援団体の登録を行い、公表した。（H24新規登録：協力不動産店２件、あんしん賃貸住宅11棟）<br><br>**・バリアフリー改修助成に関する県事業**<br>H22で終了。H23以降は国が直接補助による事業を実施。 | （住宅政策課）<br>**・鳥取県あんしん賃貸支援事業を継続実施**<br>ただし、事業主体はH24.11月に県、市町村、不動産事業者団体及び居住支援団体により設立した鳥取県居住支援協議会に移行。<br>県は、協議会の会員として主体的に活動に関わるほか、協議会が継続実施するあんしん賃貸支援事業に係る経費の一部を補助する。<br>（予算額：2,200千円）<br>**・バリアフリー改修**<br>国直接補助「民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業」の実施に協力する。 | 住宅政策課 |

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|
| ③公共的施設、公共交通機関等のバリアフリー化の推進 | | | |
| 鳥取県福祉のまちづくり条例等に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安心してあらゆる分野の活動に参加できるよう、行政、事業者・県民がそれぞれの責務を果たしながら、ユニバーサルデザインに配慮した建築物、歩道(道路)、公共交通機関、公共工作物(案内標識等)などバリアフリーな生活環境の改善・整備を促進します。<br>ハートフル駐車場利用証制度（注１９）により、歩行が困難な人などのために設けられた専用駐車スペースが適正に利用されるよう努めます。<br>また、障がいのある人等が講座、研修会、各種イベント等に自由に参加し、楽しむことができるよう、障がい等に配慮したイベントの手引きの普及を図るなど、事業運営面でバリアフリー化を推進します。<br><br>注１９）ハートフル駐車場利用証制度：<br>身体等に障がいのある人や高齢者、難病患者等で歩行が困難な人、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な人などに、「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が県と協定を結んだ施設に設けられた専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を利用できる制度 | (住宅政策課)<br>**バリアフリー環境整備事業補助金**<br>・高齢者や障がい者等の利用に配慮した建築物の整備を促進するため、バリアフリー法による建築物移動等円滑化基準を満たしている認定建築物の整備に対して助成。<br>補助率　国1/3,県1/6,市町村1/6<br>・予算額：　1,750千円<br>・実績：　1件 1,170千円<br><br>(道路企画課)<br>バリアフリーを目的とした視覚障がい者誘導ブロック設置、段差解消等の歩道整備<br>**・安心な道整備事業**<br>障がい者団体と意見交換を行い、既存歩道のバリアフリー化について協議<br>1箇所（米子市皆生地区）<br>5,641千円<br><br>すべての人が利用しやすいバス停を整備<br>**・バリアフリーバス停整備事業**<br>12箇所　15,000千円<br><br>(福祉保健課)<br>**○「誰もが参加しやすいイベントの手引き」の再周知**<br>**○福祉のまちづくり推進サポーター制度の創設**<br>ハートフル駐車場利用証制度など福祉のまちづくりの推進について、県民と行政が連携して、より一層の普及啓発を図ることを目的とした制度。 | (住宅政策課)<br>**バリアフリー環境整備事業補助金**<br>・同左<br>・予算：　5,400千円<br><br>(道路企画課)<br>バリアフリーを目的とした視覚障がい者誘導ブロック設置、段差解消等の歩道整備<br>**・安心な道整備事業**<br>視覚障がい者誘導ブロックの設置、段差擦りつけ、側溝蓋の整備等<br>2箇所（米子市皆生地区、倉吉市上灘地区）<br>28,641千円(H24年度2月補正含み)<br><br>すべての人が利用しやすいバス停を整備<br>**・バリアフリーバス停整備事業**<br>11箇所　15,500千円(H24年度2月補正含み)<br><br>(福祉保健課)<br>○福祉のまちづくり推進サポーターと連携し、ハートフル駐車場の増加等を進める。 | 住宅政策課<br>道路企画課<br>福祉保健課 |
| ④情報・コミュニケーション施策の充実 | | | |
| ○視覚障がいのある人への情報・コミュニケーション施策 | | | |
| 点字図書館をはじめ、点字・音声及びＩＴによる情報入手の手段の充実を図るために必要な拠点の機能を強化します。<br>あわせて、点訳奉仕員・朗読奉仕員の養成を進めるとともに、点訳・朗読奉仕員制度を広く周知して、その活用を促進します。 | (障がい福祉課)<br>**点字図書館運営費等補助金及び情報支援等事業**<br>・点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など視覚障がい者へのコミュニケーション支援を図る<br>予算：32,587千円 | (障がい福祉課)<br>**点字図書館運営費等補助金及び情報支援等事業**<br>・点字図書館の運営費補助、点字・声の広報発行など視覚障がい者へのコミュニケーション支援を図る<br>予算：32,828千円 | 障がい福祉課 |
| ○聴覚障がいのある人への情報・コミュニケーション施策 | | | |
| 当事者や関係団体と協働し、既存施設の活用等により、聴覚障がいのある人の情報提供拠点の強化を図ります。<br>あわせて、手話通訳者、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の養成を進めるとともに、市町村と協働して、障がい保健福祉圏域を基本とした手話通訳者等の派遣体制の確立を図ります。<br>また、県政テレビ番組について字幕や手話通訳を挿入するなど、様々なメディアによる情報提供にも配慮していきます。 | (障がい福祉課)<br>**情報支援等事業**<br>・手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記者養成研修、手話通訳者設置事業、字幕ビデオライブラリー事業など、聴覚障がい者へのコミュニケーション支援を実施<br>予算：32,983千円 | (障がい福祉課)<br>**情報支援等事業**<br>・手話通訳者・要約筆記者養成研修、手話通訳者設置事業、字幕ビデオライブラリー事業など、聴覚障がい者へのコミュニケーション支援を実施<br>予算：28,535千円 | 障がい福祉課 |
| ○視覚と聴覚の両方に障がいのある人（以下「盲ろう者」という。）への情報・コミュニケーション施策 | | | |
| 盲ろう者向けの通訳・介助員の養成と派遣体制の確立を図ります。 | (障がい福祉課)<br>**盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業**<br>・盲ろう者の地域や家庭でのコミュニケーション支援を図るために、盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、また、現任者の資質を向上させるために必要な各種の事業を実施<br>予算：4,898千円 | (障がい福祉課)<br>**盲ろう者通訳・介助員養成研修・派遣等事業**<br>・盲ろう者の地域や家庭でのコミュニケーション支援を図るために、盲ろう者向け通訳・介助員を養成し、また、現任者の資質を向上させるために必要な各種の事業を実施<br>予算：4,969千円 | 障がい福祉課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (7) | **特別支援教育の充実** | | | |
| | ①一貫した相談・支援体制の確立 | | | |
| | 幼（保）小中高（以下「各学校（園）」という。）の組織的連携を密にし、各学校（園）において障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりに応じた個別の教育支援計画を作成し、就学前から卒業後にわたる各段階に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 | （特別支援教育課）<br>**学校内における特別支援教育体制の整備（幼保小中高）**<br>・校内委員会等の設置と特別支援教育主任（担当者）の指名<br>・新任特別支援教育主任を対象とした研修の実施<br><br>**（新）鳥取県版特別支援教育総合推進事業の実施**<br>障がいのある幼児児童生徒への一貫した支援を行うため、幼保・小・中・高等学校における特別支援教育を総合的に推進（地域指定による取組）<br>＜文部科学省補助事業＞<br>予算：1,226千円<br><br>**個別の教育支援計画の作成・活用の推進**<br>・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率50%<br>・保護者向け資料「支援をつなぐ」の作成と配布 | （特別支援教育課）<br>**学校内における特別支援教育体制の整備（幼保小中高）**<br>・校内委員会等の設置と特別支援教育主任（担当者）の指名<br>・（新）全公立小・中・高等学校の特別支援教育主任（担当者）を対象とした研修の実施<br><br>**鳥取県版特別支援教育総合推進事業の実施**<br>障がいのある幼児児童生徒への一貫した支援を行うため、幼保・小・中・高等学校における特別支援教育を総合的に推進（地域指定による取組）<br>＜文部科学省補助事業＞<br>予算：1,890千円<br><br>**個別の教育支援計画の作成・活用の推進**<br>・中学校から高等学校への個別の教育支援計画の引継率50%<br>・保護者向け資料「支援をつなぐ」の配布と活用 | 特別支援教育課 |
| | ②各学校における特別支援教育の推進、及び関係機関との連携強化 | | | |
| | 学習障がい（ＬＤ）、注意欠陥多動性障がい（ＡＤＨＤ）及び高機能自閉症などの発達障がいを含めた障がいのある児童生徒の多様な教育的ニーズを把握し、適切な教育を受けることができるよう、東・中・西部の圏域ごとに障がいの種類や程度に応じた教育が行えるよう施設や設備の充実を図るとともに、特別支援教育に携わる教員の養成・研修、支援体制の整備にも努めます。<br>特別支援学校においては、教員の専門性の向上と施設設備の整備、医療・福祉・労働と連携に努めていくとともに、地域における特別支援教育の中核的機関としての機能の充実を図ります。 | （特別支援教育課）<br>**発達障がい児童生徒等支援事業**<br>発達障がいの児童生徒等の適切な指導・支援を行うために、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。<br>・通常の学級にＬＤ等非常勤講師を配置<br>・各圏域に発達障がい教育拠点を設置<br>・ＬＤ等専門員による巡回（依頼）相談指導<br>・（新）特別支援教育の推進体制に関する検討委員会の設置<br>予算：2,896千円<br>**特別支援学校教育職員免許保有率向上事業**<br>特別支援学校及び小・中・高等学校における特別支援教育に携わる教職員の資質向上を図るとともに、特別支援学校教諭免許を取得させるため、免許法認定講習を実施（7～8月、6講座）<br>予算：2,138千円<br><br>**特別支援学校地域支援推進事業**<br>県立特別支援学校のセンター的機能の充実を推進<br>予算：3,736千円<br><br>**特別支援学級における教育の充実**<br>・特別支援学級支援非常勤講師の配置<br>（3学年以上で構成されている学級への支援）<br>・特別支援学級新担任を対象とした研修の実施 | （特別支援教育課）<br>**発達障がい児童生徒等支援事業**<br>発達障がいの児童生徒等の適切な指導・支援を行うために、より一層の体制整備の充実を図る支援を行う。<br>・通常の学級にＬＤ等非常勤講師を配置<br>・各圏域に発達障がい教育拠点を設置<br>・ＬＤ等専門員による巡回（依頼）相談指導<br><br>**特別支援学校教育職員免許保有率向上事業**<br>特別支援学校及び小・中・高等学校における特別支援教育に携わる教職員の資質向上を図るとともに、特別支援学校教諭免許を取得させるため、免許法認定講習を実施（7～8月、6講座）<br>予算：2,016千円<br><br>**特別支援学校地域支援推進事業**<br>県立特別支援学校のセンター的機能の充実を推進<br>予算：3,736千円<br><br>**特別支援学級における教育の充実**<br>・特別支援学級支援非常勤講師の配置<br>（3学年以上で構成されている学級への支援）<br>・特別支援学級新担任を対象とした研修の実施<br><br>（高等学校課）<br>**高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援ネットワーク事業**<br>・県内3地区で各1地区を「主幹校」とし、「高等学校特別支援コーディネーター」を配置 | 特別支援教育課<br><br>高等学校課 |
| | ③学校及び地域社会における交流の充実 | | | |
| | 各学校（園）において、障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒との各学校（園）内での交流及び共同学習の充実を図ります。また、特別支援学級間や特別支援学校間において、障がいのある幼児・児童・生徒同士の交流及び共同学習にも取り組みます。<br>地域社会との交流を積極的に行うことで、地域社会における障がいに対する正しい理解と啓発を推進するとともに、障がいのある幼児・児童・生徒の社会性や豊かな人間性を育みます。 | （特別支援教育課）<br>**県立特別支援学校児童生徒の交流及び共同学習実施要領**<br>**市町村（学校組合）立小・中学校児童生徒の交流及び共同学習実施要領**<br>・小中学校と特別支援学校の交流を促進するため、実施要項を定め事業を実施 | （特別支援教育課）<br>**県立特別支援学校児童生徒の交流及び共同学習実施要領**<br>**市町村（学校組合）立小・中学校児童生徒の交流及び共同学習実施要領**<br>・小中学校と特別支援学校の交流を促進するため、実施要項を定め事業を実施 | 特別支援教育課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (8) | **精神障がいのある人の施策の充実** | | | |
| | ①偏見・誤解を取り除くための精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発 | | | |
| | 精神障がいは、適切な治療の継続により症状の安定を図ることが可能ですが、障がいを理由とした誤解、社会的偏見及び差別が残っており、社会復帰及び社会参加を困難にしているため、県民の精神障がいに関する正しい知識の普及と啓発を強力に推進します。 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br>・あいサポーター研修の実施<br>・あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進<br>・あいサポートキッズの養成（児童に対するあいサポート運動の普及啓発）<br>・障害者週間等における普及啓発<br>・他県連携の推進<br>予算：16,154千円 | （障がい福祉課）<br>**（再掲）山陰発！あいサポート運動推進連携事業**<br>・あいサポーター研修の実施<br>・（新）地域実践塾の開催<br>・あいサポート企業・団体の認定及び取組の推進<br>・（新）あいサポート企業・団体等による地域活動の普及<br>・あいサポートキッズの養成（児童に対するあいサポート運動の普及啓発）<br>・障害者週間等における普及啓発<br>・他県連携の推進<br>・（新）シンポジウムの開催、メディアミックスによるあいサポート運動の普及啓発<br>予算：20,272千円 | 障がい福祉課 |
| | ②障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進 | | | |
| | （「3　取組方針 ー （1）教育・啓発の推進 ー ①　障がいのある人の理解と共生に関する教育の推進」を参照） | | | |
| | ③精神保健・医療施策の推進 | | | |
| | 精神疾患に対して適正な医療が提供されるよう、精神科病院の指導を充実します。<br>輪番制による休日・夜間等の精神科救急医療システムが、患者や家族からの相談にも円滑に対応できるよう医療機関の連携を促進するなど、運用の充実を図ります。<br>また、精神科救急病院から他の病院への転院が円滑に進むようにするため、精神科病院間の役割の整理も含め、関係機関の連携強化を図ります。<br>さらに、精神疾患と骨折等の身体合併症のある患者については、適切な治療を受けられるようにするため一般病院と精神科病院の連携や役割分担を図るなど、入院医療体制の整備に向けた取組を進めます。 | （障がい福祉課）<br>**精神医療適正化対策事業**<br>・適正な精神医療の確保、入院制度等の運用を図るため、措置入院患者等の入院の要否及び退院等の請求についての審査及び精神科病院に対する実地指導等を実施<br>【審査件数】定期の報告等1,735件、退院等の請求18件<br>【実地指導件数】12病院<br>予算：6,912千円<br><br>**精神科救急医療体制整備事業**<br>・夜間・休日であっても、直ちに適正な医療の確保を必要とする精神障がい者の受入体制を整備するため、圏域ごとに病院、市町村、医師会等との連絡調整会議を開催<br>・精神科救急医療施設における休日・夜間の空床確保、医師及び看護師等の配置<br>予算：50,224千円 | （障がい福祉課）<br>**精神科医療適正化事業**<br>・適正な精神医療の確保、入院制度等の運用を図るため、措置入院患者等の入院の要否及び退院等の請求についての審査及び精神科病院に対する実地指導等を実施<br>予算：6,042千円<br><br>**精神科救急医療体制整備事業**<br>・夜間・休日であっても、直ちに適正な医療の確保を必要とする精神障がい者の受入体制を整備するため、圏域ごとに病院、市町村、医師会等との連絡調整会議を開催<br>・精神科救急医療施設における休日・夜間の空床確保、医師及び看護師等の配置、相談体制の整備<br>予算：86,700千円 | 障がい福祉課 |
| | ④地域生活支援の充実 | 精神医療適正化対策事業 | | |
| | 精神障がいのある人が地域で生活していく上で、それを支える医療・福祉サービスの提供体制を整備していくことが重要です。<br>このことから、地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、市町村と連携して、相談支援、就労支援などの福祉サービス提供体制を整備します。<br>また、市町村等を通じ精神障がいのある人への障がい福祉サービスの利用を働きかけるとともに、精神障がいのある人の特性を理解した支援者の養成、及び制度利用のための体制の整備を進めます。<br>条件が整えば退院可能な入院患者については、障がいのある人の自己決定を第一に、ケアマネジメントの手法を活用して、社会資源を開発しながら、地域の精神科病院及び関連施設と連携して、地域への移行を促進します。 | （障がい福祉課）<br>**精神障害者地域移行・地域定着支援事業**<br>・精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域移行支援研修会及び圏域ごとの地域移行推進会議等の開催、高齢入院患者地域支援事業の実施<br>予算：17,625千円<br>**（再掲）社会福祉施設等施設整備費補助金**<br>・居宅介護事業所等の創設等に必要な工事費を補助<br>予算：255,379千円<br>**（再掲）障がい者自立支援施設整備事業**<br>・グループホーム等のバリアフリー化等に必要な工事費を補助<br>予算：121,500千円<br>**（再掲）障がい者福祉従事者等研修事業**<br>・障害福祉サービスを提供する者等の人材育成、サービス向上を目的とした研修を実施<br>予算：20,647千円 | （障がい福祉課）<br>**精神障害者地域移行・地域定着支援事業**<br>・精神障がい者の地域生活への移行を促進するため、地域移行支援研修会及び圏域ごとの地域移行推進会議等の開催、高齢入院患者地域支援事業の実施<br>予算：7,117千円<br>**社会福祉施設等施設整備費補助金**<br>・居宅介護事業所等の創設等に必要な工事費を補助<br>予算：367,305千円<br>**鳥取県型グループホーム・ケアホーム設置促進事業補助金**<br>・グループホーム等の安全性を確認するために必要となる図面の作成経費を補助<br>予算：1,188千円<br>**障がい者福祉従事者等研修事業**<br>・障害福祉サービスを提供する者等の人材育成、サービス向上を目的とした研修を実施<br>予算：20,406千円 | 障がい福祉課 |

第4章　子どもの人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| **（1）教育・啓発の推進** | | | | |
| | **○「子どもの権利」に関する理解の推進** | | | |
| | すべての子どもには、心身ともに健やかに成長し自己実現を図っていく権利があり、社会の大切な一員です。この子どもの権利については、子どもが精神的・肉体的未熟さから単に保護の対象として見られがちであり、まだ十分に尊重されているとは言えない状況です。子どもは権利の主体者であり、個人として尊重されなければならないという考えを、すべての県民が共有する必要があります。<br>このため、地域・家庭・学校それぞれで、子どもの権利条約をはじめ子どもの権利に関する理解を深めていくことが必要です。<br>あわせて、日々の生活の中で、一人ひとりが人権を尊重し、自分自身と周りの人たちを大切にする態度を育んでいけるよう配慮していきます。 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・同左 | 人権教育課 |
| **（2）相談体制の充実** | | | | |
| | **①いじめ、不登校、問題行動などに対応した相談体制の充実** | | | |
| | いじめ、不登校、問題行動など、さまざまな不安や悩みを持つ子どもには、一人ひとりの心に寄り添った個別具体的で丁寧な関わりが大切です。そのためにも、学校、スクールカウンセラー、児童相談所などが連携をとり、民間団体と協働して、子どもを多面的に、きめ細かく支援する相談体制の充実に努めます。 | （人権教育課）<br>**人権教育指導方法等研修会**<br>・管理職を対象に、各学校・園で組織的な人権教育が推進されるよう研修を実施<br>予算：137千円 | （人権教育課）<br>**人権教育指導方法等研修会**<br>・同左<br>予算：87千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**いじめの芽をつむ心のケア支援事業**<br>・いじめ・不登校等の事案に対する早期対応や未然防止の支援として、精神科医や臨床心理士等の専門家を学校に派遣し、相談体制の充実を図る。<br>予算：2,700千円 | 人権教育課<br><br>スポーツ健康教育 |
| | **②育児相談の充実ー家庭訪問、保健指導及び乳幼児健診等の活用** | | | |
| | 虐待者の多くは実の親であるという実態からも、育児不安を取り除くことが重要であり、妊産婦、乳幼児や学童期・思春期を迎える児童・生徒の保護者などを対象とした健康教育、保健指導、相談体制の充実を図ります。<br>○　妊産婦：喫煙や飲酒が妊婦や胎児に大きな影響を与えることから、妊婦やその家族に対しての相談、指導の充実を図ります。<br>○　乳幼児：乳幼児期から正しい生活習慣（食事・運動・睡眠など）の確立が図られるよう保護者への知識の普及を図ります。<br>○　学童期及び思春期：身体面及び精神面における発達が非常に大きい時期であるため、身体の発達や性についての正しい知識の普及を図ります。 | （青少年・家庭課）<br>**乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)**<br>・育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。 | （青少年・家庭課）<br>**乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)**<br>・育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。 | 青少年・家庭課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ③要保護児童・要支援家庭等への支援の推進 | | | |
| | 家庭での子育てが困難で支援を要する子どもたちや保護者を、社会全体で支えるために必要な施策の整備・充実を図ります。<br>また、児童相談所・児童養護施設・保育所・幼稚園・地域子育て支援センター・子育てサークル・市町村、及び保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、子育て支援に関するネットワークづくりを進めます。<br>さらに、児童、保護者に対して個別のケースに応じた適切な援助を提供することができるよう、関係職員の資質向上と専門性の確保に努めます。 | （青少年・家庭課）<br>**児童養護施設等職員の資質向上研修事業**<br>・児童養護施設職員及び市町村の児童家庭相談業務担当職員の資質向上を図るための研修を実施する。<br>予算：4,066千円<br><br>**(再掲)乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)**<br>・育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。 | （青少年・家庭課）<br>**児童養護施設等職員の資質向上研修事業(6月補正)**<br>・児童養護施設等職員の資質向上を図るための研修を実施する。<br>予算：4,040千円<br><br>**(再掲)乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)**<br>・育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。 | 青少年・家庭課 |
| (3) | **生きる力の育成と親になるための教育の推進** | | | |
| | ①生きる力の育成に向けた学校教育の推進 | | | |
| | 変化の激しい社会を生きていく上において子どもに基礎学力を確実に身につけ、あわせて社会の変化に主体的に対応できる力を育んでいくことが大切です。いては、子どもが自分の適性や興味・関心に応じて進路を主体的に選択し、自己実現に向けて力が発揮できるようにするため、一人ひとりに応じた学習指導の充実とともに、体験的・問題解決的学習等を通じ、自ら学び自ら考える力の育成を図ります。<br>また、「子どもの権利」に関する理解については、地域の子どもの人権侵害の現実、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の趣旨等を踏まえ、具体的に学習を行うことが大切です。 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・各学校の人権教育主任を対象に、人権学習の進め方、研修企画等での工夫・改善が図られるよう研修を実施。<br><br>**(再掲)学校からの要請訪問**<br>・公開授業、授業研究会、教職員研修会への支援<br><br>**子どもの権利条約に係る学習事例集「みんなで考えよう子どもたちの幸せ」の活用**<br>・人権教育主任研究協議会で活用を依頼<br><br>**人権尊重の社会づくりの担い手育成事業**<br>・不登校、問題行動等の未然防止に向け、「一人一人を生かした創意工夫ある指導」について研究を実施<br>予算：458千円 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・同左<br><br>**(再掲)学校からの要請訪問**<br>・同左<br><br>**子どもの権利条約に係る学習事例集「みんなで考えよう子どもたちの幸せ」の活用**<br>・同左<br><br>**(新)生活につながるとっとり人権教育創造事業**<br>・いじめ等の未然防止に向け、人権尊重の精神に立つ学校づくり、学級づくりを推進するための研究を実施<br>予算：454千円 | 人権教育課 |

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|
| ②家庭の教育力の向上 | | | |
| 教育の原点は家庭教育であり、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自制心や自立心など人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われると言われています。<br>家庭の教育力を高めるために、家庭教育の自主性を尊重しつつ、関係団体等との連携も図りながら、保護者を対象とした学習機会を提供することが必要となります。<br>また、地域の子育てサポーター等の養成を進め、保護者への働きかけの取組を工夫するなど、家庭と地域が連携した取組を進めます。<br>地域においては、つながりが弱まり、個人主義が浸透して、相互扶助や共に学び高めあう意識が薄れているので、公民館等の社会教育施設を拠点として、子どもから高齢者まですべての年代が“学び・体験・交流”することを進めます。 | （家庭・地域教育課）<br>**みんなで取り組む家庭教育応援プロジェクト事業**<br>・ファシリテータ派遣<br>・プログラムの拡充<br>予算：3，211千円<br><br>**PTAによる子どもの生活リズム向上事業**<br>・基本的生活習慣の定着に係る主体的・具体的な取り組みや啓発活動を、学校・家庭が連携して実施することにより、家庭での教育力向上を図り、子どもの基礎学力向上を促進<br>予算：1，132千円<br><br>**(新)「とっとりふれ愛家庭教育」プロジェクト事業**<br>・家庭教育アドバイザー派遣<br>・家族の絆キャンペーン<br>予算：2，052千円<br><br>**本の大好きな子どもを育てるプロジェクト事業**<br>・子どもと本をつなぐ担い手養成<br>・子ども読書アドバイザー(講師)派遣<br>予算：1,939千円 | （家庭・地域教育課）<br><br><br><br>**PTAによる子どもの生活リズム向上事業**<br>・基本的生活習慣の定着に係る主体的・具体的な取り組みや啓発活動を、学校・家庭が連携して実施することにより、家庭での教育力向上を図り、子どもの基礎学力向上を促進<br>予算：782千円<br><br>**とっとりふれ愛家庭教育応援事業**<br>・家庭教育アドバイザー派遣<br>・ファシリテータ研修<br>・ファシリテータ派遣<br>・プログラムの拡充<br>予算：3,953千円<br><br>**本の大好きな子どもを育てるプロジェクト事業**<br>・子どもと本をつなぐ担い手養成<br>・子ども読書アドバイザー(講師)派遣<br>・子どもと本を楽しむ講座開催<br>予算：2,248千円 | 家庭・地域教育課 |
| ③体験活動を通じた豊かな人間性の育成 | | | |
| 規範意識の低下、基本的生活習慣の乱れなど、子どもたちに関する問題が深刻化する中で、地域総がかりで子どもたちの健全育成に取り組むことが求められています。そこで、地域の教育力（人材、風土、文化）を活用しながら、地域で子どもたちの体験不足を解消し、社会性・協調性を育む意識を高揚させるよう努めます。 | （家庭・域教育課）<br>**放課後子ども教室推進事業**<br>放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用して地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、ちいきじゅうみんとの交流活動等の取組を実施する（国庫補助事業）<br>予算：32,517千円 | （家庭・域教育課）<br>**学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(放課後子ども教室推進事業)**<br>放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用して地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、ちいきじゅうみんとの交流活動等の取組を実施する（国庫補助事業）<br>予算：31,197千円 | 家庭・地域教育課 |
| ④若者の自立とたくましい子どもの育ちの推進 | | | |
| 子どもたちが生きる力を身に付け、将来にわたり社会の一員として自立して生きていくことが求められることから、小学校から高等学校までの発達の段階に応じて職場体験等をとおして勤労観や職業観を育成するとともに、ボランティア活動等の体験活動をとおして他者との関わりを大切にしながら主体的に行動できる力の育成に努めます。 | （小中学校課）<br>**職場体験実習**<br>県内の公立中学校において、59校（98.3%）が2年生で実施している。<br><br>（高等学校課）<br>**・インターンシップを県立高校全校で実施**<br><br>・産業界と連携し、夏季と冬季の長期休業中に高校生を対象としたアルバイト就業事業を実施<br><br>・全県立高等学校(24校)が、中学生に対し体験入学または授業参観を実施<br><br>・就職支援相談員を県立高校17校に配置<br><br>**・定通教育充実事業**<br>定時制課程、通信制課程の生徒を対象に体験活動を実施<br>予算：5,296千円 | （小中学校課）<br>**職場体験実習**<br>H25年度の中学校における職場体験実習については、各市町とも前年度と同程度の規模で行われる予定である。<br><br>（高等学校課）<br>**・インターンシップを県立高校全校で実施**<br><br>・産業界と連携し、夏季と冬季の長期休業中に高校生を対象としたアルバイト就業事業を実施<br><br>・全県立高等学校(24校)が、中学生に対し体験入学または授業参観を実施<br><br>・就職支援相談員を県立高校17校に配置<br><br>**・定通教育充実事業**<br>定時制課程、通信制課程の生徒を対象に体験活動を実施<br>予算：3,321千円 | 小中学校課<br><br>高等学校課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ⑤健康に生きるための体づくりの推進 | | | |
| | 生活様式の変化や携帯ゲーム機等の普及に伴い、屋外での運動や遊びなど体を動かす機会が減少し、子どもの体力・運動能力が昭和６０年頃をピークに低下傾向にあります。<br>また、運動する子と、ほとんど運動しない子との二極化傾向が見られます。<br>体力は、生きる力の源であり、活力ある生活を送るためにも重要です。<br>学校においては、体育・保健体育学習の充実を図り、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに、運動の日常化を推進し、児童生徒の体力・運動能力の向上に努めます。 | （スポーツ健康教育課）<br>**学校体育の充実**<br>・体育実技講習会、　武道講習会を開催<br>・外部指導者の派遣による運動部活動活性化<br>・運動技術の指導を専門とする小学校体育専科を３名配置（６校）<br><br>**新体力テストの実施、調査結果の集計分析**<br>**運動機会の充実**<br>・遊びの王様ランキングの実施<br>・放課後子どもの運動遊び推進事業の実施 | （スポーツ健康教育課）<br>**学校体育の充実**<br>・体育実技講習会、武道講習会の開催　運動部活動ガイドラインの策定<br>・外部指導者の派遣による運動部活動活性化<br>・運動技術の指導を専門とする小学校体育専科を３名配置（５校）<br>・学校体育充実のためのスポーツ指導員派遣事業<br>**児童生徒の体力向上(子どもの体力向上推進プロジェクト事業)**<br>・体力調査集計システムの構築による効率的な実態把握と取組への反映<br>・各学校での体力向上推進計画の作成・実施、評価<br>・体力向上推進モデル校実践事業<br>・トップアスリート派遣事業<br>・遊びの王様ランキングの実施 | スポーツ健康教育課 |
| | ⑥未来の親となるための教育の推進 | | | |
| | 男女がともに家庭や地域の生活を創造することの重要性の理解を進め、子どもたちが将来を見通して主体的に意思決定し、行動できる力を育てます。<br>小・中・高等学校における「社会科」や「公民科」、「家庭科」、「特別活動」などの学習の中で、家庭は男女が協力して築くものであることを自覚させる教育を推進します。<br>また、中・高等学校における「家庭科」の学習や「特別活動」、「総合的な学習の時間」などを活用し、地域の保育所・幼稚園での体験活動等を通じて子どもを生み育てる意義や子育てに対する理解を図ります。 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・各学校の人権教育主任を対象に、人権学習の進め方、研修企画等での工夫・改善が図られるよう研修を実施。<br><br>（子育て応援課）<br>**思春期問題ワーキングの開催(各福祉保健局)**<br>思春期に関わる関係者で各圏域毎の課題解決に向けた検討を実施<br>ワーキング３回開催（各局１回開催予定）<br><br>**未来のパパママ育み事業**<br>高校生を対象に、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうため出前教室実施する。<br>15講座　1,135千円<br><br>**(新)今から始める！いつかはパパママ事業**<br>20～30代を対象に妊娠・出産等の正しい知識の普及やライフプランの作成健康づくりを考える機会とするために出前講座を実施する。<br>予算：1,435千円 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・同左<br><br>（子育て応援課）<br>**思春期問題ワーキングの開催(各福祉保健局)**<br>思春期に関わる関係者で各圏域毎の課題解決に向けた検討を実施<br>ワーキング３回開催（各局１回開催予定）<br><br>**未来のパパママ育み事業**<br>高校生を対象に、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深めてもらうため出前教室実施する。<br>15講座　1,135千円<br><br>**今から始める！いつかはパパママ事業**<br>20～30代を対象に妊娠・出産等の正しい知識の普及やライフプランの作成健康づくりを考える機会とするために出前講座を実施する。<br>予算：1,731千円 | 人権教育課<br>子育て応援課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ⑦思春期保健対策の充実 | | | |
| | 将来親になったときに、子育てを楽しみ、健全に育成することができるように、低年齢期から乳幼児と関わる機会を設け、その成長に合わせた体験と学習の場を提供するとともに、思春期に起こりやすい性の問題や様々な健康問題に関する相談・支援体制を整備し、未来の親になる子ども達を育みます。 | （スポーツ健康教育課）<br>**心や性の健康問題対策協議会の開催**<br>・鳥取県における児童生徒の心や性の健康問題の解決に向けて具体的な対策を協議<br>予算：201千円<br>**学校への専門家派遣事業**<br>・心や性に関する健康問題に対して、専門家を学校へ派遣し、児童生徒の心身の健康問題への対応及び支援を行い、学校で行う健康相談に対する支援体制の充実を図る<br>・県立学校、市町村立学校への派遣<br>・心のケア支援<br>予算：3,570千円<br>**退職養護教諭派遣事業**<br>・経験の浅い養護教諭１人配置校に対して、スクールヘルスリーダーを派遣し、円滑な保健室経営の実践、子どもが抱える現代的健康課題への対応等を支援<br>予算：632千円<br><br>（小中学校課）<br>**教育課程理解推進事業**<br>新学習指導要領（文部科学省が示す学校の教育内容の基準（学習内容）の理解推進を図るため、教育課程研究集会の実施、「鳥取県学校教育のめざすもの」の発行を行った。<br>予算：1,464千円<br><br>（高等学校課）<br>**・県立高校全校にスクールカウンセラーを配置**<br>（昼間定時制高校に常勤の教育相談員を配置） | （スポーツ健康教育課）<br>**心や性の健康問題対策協議会の開催**<br>・同左<br>予算：261千円<br><br>**学校への専門家派遣事業**<br>・同左<br>・県立学校への派遣<br>予算：1,116千円<br><br>**退職養護教諭派遣事業**<br>・同左（スクールヘルスリーダー派遣事業と同じ内容）<br>予算：1,092千円<br><br>（小中学校課）<br>**教育課程理解推進事業**<br>新学習指導要領（文部科学省が示す学校の教育内容の基準（学習内容）の理解推進を図るため、教育課程研究集会を実施する予定。<br>予算：714千円<br><br>（高等学校課）<br>**・県立高校全校にスクールカウンセラーを配置**<br>・定時制・通信制併設校に常勤の教育相談員及び非常勤のスクールソーシャルワーカーを配置 | スポーツ健康教育課<br>小中学校課<br>高等学校課 |
| (4) | 児童虐待防止対策の充実 | | | |
| | 児童虐待（注２０）防止対策については、発生予防、早期発見・早期対応、被虐待児童への適切な保護と自立に向けた支援などを柱として、保育所、学校、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の関係機関及び民間団体が連携を密にしながら一体となった施策を講じます。<br><br>注２０）児童虐待とは、保護者の児童に対する次の行為<br>・身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること<br>・性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること（児童ポルノの被写体とすることも含みます）<br>・ネグレクト：児童の健康を損なうほどの不適切な養育（食事を与えない、服を着がえさせない等）や児童にとって必要な情緒的欲求に応えない（愛情遮断等）ことなど、保護者としての監護を著しく怠ること。<br>・心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、配偶者に対する暴力（ＤＶ）を見せる等、児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと | （青少年・家庭課）<br>**児童虐待防止対策事業**<br>・児童虐待防止関係機関連絡会を全県及び東・中・西部の圏域毎に開催する等、関係機関の連携強化を図る。<br>・保育士、看護職員、教職員等児童虐待に関係する職員の研修を実施。<br>・予算：12,890千円<br><br>**児童虐待防止広報啓発強化事業**<br>・児童虐待をなくすためのパンフレットを作成し、保育所・幼稚園・小学校関係機関等へ配布する等、児童虐待防止の啓発を行う。<br>・イベント会場や大型ショッピングセンター等で虐待防止キャンペーンを実施する。<br>・予算：9,873千円 | （青少年・家庭課）<br>**児童虐待防止対策事業**<br>・児童虐待防止関係機関連絡会を全県及び東・中・西部の圏域毎に開催する等、関係機関の連携強化を図る。<br>・保育士、看護職員、教職員等児童虐待に関係する職員の研修を実施。<br>・弁護士への法律相談、個別案件依頼<br>・予算：14,363千円<br><br>**児童虐待防止広報啓発強化事業**<br>・児童虐待をなくすためのパンフレットを作成し、保育所・幼稚園・小学校関係機関等へ配布する等、児童虐待防止の啓発を行う。<br>・大型ショッピングセンター等で虐待防止キャンペーンを実施する。<br>・予算：2,373千円 | 青少年・家庭課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | 児童、保護者に対して個別のケースに応じた適切な援助を提供することができるよう、職員の資質向上と専門性の確保に努めるとともに、住民団体を含む関係機関が日ごろから相互の役割、連携方法を確認し、相談後速やかにケース検討会を開催するなど、地域のネットワークによる迅速、適切な対応を進めます。 | （青少年・家庭課）<br>**児童養護施設等職員の資質向上研修事業**<br>・児童養護施設職員及び市町村の児童家庭相談業務担当職員の資質向上を図るための研修を実施する。<br>・予算：4,066千円<br><br>**(再掲)乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)**<br>・育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。 | （青少年・家庭課）<br>**児童養護施設等職員の資質向上研修事業(6月補正)**<br>・児童養護施設等職員の資質向上を図るための研修を実施する。<br>・予算：4,040千円<br><br>**(再掲)乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業の推進(市町村実施事業)**<br>・育児不安等を抱える家庭に対して、養育に関する指導、助言等が行えるよう、市町村に対する必要な支援を行う。 | 青少年・家庭課 |
| | さらに、地域においては、子育てに関して気軽に相談でき、安心して子どもを預けることができ、子育てしながら働き続けることができる環境を整えるなど、地域で支え合うことができる環境づくりに努めていきます。<br>また、虐待の被害にあった子どもとその保護者に対する必要な指導・心のケア等を行います。 | （青少年・家庭課）<br>**児童相談所集団指導事業**<br>・児童相談所において、子育てに不安を持つ母親や、我が子を虐待する母親等を対象に、お互いの悩みを話し合ったり、専門家によるグループカウンセリング等を行い虐待や子育て不安の解消を行う。<br>予算：2,176千円 | （青少年・家庭課）<br>**児童相談所集団指導事業**<br>・児童相談所において、子育てに不安を持つ母親や、我が子を虐待する母親等を対象に、お互いの悩みを話し合ったり、専門家によるグループカウンセリング等を行い虐待や子育て不安の解消を行う。<br>予算：2,407千円 | 青少年・家庭課 |
| (5) | **要保護児童・要支援家庭への取組の推進** | | | |
| | ①**ひとり親家庭の子育てや経済的な自立支援** | | | |
| | ひとり親家庭の子育ての悩みへの対応、経済的な自立に向けた支援体制を強化し、父子家庭についても母子家庭と同様の支援が受けられるよう制度の充実を図ります。 | （青少年・家庭課）<br>**児童扶養手当支給事業**<br>・父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父等に対して児童扶養手当を支給した。<br>・予算：130,922千円<br>・受給者数（全県）：5,783人（H25.3.31） | （青少年・家庭課）<br>**児童扶養手当支給事業**<br>・父又は母と生計を同じくしていない児童を監護している母又は父等に対して児童扶養手当を支給する。<br>・予算：80,039千円 | 青少年・家庭課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ②各ライフステージを通じた一貫した障がい児支援 | | | |
| | 障がいのある子どもには、早い段階からその障がいの特性に応じた支援が必要であり、また、乳児期、就学前、学齢期、青年期など成長に伴ってその育ちの場も、支援を中心的に行う者も変わるため、子どものライフステージを通じた一貫した支援が重要です。<br>このため、総合療育センターをはじめとする療育機関の対応だけでなく、療育機関による保育所、幼稚園への機関支援を充実し、地域での支援体制の充実を図ります。<br>また、ライフステージによって支援がとぎれることのないよう、幼稚園・保育所と小学校間の引継ぎの円滑化、学校における一人ひとりの教育支援計画の策定徹底などにより、ライフステージの変化に対応できる情報共有と連携を図っていきます。<br>このほかに、障がいのある子どもの地域生活の支援の中心であり、早期発見・発見支援の役割を担う各市町村の障がい児支援のネットワークの充実を図ります。 | （子ども発達支援課）<br>**市町村への発達障がい支援手法の普及**<br>・県で開発した発達障がいに係る支援手法を市町村に広めるための経費を補助<br>（実施市町村：4町村）<br>予算：2,520千円<br><br>**「エール」発達障がい者支援センターの活動**<br>・市町村の発達障がい者支援体制整備の促進、支援ネットワークの構築、発達障がいの特性理解や支援方法の普及啓発等に係る事業の実施<br>（延活動件数：2,851件）<br>予算：4,740千円（人件費除く）<br><br>**障がい児等地域療育支援事業**<br>・在宅の障がいのある児童や保護者への相談や必要に応じて保育所や幼稚園等に医師や保育士などの専門スタッフを派遣し、相談・指導等を実施<br>予算：9,740千円<br><br>**発達支援コーディネーター養成研修**<br>・市町村の幼児期の発達障がい支援の中核を担う人材として、保健師、保育士等を対象に発達支援コーディネーターを養成する研修を実施（2年間で8日間受講）<br>第1期（H24～25年度養成）16市町村から66名が受講中。H24年度は4日間受講終了。<br>予算：635千円 | （子ども発達支援課）<br>**市町村への発達障がい支援手法の普及**<br>・同左<br>予算：2,150千円<br><br>**「エール」発達障がい者支援センターの活動**<br>・同左<br>予算：5,032千円<br><br>**障がい児等地域療育支援事業**<br>・同左<br>予算：8,106千円<br><br>**発達支援コーディネーター養成研修**<br>・同左<br>予算：1,055千円 | 子ども発達支援課 |
| | ③障がいのある人の子育て支援 | | | |
| | 障がいがある人も安心して子育てができるようにするため、障がいの状況に応じ子育てに関する適切な情報を入手できるよう配慮するとともに、保健・福祉・医療・教育・雇用等の関係機関が連携し、ケアマネジメントによる適切な相談・支援体制の整備を図ります。 | （子ども発達支援課）<br>**発達障がいに関する情報提供**<br>・「エール」発達障がい者支援センターのホームページ<br>・発達障がい支援に関する研修会等の開催（４回開催）<br><br>**発達障がい者支援体制整備検討委員会の設置**<br>・医療、保健、教育、就労の関係部局、学識経験者、当事者団体、発達障がい者支援センター、市町村等の関係者からなる検討委員会を設置し、発達障がい者支援体制整備に関する事業について指導・助言等を行う。（3回開催）<br>予算：993千円 | （子ども発達支援課）<br>**発達障がいに関する情報提供**<br>・「エール」発達障がい者支援センターのホームページ<br>・発達障がい支援に関する研修会等の開催<br><br>**発達障がい者支援体制整備検討委員会の設置**<br>・同左<br>予算：730千円 | 子ども発達支援課 |
| | ④外国人の子育て支援 | | | |
| | 言葉・文化の異なる環境で不安を感じ、孤立しがちな外国人家庭の子育てについて、ボランティア通訳等の社会的資源の活用を促進するとともに、同じ体験を持つ人たちの相互交流による情報交換や仲間づくりなどによって、支援します。 | （交流推進課）<br>**(新規)国際交流財団のコミュニティ通訳ボランティアの派遣**<br>・通訳ボランティアの登録数　52名（複数言語登録有、H25.3月末）<br>（英語29名、中国語（台湾語含む）16名、ドイツ語1名、韓国語1名、タガログ語8名、ベトナム語1名）<br><br>**県国際交流財団HPによる情報発信（多言語）（県補助事業）**<br>・財団ＨＰで相談窓口（多言語）の情報を提供した。 | （交流推進課）<br>**国際交流財団のコミュニティ通訳ボランティアの派遣**<br>・同左<br><br>**県国際交流財団HPによる情報発信（多言語）（県補助事業）**<br>・同左 | 交流推進課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (6) | **子育てを支援する社会づくり** | | | |
| | ①利用しやすい保育サービスの提供促進 | | | |
| | 多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実、放課後児童クラブの設立促進、病児・病後児保育の促進、児童館など社会資源の活用等社会全体で子育てを支援します。 | （子育て応援課）<br>**保育対策等促進事業**<br>特別保育事業を実施する市町村に対し補助を行う。<br>・休日保育事業　7,784千円<br>・夜間保育事業　1,640千円<br>・病児・病後児保育事業　69,816千円<br>・延長保育事業　229,622千円<br><br>**特別支援保育体制強化事業**<br>保育所が特別に支援が必要な児童を受け入れるために、保育士を配置する経費に対して市町村に助成を行った。<br>予算：95,337千円<br><br>**保育所乳児途中受入円滑化事業**<br>私立保育所において年度途中の乳児受入に対応するため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費に対して市町村に助成を行った。<br>予算：14,595千円<br><br>**病児・病後児保育普及促進事業**<br>国庫補助要件を越えて職員を配置する施設又は要件に満たない施設に対して補助を行った。<br>予算：4,782千円<br><br>**放課後児童クラブ設置促進事業**<br>放課後児童クラブにおける運営費、指導員の健康診断費、必要な設備の整備等に係る費用について、市町村に対して助成を行う。<br>予算：382,109千円 | （子育て応援課）<br>**保育対策等促進事業**<br>特別保育事業を実施する市町村に対し補助を行う。<br>・休日保育事業　6,734千円<br>・夜間保育事業　1,640千円<br>・病児・病後児保育事業　58,995千円<br>・延長保育事業　214,214千円<br><br>**保育サービス多様化促進事業**<br>・障がい児・重度障がい児保育事業<br>保育所が特別に支援が必要な児童を受け入れるために、保育士を配置する経費に対して市町村に助成を行う。<br>予算：108,405千円<br>・乳児保育事業<br>私立保育所において年度途中の乳児受入に対応するため、年度当初から乳児保育担当保育士を配置する経費に対して市町村に助成を行う。<br>予算：14,782千円<br><br>**病児・病後児保育普及促進事業**<br>・国庫補助要件を越えて職員を配置する施設又は要件に満たない施設に対して補助を行う。<br>予算：3,000千円<br>・病後児保育事業を行う届出保育施設等に対して補助を行う。<br>予算：4,488千円<br><br>**放課後児童クラブ設置促進事業**<br>同左<br>予算：352,732千円 | 子育て応援課 |
| | ②多様な働き方や社会参加を応援するための、社会全体の取組の促進 | | | |
| | 育児休暇を取得しやすい職場づくりや子育て期間中の勤務時間短縮等、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを進めます。<br>詳細は「第２節 男女共同参画に関する人権問題－３ 取組方針－（４）男女がともに能力を発揮できる就労環境づくりの推進」を参照 | （男女共同参画推進課）<br>**(再掲)男女共同参画推進企業認定事業**<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**企業との連携による家庭教育推進事業**<br>・保護者である従業員が子育てしやすく、また、全ての従業員が子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業（鳥取県家庭教育推進協力企業）と協定を締結 | （男女共同参画推進課）<br>**(再掲)男女共同参画推進企業認定事業**<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**企業との連携による家庭教育推進事業**<br>・保護者である従業員が子育てしやすく、また、全ての従業員が子どもたちを健やかに育てる地域活動に参加しやすい職場環境づくりに自主的に取り組んでいただける企業（鳥取県家庭教育推進協力企業）と協定を締結 | 男女共同参画推進課<br><br>家庭・地域教育課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (7) | **母子保健・医療等の充実** | | | |
| | ①子育て家庭の育成の支援 | | | |
| | 子どもの健やかな発育・発達のために、病気や障がいの早期発見及び発達面やしつけなど、保護者の育児不安に対して適切なアドバイスを行うなど支援していきます。 | （子育て応援課）<br>**各市町村で乳幼児健診・事後相談育児相談等実施**<br><br>**先天性代謝異常検査の実施**<br>新生児の先天性代謝異常を早期発見し、症状出現までに適切な治療を行うことで脳症・突然死・重篤な症状や心身の発達障がいを予防する。<br>予算：20,792千円<br><br>**新生児訪問(市町村)・乳児全戸訪問指導事業の実施** | （子育て応援課）<br>**各市町村で乳幼児健診・事後相談育児相談等実施**<br>乳幼児健診マニュアル概要版（健診医用）＋乳幼児健診マニュアル見直し<br><br>**先天性代謝異常検査の実施**<br>新生児の先天性代謝異常を早期発見し、症状出現までに適切な治療を行うことで脳症・突然死・重篤な症状や心身の発達障がいを予防する。<br>予算：19,703千円<br><br>**新生児訪問(市町村)・乳児全戸訪問指導事業の実施** | 子育て応援課 |
| | ②子どもと妊産婦の健康の確保 | | | |
| | 安全な出産及び出生後救命救急が必要な場合等に対応するため、新生児や妊産婦に適切な対応を実施できるように周産期医療の一層の連携充実を図ります。<br>また、妊産婦、乳幼児の健康教育、保健指導の充実を図ります。 | （子育て応援課）<br>**未熟児養育医療**<br>医療を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じ総合事務所福祉保健局職員等により未熟児に保護者に対する訪問指導を行う<br>予算：31,551千円<br><br>**妊婦健康診査費助成事業**<br>母胎と胎児の健康維持のため、市町村で14回実施されるが、そのうち9回分について県が補助事業を実施<br>予算：151,676千円<br><br>**各市町村で母親学級・両親学級、育児にまつわる健康教育・健康相談を実施**<br><br>（医療政策課）<br>**周産期医療対策事業**<br>・周産期医療情報ネットワークの活用等による関係医療機関の連携を図った。<br>・周産期医療協議会を開催し、周産期医療に係る課題を協議した。<br>・医療計画の改正作業において、周産期医療に係る現状・課題を分析し、それを踏まえた上での目標・対策を立てるとともに、周産期医療体制整備のための計画を策定した。<br>予算：4,470千円 | （子育て応援課）<br>**未熟児養育医療**<br>医療を必要とする未熟児に対しては養育に必要な医療の給付を行うとともに、必要に応じ総合事務所福祉保健局職員等により未熟児に保護者に対する訪問指導を行う<br>→平成25年4月1日より市町村が実施主体となった<br><br>**妊婦健康診査費助成事業**<br>母胎と胎児の健康維持のため、市町村で14回実施されるが、平成25年度より地方財源を確保し、普通交付税措置を講じることによる恒常的な仕組みへ移行し市町村で14回実施することとなった<br><br>**各市町村で母親学級・両親学級、育児にまつわる健康教育・健康相談を実施**<br><br>（医療政策課）<br>**周産期医療対策事業**<br>・周産期医療情報ネットワークのシステムを改修し、その活用等により関係医療機関の一層の連携を図る。<br>・周産期医療協議会を開催し、周産期医療に係る課題を協議する。<br>・産科医療機関が少ない中部保健医療圏における助産師確保策（オンコール手当支給による支援）を行う。<br>予算：4,470千円 | 子育て応援課<br><br>医療政策課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | ③食育(食に関する教育)の推進 | | | |
| | 朝食欠食、栄養バランスの偏った食事、一人で食事をする、食事のマナーが身に付かない等の子どもが増え、食育の推進が求められています。<br>このため学校での、組織的、体系的な食育を推進していくとともに、「生きた教材」として学校給食を活用するなど総合的に食育を推進していくよう、栄養教諭の配置拡大を図ったり、研修会等を充実させたりしていきます。<br>また、食育ハンドブックや指導教材の活用を図り、食に関する指導の充実を図っていくとともに、学校給食・試食会等を通して、保護者への啓発や連携を図っていくよう働きかけていきます。 | （健康政策課）<br>**幼児の心と体を育てるクッキング活動実践モデル事業**<br>・平成23年度に作成した指導者育成プログラムを活用して、食育教室を実施する保育園、幼稚園等の職員を対象に食育指導者研修会を開催するとともに、各圏域でモデル事業を実施。<br>予算：1,334千円<br><br>**圏域食育推進ネットワーク交流会・会議**<br>・各圏域の食育関係団体が集い、圏域での個別の課題や問題点を話し合うネットワーク会議を開催。<br>予算：2,086千円<br><br>**食の応援団支援事業**<br>・栄養士会や食生活改善推進員連絡協議会が地域住民に対して行う生活習慣病対策等の講習会や食育教室等の活動を支援。<br>予算：5,043千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>子どもたちへの食に関する指導を充実させることにより、学校における食育を推進し、子どもたちの心身の健全な発達をとおして生きる力を育むことをねらいとして取り組んだ。<br><br>**学校における食育推進事業**<br>・栄養教諭を中核とした食育推進事業<br>【内容】栄養教諭が配置された2町へ委託し、栄養教諭が中心となって、学校・家庭・地域が連携を図り、食育を推進するとともに、児童生徒の食生活について調査研究をおこなった。<br>・食に関する指導用教材の作成<br>【内容】鳥取県学校栄養士協議会に委託し、学校給食の時間等を活用し、栄養教諭等が児童生徒に効果的な食の指導をするための指導用教材を作成した。<br><br>**学校給食指導事業**<br>・栄養教諭・学校栄養職員研修<br>【内容】栄養教諭・学校栄養職員の資質向上とともに、組織的体系的な食育の推進を図るための研修を実施した。<br><br>**栄養教諭の配置拡大についての検討**（現在16市町村に配置）<br><br>**食に関する指導全体計画・年間指導計画作成への働きかけ**<br>〈H24作成率〉小学校87%　中学校52%　特別支援学校55% | （健康政策課）<br>**幼児の心と体を育てるクッキング活動実践モデル事業**<br>・同左<br>予算：1,334千円<br><br>**圏域食育推進ネットワーク交流会・会議**<br>・同左<br>予算：2,078千円<br><br>**食の応援団支援事業**<br>・同左<br>予算：5,043千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>子どもたちへの食に関する指導を充実させることにより、学校における食育を推進し、子どもたちの心身の健全な発達をとおして生きる力を育むことをねらいとして取り組む。<br><br>**学校における食育推進事業**<br>・栄養教諭を中核とした食育推進事業<br>・食に関する指導用教材の作成<br><br>**学校給食指導事業**<br>・栄養教諭・学校栄養職員研修<br><br>**栄養教諭の配置拡大についての検討**<br><br>**食に関する指導全体計画・年間指導計画作成への働きかけ** | 健康政策課<br><br>スポーツ健康教育課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | ④子どもの医療の充実 | | | |
| | 小児がスムーズかつ適切な医療を受けられるよう、小児救急医療を含めた医療提供体制の充実を推進します。 | （医療政策課）<br>**小児救急電話相談事業**<br>・夜間の小児の急な病気、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子を見るべきかなど、判断に迷う保護者等からの相談に対し、小児科医、看護師が症状を聴取し、その対処方法等の助言をする電話相談等を実施した。<br>予算：4,824千円<br><br>**とっとり子ども救急講座開催等**<br>・保育園などを単位として、子どもの発熱等の発症時の対処方法等について、医師が直接県民に説明する出前講座を開催し、また、小児救急のかかり方などをまとめたハンドブックを作成し、県内で配布した。<br>予算：1,580千円<br><br>**小児救急医療支援事業**<br>・東・西部の小児科を有する病院が休日夜間の小児の診療体制を整え、輪番制方式により小児救急の患者の診療を行うための運営費を支援した。<br>予算：3,016千円<br><br>**中部小児救急医療支援事業**<br>・県立厚生病院において中部の小児科開業医が休日診療を行うための運営費を支援した。<br>予算：883千円<br><br>**小児救急地域医師研修事業**<br>・小児科医等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施した。<br>予算：415千円 | （医療政策課）<br>**小児救急電話相談事業**<br>・夜間の小児の急な病気、ケガ等について、すぐ受診すべきか様子を見るべきかなど、判断に迷う保護者等からの相談に対し、小児科医、看護師が症状を聴取し、その対処方法等の助言をする電話相談等を実施する。<br>予算：4,824千円<br><br>**とっとり子ども救急講座開催等**<br>・保育園などを単位として、子どもの発熱等の発症時の対処方法等について、医師が直接県民に説明する出前講座を開催し、また、小児救急のかかり方などをまとめたハンドブックを作成し、県内で配布する。<br>予算：1,580千円<br><br>**小児救急医療支援事業**<br>・東・西部の小児科を有する病院が休日夜間の小児の診療体制を整え、輪番制方式により小児救急の患者の診療を行うための運営費を支援する。<br>予算：3,016千円<br><br>**中部小児救急医療支援事業**<br>・県立厚生病院において中部の小児科開業医が休日診療を行うための運営費を支援する。<br>予算：883千円<br><br>**小児救急地域医師研修事業**<br>・小児科医等を対象として、小児救急医療に関する研修を実施する。<br>予算：415千円 | 医療政策課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (8) | **青少年の健全な育成のための環境整備の推進** | | | |
| | ①子どものための健全な社会環境の整備の推進 | | | |
| | インターネット、ゲームソフト、書籍等のメディアには有害な情報が存在するほか、深夜も営業を行う店舗が数多くあるなど、青少年の健全な育成を阻害するような社会環境が存在します。<br>このようななかで、鳥取県青少年健全育成条例の見直しや適正な運用により、有害図書類の販売規制やインターネットの利用環境の整備のほか深夜営業施設への立ち入り規制など、子どもの良好な社会環境の形成に努めていきます。 | （青少年・家庭課）<br>**青少年健全育成条例施行費**<br>・青少年の健全育成を図るため、鳥取県青少年健全育成条例を適正に運用し、良好な社会環境の形成促進した。<br>・予算：909千円<br>・有害図書類指定審査会の開催　年3回<br>・健全育成協力員50名を配置し、実態把握を行った。<br>・インターネットカフェ等への立入調査を行った。<br><br>（小中学校課）<br>フィルタリング普及促進を鳥取県警察本部と連携して行った。<br><br>（高等学校課）<br>**関係機関と連携した高校生夜間巡回指導**<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**ケータイ･インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ･インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げる<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る<br>・ネットパトロール事業<br>予算：5,297千円 | （青少年・家庭課）<br>**青少年健全育成条例施行費**<br>・青少年の健全育成を図るため、鳥取県青少年健全育成条例を適正に運用し、良好な社会環境の形成促進する。<br>・予算：2,429千円<br>・有害図書類指定審査会の開催<br>・健全育成挙緑陰50名を配置<br>・カラオケボックス等への立入調査<br><br>（小中学校課）<br>フィルタリング普及促進を鳥取県警察本部と連携して行う。<br><br>（高等学校課）<br>**関係機関と連携した高校生夜間巡回指導**<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**ケータイ･インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ･インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げる<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る<br>・ネットパトロール事業<br>予算：4,474千円 | 青少年・家庭課<br><br>小中学校課<br><br>高等学校課<br><br>家庭・地域教育課 |
| | ②薬物乱用防止対策の充実 | | | |
| | 近年、青少年による覚せい剤事犯の検挙者数は、従来の「薬物乱用防止新五ヶ年戦略」などの成果により、減少傾向にありますが、大麻、MDMA等の錠剤型合成麻薬事犯については、全体の検挙者の６割から７割を未成年及び２０歳代の若者が占めていることから、青少年を中心に乱用されている状況が懸念されています。<br>このことから、関係機関が連携して、子どもに対する薬物乱用防止教育の充実をより一層図ることが必要です。<br>学校においては、薬物乱用問題に関する専門家等による薬物乱用防止教室を開催し、乱用が心身に与える影響について正しく理解できるよう取り組んでいきます。<br>また、インターネットや携帯電話等の発達により、薬物の入手が容易になっていることから、薬物から子どもを守るための環境づくりについて、家庭や地域社会に対して、普及啓発を図ります。 | （医療指導課）<br>**薬物乱用撲滅事業**<br>県警察本部、県教育委員会と連携を取りながら啓発資材の配布、講演会の開催、街頭キャンペーンの実施、鳥取県薬物乱用防止指導員が学校等に出かけて講演会を行うなど薬物乱用の撲滅に取り組んだ。<br>また、「鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例」を制定し、法律で規制されていないが危険な薬物を「知事指定薬物」として指定し、使用や販売を禁止したり、さらにこれらの薬物の使用場所の提供・あっせんなども禁止できるようにした。<br>予算：2,651千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**薬物乱用防止教育充実事業**<br>・県内すべての中学校と高等学校に、年1回の薬物乱用防止教室開催への働きかけ<br>・薬物乱用防止教育研修会の開催 | （医療指導課）<br>**薬物乱用撲滅事業**<br>昨年度に引き続き、啓発機材の配布、街頭キャンペーン、講演会の開催などを行い、薬物乱用の撲滅に取り組んでいく。<br>また、鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づいて鳥取県薬物濫用対策推進計画を定め、条例の効果的な運用を進めていく。<br>予算：5,119千円<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**薬物乱用防止教育充実事業**<br>・同左 | 医療指導課<br><br>スポーツ健康教育課 |

| 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|
| | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| ③心や性等思春期保健対策の充実 | | | |
| 性に関する悩みや不安及び心の健康問題を抱える児童生徒の増加、１０代の性感染症や人工妊娠中絶率が高い現状があり、その対応が求められています。<br>心の健康問題については、保健体育科、道徳、特別活動を中心に心の健康に関する学習の充実を図るとともに、専門家派遣事業による臨床心理士等の個別相談の充実を図っていきます。<br>性の問題については、保健体育科を中心に教育活動全体を通じて、命の大切さや尊さに気づかせ、相手を思いやる心を育む指導の充実を図っていきます。また、関係機関と連携を図り、性教育推進委員会を開催し、性教育のあり方について協議していきます。 | （小中学校課）<br>**道徳教育推進事業**<br>規範意識やいのちを大切にする心など、子どもの豊かな心を育成するために、各種研修会等を実施。また、研究事業等により、各域での道徳教育を推進。<br>・道徳教育実践セミナー<br>・道徳教育推進教師研修<br>・鳥取県道徳教育研究大会<br>・道徳教育実践研究事業（4校）　等<br>予算：3,315千円 | （小中学校課）<br>**道徳教育推進事業**<br>規範意識やいのちを大切にする心など、子どもの豊かな心を育成するために、各種研修会等を実施。また、研究事業等により、各域での道徳教育を推進。<br>・道徳教育推進教師研修<br>・鳥取県道徳教育研究大会<br>・道徳読み物資料配布<br>・道徳教育実践研究事業（4校）　等<br>予算：12,032千円 | 小中学校課 |
| ④メディアリテラシーの教育の推進 | | | |
| ケータイ・インターネット（携帯電話・ゲーム機・パソコン等でのインターネット利用）の急速な普及の影で、子どもたちの健全な育ちが損なわれている現状があります。<br>教育現場のみならず、家庭や地域など社会全体で、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開して、子どもたちが被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。 | （小中学校課）<br>県教育センターにおいて、小中高特別支援学校教職員を対象に情報モラルに関する研修を行った。内容としては、「情報モラルの授業をつくる」「情報モラル教育に必要な視点と指導法」「道徳授業での情報モラル」などの講座が行われた。<br><br>改訂版「いじめ対策指針」の中で、「ネットいじめへの対応」等を掲載し、情報モラル指導に役立てるようにした。<br><br>（高等学校課）<br>県立高校の特別活動において、外部講師等を活用したメディアリテラシーに関する講演等を実施 | （小中学校課）<br>県教育センターにおいて、小中高特別支援学校教職員を対象に情報モラルに関する研修を行う。内容としては、「小学校における情報モラル指導の実践に学ぶ」「情報モラル指導（道徳）」などの講座を開設する予定である。<br><br>いじめ・不登校に係る研修の中で改訂版「いじめ対策指針」を活用し、学校における情報モラル指導の充実を図る予定。<br><br>（高等学校課）<br>県立高校の特別活動において、外部講師等を活用したメディアリテラシーに関する講演等を実施 | 小中学校課<br>高等学校課 |
| ⑤ケータイ・インターネットに関する保護者啓発 | | | |
| メディアの送り手を含めた関係団体等による協議会及びNPO等と連携し、フォーラムや草の根的な学習会の実施により、緊急かつ幅広に地域や保護者の啓発を図ります。<br>なお、学習会の講師には県が養成した「鳥取県ケータイ・インターネット教育推進員」を派遣し、ケータイ・インターネットの光と影について理解を求め、社会全体での取組へと展開していきます。 | （小中学校課）<br>県教育センターにおいて、小中高特別支援学校教職員を対象に各種「情報モラル」研修が実施した。 | （小中学校課）<br>県教育センターにおいて、小中高特別支援学校教職員を対象に「情報モラル」研修が行われる。<br>また、フィルタリング普及促進を鳥取県警察本部と連携して行う。 | 小中学校課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (9) | **いじめ、校内暴力、不登校、少年非行等への対応の充実** | | | |
| | ①人権侵害を受けた子どもへの支援 | | | |
| | 子どもをめぐる問題は相互に絡み合っている場合が多く、一つの現象面だけにとらわれず、その背景を探り課題解決を図る必要があります。被害者の不安を解消するための対応はもちろん、加害者も含めた当事者に対するきめ細やかな支援が行えるよう、相談・支援体制を充実させるとともに、県民や団体と協働を進め、市町村の取組を支援していきます。 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施<br><br>**（再掲） 人権尊重の社会づくりの担い手育成事業**<br>・不登校、問題行動等の未然防止に向け、「一人一人を生かした創意工夫ある指導」について研究を実施<br>予算：458千円<br><br>（人権・同和対策課）<br>**鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業**<br>・鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、第三者的な視点から事実関係の検証を行う。<br>予算：(補正予算対応)<br>検証件数：0件 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・同左<br><br>**(再掲)(新) 生活につながるとっとり人権教育創造事業**<br>・いじめ等の未然防止に向け、人権尊重の精神に立つ学校づくり、学級づくりを推進するための研究を実施<br>予算：454千円<br><br>（人権・同和対策課）<br>**鳥取県いじめ問題検証委員会運営事業**<br>・鳥取県内の学校におけるいじめが原因と考えられる児童・生徒の重大な事故に関し、第三者的な視点から事実関係の検証を行う。<br>予算：4,315千円 | 人権教育課<br><br>人権・同和対策課 |
| | ②悩みや問題を抱える子ども・居場所のない子どもの支援 | | | |
| | 実体験の不足等により精神的に未成熟な子どもたちが増加するとともに、不登校・引きこもり等の青少年の孤立化が懸念される中、社会教育団体やＮＰＯ等と協力し、そのネットワークやノウハウを活かしながら子どもたちを健やかに育む地域づくりを進めます。<br>また、ひきこもり（傾向）の生徒についての実態調査及び研究を進め、高校での中途退学、不登校からのひきこもりを防止し、早期介入・支援するための取組を検討します。 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施<br><br>**（再掲） 人権尊重の社会づくりの担い手育成事業**<br>・不登校、問題行動等の未然防止に向け、「一人一人を生かした創意工夫ある指導」について研究を実施<br>予算：458千円<br><br>（青少年・家庭課）<br>**とっとり若者自立応援プラン推進事業(6月補正)**<br>・平成24年3月に策定した「とっとり若者自立応援プラン」に基づき、困難を抱える若者（特にニート、ひきこもり）の自立支援に取り組んだ。<br>・相談窓口紹介のパンフレット作成<br>・フォーラム開催<br>・相談窓口の充実研修<br>・予算：1,625千円 | （人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・同左<br><br>**(再掲)(新)生活につながるとっとり人権教育創造事業**<br>・いじめ等の未然防止に向け、人権尊重の精神に立つ学校づくり、学級づくりを推進するための研究を実施<br>予算：454千円<br><br>（青少年・家庭課）<br>**とっとり若者自立応援プラン推進事業**<br>・平成24年3月に策定した「とっとり若者自立応援プラン」に基づき、困難を抱える若者の自立支援に取り組む。<br>・相談窓口紹介のパンフレット作成<br>・フォーラム開催<br>・相談窓口の充実研修<br>・予算：1,027千円 | 人権教育課<br><br>青少年・家庭課 |
| | ③地域の子どもへの支援 | | | |
| | 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）づくりが求められています。<br>このため、小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を進めます。 | （家庭・地域教育課）<br>**放課後子ども教室推進事業**<br>・子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、原則として全小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室、公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施<br>予算：32，517千円 | （家庭・地域教育課）<br>**学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業(放課後子ども教室推進事業)**<br>・子どもの安全・安心な居場所づくりを推進するため、原則として全小学校区において、放課後や週末に小学校の余裕教室、公民館等を活用し、地域の方々の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施<br>予算：31,197千円 | 家庭・地域教育課 |

第5章　高齢者の人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| （1） | **教育・啓発の推進** | | | |
| | ①敬老意識の醸成 | | | |
| | 長年にわたり社会を支え、貢献してきた高齢者に対し、敬意を持って接するとともに、その培った知識や経験を地域社会の中で発揮し、積極的な役割を果たすことが重要であることを正しく理解できるよう意識の醸成に努めます。 | （長寿社会課）<br>敬老の日に合わせて実施する「百歳以上高齢者」の報道発表や、「支え愛シニア認定制度」による元気な高齢者活動の表彰などを通じ、高齢者の顕彰を行うことで、高齢者に対する理解や意識向上に努めた。 | （長寿社会課）<br>（平成24年度に同じ） | 長寿社会課 |
| | ②「介護」の理解促進 | | | |
| | 今後、高齢者の増加によって、介護を必要とする方の増加も見込まれる中で、特に認知症の人をはじめとした要介護者の尊厳が守られ、要介護者、介護家族、介護サービス従事者を取り巻く地域社会における支え合いや交流が進展することが求められます。このため、多くの県民の間で、支え合いの輪が広がるように「介護」についての啓発を進めます。 | （長寿社会課）<br>介護の日（11月11日）を中心に啓発を実施。<br>・ポスターの配布1,000枚<br>・地域包括ケア推進フォーラムの実施（H25.2.10/H25.3.10）<br>・新聞記事への協力 | （長寿社会課）<br>介護の日（11月11日）を中心に啓発活動を予定。<br>また、同日、民間実行委員会により開催される「オールジャパンケアコンテスト」と連携し、同催しにおいても啓発活動を実施。 | 長寿社会課 |
| | ③高齢者の権利についての学習 | | | |
| | 平成３（１９９１）年の国連総会で採択された高齢者の人権を保障するための「高齢者のための国連原則（５つの原則＝自立、参加、ケア、自己実現、尊厳）」の視点に立った学習、そして高齢者を取り巻くさまざまな保健福祉制度の内容や成立過程の学習を推進することが高齢者の特性の理解を促進し、高齢者の人権を大切にすることにつながります。 | （長寿社会課）<br>各集落や公民館単位等小地域で開催される行事など、高齢者の人権に関する様々な取組が市町村で展開されており、講師の紹介など、側面からその取組を支援するとともに、出前説明会の講師として県職員を派遣した。 | （長寿社会課）<br>（平成24年度に同じ） | 長寿社会課 |
| | ④高齢者との交流の充実 | | | |
| | 高齢者の持つ豊かな知識や経験を児童生徒との交流学習や地域での活動の中で伝えていくことが大切です。また、高齢者の思いや願いを受け止め、生きがいや生きている喜び、命の尊厳が実感できる環境づくりが大切です。 | （長寿社会課）<br>公民館単位や学校等で開催される催しなど、高齢者との交流に関する行事は県内各地で自主的に実施されており、老人ホーム等対象施設の紹介などを通じて、その取組を支援した。 | （長寿社会課）<br>（平成24年度に同じ） | 長寿社会課 |
| （2） | **相談体制の充実** | | | |
| | ①総合相談の充実 | | | |
| | 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、住民に身近な市町村に設置され様々な相談や支援を行っている「地域包括支援センター」の周知に努めるとともに、その相談・支援体制の整備・充実を図ります。 | （長寿社会課）<br>地域包括支援センターに関する新聞広告（全五段）を実施（H25.3.28） | （長寿社会課）<br>（平成24年度に同じ） | 長寿社会課 |
| | ②家族介護に係る相談体制の充実 | | | |
| | 家族の過重な介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていく目的で平成１２（２０００）年に介護保険制度がスタートしましたが、今も認知症の人を介護する家族をはじめとして過重な家族介護の実態は変わっていません。このため、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談（コールセンター）や訪問相談を実施するなど、本人・家族への支援を行います。 | （長寿社会課）<br>**認知症相談・支援強化事業**<br>認知症コールセンターの運営等、認知症の家族に対する相談事業等について、「認知症の人と家族の会」に委託して事業を実施した。<br>予算：5,430千円 | （長寿社会課）<br>**認知症相談・支援強化事業**<br>前年度と同様に認知症の家族に対する相談体制を整えるとともに、相談・支援ができる人材を育成するための研修を行う予定。<br>予算：5,339千円 | 長寿社会課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ③福祉サービス苦情解決事業の周知 | | | |
| | 福祉サービス利用者の権利を守るため、事業者向けの苦情解決事業に係る研修会の開催や苦情対応事例集等の事業者への配布を行い、あわせて鳥取県社会福祉協議会に設置している福祉サービス運営適正化委員会による苦情解決事業について周知を図ります。 | (福祉保健課)<br>**福祉サービス利用者苦情解決事業**<br>・鳥取県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会の活動経費等に対し助成<br>予算：8,135千円<br>平成24年度相談受付件数：106件（うち、高齢者関係は25件） | (福祉保健課)<br>**福祉サービス利用者苦情解決事業**<br>・同左<br>予算：9,617千円（予算は長寿社会課） | 福祉保健課 |
| (3) | 高齢者の社会参加の推進 | | | |
| | ①高齢者の地域デビュー支援 | | | |
| | 高齢者がその意欲や、今まで培ってきた技能、知識を活かし様々な場所で活躍できるよう、各種イベントや講座、就業などの情報を提供するとともに、地域活動を行っているＮＰＯ等との出会いの場を設定することにより、高齢者の地域デビューを支援します。 | (長寿社会課)<br>・元気な高齢者を表彰、紹介する仕組みである**「支え愛シニア認定制度」の普及啓発**を図った。<br>(認定件数) 1個人、2団体<br><br>**老人クラブ支え愛活動支援モデル事業**<br>・老人クラブが行う地域貢献活動（見守り等）に対し、試験的に支援を行った。<br>予算額：800千円<br>モデル老人クラブ：琴浦町、伯耆町 | (長寿社会課)<br>・前年と同様、**「支え愛シニア認定制度」の普及啓発**を実施。<br>・老人クラブが行う見守り等の「支え愛活動」を「いきいき高齢者クラブ活動支援補助金」により、県全域に推進。 | 長寿社会課 |
| | ②生きがいづくりなどを行う老人クラブの活動の支援 | | | |
| | 老人クラブは、高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動やボランティアなど地域を豊かにする各種活動を行っています。この活動に対する支援を行うとともに、一層の能力発揮が期待される若手高齢者の組織化や加入促進を図る取組を支援していきます。 | (長寿社会課)<br>**老人クラブ社会参加活動促進事業**<br>・県老人クラブ連合会が行う各種の研修事業や、市町村や単位老人クラブが行う活動に対する助成を通じ、高齢者の趣味活動、健康づくり、仲間づくりを支援した。<br>予算：51,929千円<br><br>**老人クラブ支え愛活動支援モデル事業**<br>・「老人クラブ支え愛活動支援モデル事業」として、老人クラブが行う地域貢献活動（見守り等）に対し、試験的に支援を行う。<br>予算：800千円<br>モデル老人クラブ：琴浦町、伯耆町 | (長寿社会課)<br>**いきいき高齢者クラブ活動支援補助金**<br>・老人クラブが、これまで果たしてきた健康づくり、介護予防や生きがい活動などに加え、「地域における支え愛活動」の取組を強化し、老人クラブが主体となる要援護者の見守り等を推進。<br>予算：52,593千円 | 長寿社会課 |
| | ③スポーツや芸術活動の促進 | | | |
| | 年齢にとらわれず、自らの責任と能力において、社会との関わりを持ち続けながら自由でいきいきとした生活を送っている高齢者を知事が表彰します。<br>また、高齢者のスポーツ大会や作品展を開催することにより、生きがいづくりを促進します。 | (長寿社会課)<br>**明るい長寿社会づくり推進事業**<br>スポーツ大会（ねんりんピックへの選手派遣、因伯シルバー大会の開催、高齢者健康運動会の開催）や、シニア作品展など、高齢者のスポーツ・文化芸術活動に対して助成を行うことで、その取組を支援した。<br>予算：28,230千円<br><br>(家庭・地域教育課)<br>**県市町村社会教育振興事業**<br>・社会教育協議会による公民館等支援<br>予算：200千円 | (長寿社会課)<br>(平成24年度に同じ)<br><br>(家庭・地域教育課)<br>**県市町村社会教育振興事業**<br>・社会教育協議会による公民館等支援<br>予算：200千円 | 長寿社会課<br>家庭・地域教育課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ④イベントのバリアフリー化 | | | |
| | 高齢者等が各種講座、研修会、イベント等に自由に参加し、楽しむことができるよう、高齢者等に配慮したイベントの手引きの普及を図るなど、イベント等のバリアフリー化を推進します。 | (長寿社会課)<br>高齢者擬似経験キットの貸出し(鳥取県社会福祉協議会事業)を通じ、高齢者の立場にたった行事を普及させるよう、民間等の取組を支援した。また、とっとり防災フェスタ(H24.10月)において、同キットの体験コーナーを設け、広く県民に紹介した。<br><br>(福祉保健課)<br>1　研修会等で、バリアフリー化された施設の利用を行った。<br>2　高齢者等に配慮したイベントの手引きの周知を行った。<br><br>(家庭・地域教育課)<br>**とっとり県民カレッジ推進事業**<br>・県民の多様化・高度化する学習要求に応えるため、関係機関と連携を図りながら。様々な学習機会を提供する。<br>予算：16,518千円 | (長寿社会課)<br>(平成24年度に同じ)<br><br>(福祉保健課)<br>1　研修会やイベント等で、バリアフリー化された施設の利用を推進<br>2　イベント等の内容についても、高齢者に配慮<br>3　高齢者等に配慮したイベントの手引きを引き続き周知<br><br>(家庭・地域教育課)<br>**とっとり県民カレッジ推進事業**<br>・県民の多様化・高度化する学習要求に応えるため、関係機関と連携を図りながら。様々な学習機会を提供する。<br>予算：16,544千円 | 長寿社会課<br>福祉保健課<br>家庭・地域教育課 |
| | ⑤高齢者の就労促進 | | | |
| | 高齢者が長年培った知識、経験、技術を発揮することができる多様な形態による雇用・就業の機会を確保することが重要です。<br>そのため、高齢者の臨時的かつ短期的な就業機会の提供を行うシルバー人材センターへの支援・指導を行い、高齢者の就労を促進します。 | (鳥取力創造課)<br>**シルバー人材センター活性化事業**<br>安全就業研修会や就業開拓事業等を実施し、市町村のシルバー人材センターの指導・連絡・調整を行う(社)鳥取県シルバー人材センター連合会に対し、助成を行った。<br>予算：8,361千円 | (鳥取力創造課)<br>**シルバー人材センター活性化事業**<br>同左 | 鳥取力創造課 |
| (4) | 高齢者の介護予防・健康づくりの推進 | | | |
| | ①市町村及び地域包括支援センターの介護予防事業の支援 | | | |
| | 地域包括支援センターが質の高い介護予防プランを効率的に作成できるよう、職員研修を実施します。<br>また、市町村、地域包括支援センター及び介護予防サービス事業者が、二次予防事業対象者(要介護状態等となるおそれの高い虚弱な状態と認められ、介護予防プログラムへの参加が望ましいと判定された方)に対する介護予防事業を効果的に実施できるよう、研修を実施するとともに、事業の質の向上のため、実施事業の調査・分析を行います。 | (長寿社会課)<br>例年同様、介護職員現任研修を委託実施するほか、介護予防に関する教材作成と、啓発新聞記事掲載(H25.3.28)を実施した。 | (長寿社会課)<br>予防担当者研修(H25.5.16)を実施予定。このほか教材作成も予定。<br>また、例年同様、介護職員現任研修を委託実施。 | 長寿社会課 |
| | ②介護予防体操の推進 | | | |
| | 元気な高齢者は支援や介護が必要にならないよう、また、支援や介護が必要な状態であっても重度化をできるだけ防ぎ自分らしい生活を実現するために、県内の地域の特色を生かした介護予防体操(ご当地体操)が啓発ツールとして一層効果を発揮するよう取り組み、介護予防の普及を図ります。 | (長寿社会課)<br>引き続き、予防体操のＣＤを配布し、普及に努めた。 | (長寿社会課)<br>(平成24年度に同じ) | 長寿社会課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (5) | 医療・福祉サービスの質の向上 | | | |
| | ①介護従事者などの人材確保・離職防止 | | | |
| | 介護サービス事業者が、職員の研修受講を促進のため代替職員を派遣するなど、人材確保や職員の労働意欲向上に努めます。<br>また、介護従事者の確保に関する事業主からの相談に応じるとともに、潜在的な介護福祉士等を掘り起こすなど福祉人材の確保に努めます。加えて、介護福祉士・社会福祉士を養成・確保するため、就学資金貸付事業を実施します。<br>さらに、離職防止策として、介護分野に専門的知見をもつ専門員による事業所への訪問指導や、介護従事者の悩み相談への対応などにより、職員の定着可能な職場づくりを支援します。 | （長寿社会課）<br>介護職員が研修に参加し、技術向上を図ることができるよう、研修派遣に応じた代替職員を派遣する事業を行うとともに、手厚い介護を実現するため加配支援に対する事業を行った。 | （長寿社会課）<br>研修派遣に応じた代替職員の派遣については、引き続き実施。このほか国の新たな事業を活用した奨学金制度を設け、介護職員の育成支援を行う。 | 長寿社会課 |
| | ②介護サービスの質、ケアマネジメントの質の向上 | | | |
| | 介護従事者等が地域で積極的に事例検討会や研修会を開催し、互いに切磋琢磨しあう環境づくりを進めることにより、介護サービスやケアマネジメントの質の向上を図ります。 | （長寿社会課）<br>スキルアップ事業のほか、ケアマネ協議会への支援、県外研修への派遣等を通じて、スキルの向上を行った。 | （長寿社会課）<br>スキルアップ事業については継続実施。このほか国の制度見直しが予定されており、変更あった場合は説明会を予定。また、ケアマネ更新研修や認定調査員研修などの機会を捉えて、ケアマネージメントの向上の必要性を呼びかける。 | 長寿社会課 |
| | ③介護サービスの質の評価、情報公表、適正化 | | | |
| | 必要なサービスや質の高いサービスに十分な給付がなされるよう、介護サービスの評価を進め、その情報を公表し、介護サービス等の適正化を推進します。 | （長寿社会課）<br>国の制度改正に応じて、新制度下の「介護サービス情報の公表」に対応。<br><br>（福祉保健課）<br>**福祉サービス第三者評価**<br>・事業者の提供するサービスを評価する評価機関の認証、評価調査者の養成研修・継続研修を実施するとともに、研修会等での事業説明、チラシの配布等を通じた事業の普及。<br>予算：933千円<br>平成24年度受審施設数：24箇所（うち、高齢者関係は13箇所） | （長寿社会課）<br>引き続き「介護サービス情報の公表」に対応するほか、国保連の行う適正化事業の支援、保険者と協力し、ケアプラン点検を実施。<br><br>（福祉保健課）<br>**福祉サービス第三者評価**<br>・同左<br>予算：928千円<br>平成25年度受審目標施設数：31箇所 | 長寿社会課<br><br>福祉保健課 |
| | ④「鳥取ふれあい共生ホーム」の整備推進 | | | |
| | 高齢者が住み慣れた地域の中で、障がいがある人や子どもと一緒にふれあいながら、安心・安全な生活が継続できるよう「鳥取ふれあい共生ホーム」の整備を推進します。 | （長寿社会課）<br>**とっとり支え愛体制づくり事業**<br>・共生ホームの整備を促進するため、立ち上げ支援として、1ケ所あたり1,000千円の補助を行った。<br>予算：30,000千円 | （長寿社会課）<br>**鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金**<br>・年齢や障がいの有無等によって対象者を限定することなく、地域住民を含め、誰もが集い、多様なサービスや活動で支え合う拠点（居場所）整備に対して、1ヶ所あたり1,000千円の補助支援。<br>・また、介護事業所と地域住民が連携して地域の課題を解決するモデルに対して、1ヶ所あたり2,000千円の補助支援。<br>予算：12,000千円 | 長寿社会課 |
| | ⑤地域ケアネットワークづくりの推進 | | | |
| | 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療と福祉の連携が重要であることから、「顔の見える関係づくり」をさらに広めるための意見交換会や研修会等の開催により連携のためのルール等を検討することなどができるよう支援します。 | （長寿社会課）<br>北栄町の行っている地域ケア会議の普及を進めるほか、地域ケア会議への専門職派遣等を行い、連携を支援した。また、地域包括ケア研究会を組織し、連携等にあたっての課題、ソリューションについて協議した。 | （長寿社会課）<br>北栄町方式の推進については、前年同様。このほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた、市町村、地域包括センター向け連続講座を予定。 | 長寿社会課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ⑥介護支援専門員による医療と福祉の連携の支援 | | | |
| | ケアマネジメントの要である介護支援専門員が医療と福祉の連携（多職種協働）を進めることができるよう、介護支援専門員実務従事者基礎研修の内容に、県独自の内容として、「医療と福祉の連携」を追加するとともに、介護支援専門員更新研修では、講義時間を充実します。 | (長寿社会課)<br>例年どおり講義を実施。ケアマネ支援会議による協議のもと、より充実した講義を志向した。 | (長寿社会課)<br>前年同様。ただし、国より、研修内容につき、より具体的な方針提示があったので、これに従って実施する。 | 長寿社会課 |
| (6) | 暮らしやすいまちづくりの推進 | | | |
| | ①高齢期の「住まい」の情報発信、人材育成 | | | |
| | 自宅の改修や高齢期の「住まい」の選択を行う際の参考となるよう、平成２１（２００９）年度に作成した「高齢期の住まいガイド」を活用し、住まいに関する制度や受けられるサービス内容等について周知を行います。<br>また、高齢者等の相談対応を行う者（医療機関のソーシャルワーカー、地域包括支援センター職員等）や、高齢者向け住宅の管理及び見守り等を行っている者が、高齢者の住まいや住まい方について適切な助言ができるように研修を実施します。 | (長寿社会課)<br>地元新聞社が無料で配布している高齢者向けの総合情報誌の発行に協力し、県民向けの情報発信に努めた。 | (長寿社会課)<br>(平成24年度に同じ) | 長寿社会課 |
| | ②要介護者等の「住まい」のバリアフリー化の促進 | | | |
| | 介護に必要な住宅改修に要する費用については介護保険の対象となっていますが、これに独自の支援を上乗せする市町村に対して財政的な支援を行います。 | (長寿社会課)<br>介護保険制度の住宅改修事業のもとで実施するものであり、市町村の「上乗せ」に対する支援は行っていない。 | (長寿社会課)<br>(平成24年度に同じ) | 長寿社会課 |
| | ③高齢者施設のユニット化による個別ケアの推進 | | | |
| | 介護保険施設等について、在宅に近い家庭的な居住環境の中で生活できるような居住環境の改善（ユニット化）を県独自で支援し、個別ケアを推進します。 | (長寿社会課)<br>**鳥取県介護基盤緊急整備事業**<br>施設、ユニット化した施設について、県の予算措置を行い支援を行った。<br>予算：67,511千円 | (長寿社会課)<br>**広域型特別養護老人ホーム整備事業**<br>施設、ユニット化で整備する計画があり、県の予算措置を行い支援を行う予定。<br>予算：315,000千円 | 長寿社会課 |
| | ④公共施設等のバリアフリー化の促進 | | | |
| | 「鳥取県福祉のまちづくり条例」等に基づき、障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず、誰もが安心してあらゆる分野の活動に参加できるよう、行政・事業者・県民がそれぞれの責務を果たすこと、並びにユニバーサルデザインに配慮しつつ、建築物、歩道(道路)、公共交通機関、公共工作物(案内標識等)などの生活環境の改善・整備を促進します。<br>さらに、ハートフル駐車場利用証制度（注１９）により、歩行が困難な人などのために設けられた専用駐車スペースが適正に利用されるよう努めます。<br><br>注１９）ハートフル駐車場利用証制度：身体等に障がいのある人や高齢者、難病患者等で歩行が困難な人、あるいはけがや出産前後で一時的に歩行が困難な人などに、「ハートフル駐車場利用証」を交付し、それを掲示した車が県と協定を結んだ施設に設けられた専用駐車スペース（ハートフル駐車場）を利用できる制度 | (道路企画課)<br>**(再掲)安心な道整備事業**<br>・バリアフリーを目的とした段差解消等の歩道整備<br>・障がい者団体と意見交換を行い、既存歩道のバリアフリー化について協議<br>1箇所（米子市皆生地区）：5,641千円<br><br>**(再掲)バリアフリーバス停整備事業**<br>すべての人が利用しやすいバス停を整備<br>12箇所：15,000千円 | (道路企画課)<br>**(再掲)安心な道整備事業**<br>・バリアフリーを目的とした段差解消等の歩道整備<br>・歩道の段差擦りつけ、側溝蓋の整備等<br>2箇所（米子市皆生地区、倉吉市上灘地区）<br>予算：28,641千円(H24年度2月補正含み)<br><br>**(再掲)バリアフリーバス停整備事業**<br>すべての人が利用しやすいバス停を整備<br>11箇所：15,500千円(H24年度2月補正含み) | 道路企画課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| (7) | 地域福祉の充実 | | | |
| | ①住民参画による地域における支え合いの推進 | | | |
| | 独居世帯、核家族世帯、ひとり親世帯、複数の世代が同居する世帯など世帯の状況は多様化し、自立支援が必要な世帯も少なくありません。<br>そのため、ボランティアや自治会など地域に根ざした様々な組織・団体等による住民参加型のネットワークづくりを進め、住民全体でお互いに支え合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進することにより、地域の中での孤立を防ぎ、又は生活上の問題を抱えた地域住民が声を上げ、あるいは発見される仕組み作り及び自立支援を図ります。 | （長寿社会課）<br>**とっとり支え愛体制づくり事業**<br>地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携することについて、各種施策を組合せて総合的に地域での支え愛の体制づくりを行った。<br>・鳥取県地域「支え愛」体制づくり事業費補助金及びとっとり支え愛活動支援補助金の活用により支え愛の取組を推進した。<br>・地域福祉関係者が各々の特徴を活かしながら、地域住民とともに生活課題への対応、援護が必要な者への適切な支援や行動につなげるための提言集（みんなでやらいや！鳥取型支え愛のまちづくり実践のための提言集）を策定した。<br>予算：114,243千円<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**県市町村社会教育振興事業**<br>・社会教育協議会による公民館等支援　200千円 | （長寿社会課）<br>**とっとり支え愛体制づくり事業**<br>地域住民が支え合う互助の仕組みづくりを市町村と連携して支援することについて、とっとり支え愛基金を活用しながら、各種施策を組み合わせて、総合的に地域での支え愛の体制づくりを行う。<br>・介護サービス事業所等が「地域住民誰もが日常的にふれあい、交流できる環境をつくっていくことの大切さ（＝事業所の地域共生）」を学ぶ共生ホーム実践塾の開催。<br>・支え愛まちづくり推進プロジェクトチーム、市町村や関係機関（団体）等との意見交換を実施。<br>・とっとり支え愛活動支援補助金及び鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金の活用による支え愛活動の推進。<br>予算：32,203千円<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**県市町村社会教育振興事業**<br>・社会教育協議会による公民館等支援　200千円 | 長寿社会課<br><br>家庭・地域教育課 |
| | ②ボランティアによるインフォーマルサポート（草の根活動）の促進 | | | |
| | 地域のインフォーマルサポート（介護保険制度等公的サービスではカバーしていない、見守り、片付け、付き添い、掃除等生活上の困りごとの支援）の担い手となるよう平成２１（２００９）年度に「生活・介護支援サポーター」を養成しており、引き続き地域の元気な人たちで支え合う活動を引き続き促進します。 | （長寿社会課）<br>県ホームページや様々な市町村向け説明会などを活用して「介護支援ボランティア制度市町村導入ガイドライン」を幅広く周知し、制度を導入する市町村の増を図った。 | （長寿社会課）<br>（平成24年度に同じ）<br>※H24年度末導入市町村／3団体<br>→　H25年度中に2団体増加の予定 | 長寿社会課 |
| | ③地域包括支援センターの地域づくり活動の促進 | | | |
| | 地域包括支援センターが、みんなが暮らしやすい地域を目指したネットワークづくりを進めるよう、同センターに対し先進的な取組や優良事例の情報提供を行います。 | （長寿社会課）<br>全センターにヒアリングを行い、ネットワークづくりと課題抽出に努めた。また、センター職員向け研修会を実施した。 | （長寿社会課）<br>県内5市町村を目処に、地域包括ケアネットワーク構築事業を実施し、包括ケア体制の確立（センターの体制・機能強化）を目指す。 | 長寿社会課 |
| | ④成年後見制度の活用促進 | | | |
| | 判断能力が不十分な方々の権利を守るため、成年後見制度について普及啓発に取り組みます。<br>また、成年後見制度の利用促進のため、成年後見申立に係る市町村の補助金の利用を促進するとともに、県としても成年後見制度を円滑に機能させていくための仕組みづくりを推進します。 | （長寿社会課）<br>・西部圏域にH24年4月10日成年後見支援センターを開設した。<br>・引き続き、東部・中部において成年後見支援センターが設立されるよう関係機関との協議を行った。 | （長寿社会課）<br>**成年後見支援センター運営支援事業**<br>・中部にH25年4月1日、東部にH25年4月8日に成年後見支援センターが開設し、高齢者を地域全体で支えあう仕組みづくりを支援する。<br>予算：9,000千円 | 長寿社会課 |
| | ⑤地域福祉権利擁護事業の活用促進 | | | |
| | 判断能力が不十分な方々が地域で安心して生活を送るため、福祉サービスの利用を援助する地域福祉権利擁護事業（鳥取県社会福祉協議会実施）について事業費を助成するとともに、普及啓発に取り組みます。 | （長寿社会課）<br>**日常生活自立支援事業**<br>・県社協が行う「日常生活自立支援事業」の取組を補助支援。<br>・県社協では、ホームページや広報誌への掲載、セミナーの開催等を通じ、普及啓発を行うとともに、県では地元新聞に広告掲載を行った。<br>予算：44,381千円 | （長寿社会課）<br>**日常生活自立支援事業**<br>・昨年度に引き続き県社協への補助金を予算化し、その取組を支援。<br>予算：49,168千円 | 長寿社会課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (8) | 認知症関連施策の充実 | | | |
| | ①認知症医療、専門相談の充実、医療福祉連携の推進 | | | |
| | 認知症疾患医療センターを県内で４箇所指定し、認知症専門医療の充実、医療福祉連携の推進、専門相談の充実を図ります。 | (長寿社会課)<br>**認知症疾患医療センター運営事業**<br>・認知症疾患医療センターへ事業委託し、認知症専門医療の提供や、各専門職の知識技術向上・連携促進のため、研修や連携協議会を開催した。<br>予算：23,014千円<br><br>**認知症地域支援施策推進事業**<br>・認知症疾患医療センター1カ所において、周辺のかかりつけ医や介護職員を交えて、認知症クリティカルパスの導入を検討を行った。<br>予算：1,370千円 | (長寿社会課)<br>**認知症疾患医療センター運営事業**<br>・昨年度に引き続き行う。<br>予算：19,304千円<br><br>**認知症地域支援施策推進事業**<br>・引き続き、認知症疾患医療センター1カ所において、周辺のかかりつけ医や介護職員を交えて、認知症クリティカルパスの導入を検討を行う。<br>予算：703千円 | 長寿社会課 |
| | ②認知症連携担当者等の配置、質の高いケアを実現するための研修実施 | | | |
| | 地域における、医療と福祉の連携を推進するため、認知症疾患医療センター設置市町の地域包括支援センターに認知症連携担当者及び医師を配置します。<br>また、医療関係者及び福祉関係者が、多職種協働により質の高い認知症ケアを実現できるよう研修を実施します。 | (長寿社会課)<br>・4市町において、認知症地域支援推進員(旧認知症連携担当者)を配置し、地域包括支援センターと認知症疾患医療センターの連携を図った。(全額国庫補助事業) | (長寿社会課)<br>・昨年に引き続き、認知症地域支援推進員を配置予定。<br>(全額国庫補助事業) | 長寿社会課 |
| | ③認知症の早期発見、早期対応の取組の推進 | | | |
| | 先駆的事例等の研修や認知症早期発見・予防に関する機器の活用によって、市町村の早期発見や予防事業の取組を支援し、あわせて認知症の進行を遅らせる適切な医療・介護サービスの提供を促進します。 | (長寿社会課)<br>・各市町村や団体など、様々な機関によって認知症早期発見・予防に取り組んでおり、内容に応じて後援・広報等の支援や、講演などを行った。 | (長寿社会課)<br>(平成24年度に同じ) | 長寿社会課 |
| | ④地域密着型サービスの評価方法の改善 | | | |
| | グループホーム、小規模多機能施設など地域密着型のサービスをより一層充実するため、サービス評価の質の確保を目的として、評価調査員の研修を行うとともに、評価調査員の更新制度の導入を検討します。 | (長寿社会課)<br>介護保険制度のもと、評価機関による外部評価が実施された。評価項目に変更がなく、研修等は未実施。 | (長寿社会課)<br>前年同様、介護保険制度のもと、評価機関による外部評価が実施。評価項目が変更された場合は、評価調査員向けに研修を実施。 | 長寿社会課 |
| | ⑤「認知症にやさしいまちづくり」に向けた取組の推進 | | | |
| | 認知症の人が安心して暮らせるまちづくりの実現のため、民間との協働により、認知症サポーター（認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者）を養成するとともに、この認知症サポーターの存在や活動についての県民への周知を図ります。<br>また、認知症の人に対する見守り体制や、認知症ＳＯＳネットワークの構築、地域資源マップづくりなど、県内の先駆的モデルとなる市町村の取組を支援します。<br>さらに、圏域ごとに認知症講演会を開催する団体への支援など、認知症についての啓発を推進します。 | (長寿社会課)<br>**みんなでつくろう「認知症にやさしいまち」推進事業**<br>・認知症サポーター制度の周知を行い、見守り系を中心とした企業や団体、県職員等約10,451名のサポーターを養成した。<br>・また、各市町村においてもサポーター養成を行い、県全体として高齢者人口に対するサポーター養成率が全国3位となった。<br>予算：1,740千円 | (長寿社会課)<br>**みんなでつくろう「認知症にやさしいまち」推進事業**<br>(平成24年度に同じ)<br>・鳥取県版の認知症サポーター養成講座のカリキュラムや教材を検討予定。<br>予算：1,440千円 | 長寿社会課 |
| | ⑥若年性認知症の人に対する支援 | | | |
| | 若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う場の設置を促進します。<br>また、若年性認知症の人を支援するケアサポーターの養成などを行います。 | (長寿社会課)<br>**若年性認知症支援事業**<br>・西部圏域を中心に行っていたが、東部圏域においても若年の方の集いを開催した。<br>・ガイドブックを作成した。<br>予算：1,417千円 | (長寿社会課)<br>**若年性認知症支援事業**<br>・ガイドブックをもって、企業への啓発を図る。<br>予算：1,596千円 | 長寿社会課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (9) | 高齢者虐待への対応 | | | |
| | ①虐待の防止や早期発見・早期対応の取組の推進 | | | |
| | 現在、市町村が実施している虐待防止・早期発見等の先駆的事例等を広く共有し、実践につなげるよう、地域包括支援センター職員等に対する研修会の開催や情報提供を行います。 | (長寿社会課)<br>・市町村及び地域包括支援センターのきめ細やかな学習の機会を確保し、別途圏域ごとの研修・意見交換会も開催した。 | (長寿社会課)<br>(平成24年度に同じ) | 長寿社会課 |
| | ②高齢者の権利擁護の体制の確保 | | | |
| | 高齢者虐待に関する相談機関である地域包括支援センターの業務を支援するため、弁護士、社会福祉士、医師等の専門家からなる相談体制を成年後見ネットワーク鳥取、同倉吉、及び同米子に整備します。<br>また、過重な家族介護が虐待のきっかけとなっているので、認知症の介護経験者や専門家が対応する電話相談(コールセンター)や訪問相談を実施するなど、家族への支援を行います。 | (長寿社会課)<br>**高齢者虐待防止推進事業**<br>・成年後見ネットワーク鳥取・倉吉・米子に相談助言業務を委託し、各市町村及び包括支援センターの高齢者虐待対応業務を支援した。<br>予算：3,579千円 | (長寿社会課)<br>**高齢者虐待防止推進事業**<br>(平成24年度に同じ)<br>予算：2,727千円 | 長寿社会課 |

第6章　外国人の人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| （1）教育・啓発の推進 | | | | |
| | ①国際理解教育の推進 | | | |
| | 人権尊重を基盤に据えて異なる文化、宗教、生活習慣等における多様性を受け入れ、これを尊重するための教育の推進に努めます。学校教育においては、自校に在籍する児童生徒のルーツのある国や鳥取県が交流を進める環日本海諸国の文化や歴史を適切に指導していくとともに、留学生、帰国子女、地域に住む外国人等から体験談を聞くなど交流の機会を積極的に設け、外国人の価値観、文化、習慣についての理解を深める国際理解教育の推進に努めます。社会教育においては、言語をはじめ文化や宗教、習慣などの違いによる入居・入店拒否、就労の問題など地域社会にある課題について、小地域懇談会などを通じて具体的に学習することが大切です。<br>その際、在日外国人団体、民間の国際交流団体、（財）鳥取県国際交流財団などと連携し、さまざまな機会を通じて国際理解教育を推進するよう努めます。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施<br><br>（交流推進課）<br>**国際交流財団（県民の国際理解推進事業：県補助事業）**<br>・子どものための異文化理解体験講座<br>⇒　募集型：4回（ブラジル、ロシア、韓国、台湾）<br>⇒　出張型：県内小学校19校訪問<br>・国際交流の集いの実施<br>⇒「まんが王国とっとりバスツアー」、「南の島のインドネシア」「郷土料理を作ってみよう」を開催<br>・米国バーモント州との青少年交流促進事業<br>⇒　10月18日（木）～29日（月）、15名の県内高校生を派遣 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左<br><br>（交流推進課）<br>**国際交流財団（県民の国際理解推進事業：県補助事業）**<br>・子どものための異文化理解体験講座<br>・国際交流の集いの実施<br>・米国バーモント州との青少年交流促進事業<br>⇒　4月に米国高校生の受入れ、10月に県内高校生の派遣の予定<br><br>（参考）<br>平成25年度鳥取県国際交流財団事業費補助金<br>46,227千円（交付決定額） | 人権教育課<br>交流推進課 |
| | ②多文化共生の実現に向けた啓発機会の充実 | | | |
| | 民族・国籍・文化の違いを越えて、共存共栄していく多文化共生社会の実現に向けた啓発を進め、国際的な人権意識の醸成を図ります。<br>なかでも、韓国・朝鮮籍の人が置かれてきた歴史的経緯や環境に対する認識は未だ十分ではないという現状に加え、近年、中国をはじめとする諸外国からの在住者が増加している中、異なる習慣・文化などについての理解が十分に進んでいないことが、差別や偏見を解消できない一因と考えられます。<br>このため、在住外国人の協力も得ながら差別や偏見の実情を把握するとともに、市町村、（財）鳥取県国際交流財団や民間国際交流団体等と連携・協働しながら、国際問題講演会や国際理解講座を開催するほか、公民館活動や地域活動において地域住民と外国人との交流を図る事業などを実施し、国際理解を深める機会の充実に努めます。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施<br><br>（交流推進課）<br>**（再掲）国際交流財団（県民の国際理解推進事業：県補助事業）**<br>・ワールドアラカルトの開催<br>⇒　9月30日（鳥取空港国際会館）に鳥取空港「空の日」に合わせて開催<br>・国際交流の集いの実施（東・中・西部、各1回）<br>⇒「まんが王国とっとりバスツアー」、「南の島のインドネシア」「郷土料理を作ってみよう」を開催<br>・国際交流フェスティバルの開催（東・中・西部、各1回） | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左<br><br>（交流推進課）<br>**（再掲）国際交流財団（県民の国際理解推進事業：県補助事業）**<br>・ワールドアラカルトの開催<br>・国際交流の集いの実施（東・中・西部、各1回）<br>・国際交流フェスティバルの開催（東・中・西部、各1回） | 人権教育課<br>交流推進課 |
| （2）相談体制の充実 | | | | |
| | ①国際コーディネーターによる相談対応 | | | |
| | （財）鳥取県国際交流財団においては、平成１４年度より、在住外国人の相談業務等に対応するため、国際交流コーディネーター（英語・中国語を母国語とする外国人スタッフ）を配置していますが、多種多様な相談が増え、その内容も複雑・専門化しています。こうした状況に対応するため、各種専門相談機関と連携を図りつつ、平成２０年度から整備しているトリオフォン（三者通話）機能も活用しながら、相談体制の充実に努めます。<br>また、外国人支援・相談の窓口が市町村単位でも設置されるよう促進します。 | （交流推進課）<br>**国際交流財団の活動（県補助事業）**<br>・国際交流コーディネーターの配置（英語、中国語）<br>⇒　鳥取県国際交流財団本所に英語圏及び中国語圏の国際コーディネータを配置し、倉吉事務所・米子事務所においても相談日を設け対応している。<br>・外国人支援・窓口の設置<br>⇒　24年度末　13カ所 | （交流推進課）<br>**国際交流財団の活動（県補助事業）**<br>・国際交流コーディネーターの配置（英語、中国語）<br>⇒　鳥取県国際交流財団本所に英語圏及び中国語圏の国際コーディネータを配置し、倉吉事務所・米子事務所においても相談日を設け対応している。<br>・外国人支援・窓口の設置<br>⇒　25年度目標　16カ所（東部、中部、西部で1カ所ずつ追加） | 交流推進課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ②国際交流財団におけるサービスの周知 | | | |
| | (財)鳥取県国際交流財団の各種在住外国人支援策について、ホームページやメールマガジン、機関紙など同財団独自の広報媒体に加えて、県の広報媒体も活用し、市町村や各種相談機関、高等教育機関、商工団体等とも連携して、広く県内の外国人に知られるよう努めます。 | (交流推進課)<br>**国際交流財団の多言語情報発進(県補助事業)**<br>・ホームページの運営<br>・多言語メールマガジン「TOTTORI」の発行（18回配信）<br>・機関誌「とっとり国際通信」の発行（年4回）<br>⇒　英語、中国語表記のページを設けている。 | (交流推進課)<br>**国際交流財団の多言語情報発進(県補助事業)**<br>・ホームページの運営<br>・多言語メールマガジン「TOTTORI」の発行（18回配信）<br>・機関誌「とっとり国際通信」の発行（年4回）<br>⇒　英語、中国語表記のページを設けている。 | 交流推進課 |
| | ③多文化共生推進協議会(仮称)の設置 | | | |
| | 在住外国人の方々の意見を積極的にくみ取るため、在住外国人の方々、県、市町村、（財）鳥取県国際交流財団等がメンバーとなった多文化共生推進協議会(仮称)を設置し、その中で在住外国人の方々と意見交換をしながら、必要な施策を行政施策に反映するとともに、民間団体等との協働・連携を図りながら、多文化共生社会の実現に向けた取組を地域全体として推進します。 | (交流推進課)<br>**多文化共生社会推進懇談会**<br>・H24年度の開催なし | (交流推進課)<br>**多文化共生社会推進懇談会**<br>・H25年度の開催予定なし | 交流推進課 |
| (3) | **生活情報の提供の充実** | | | |
| | ①生活情報の多言語による提供 | | | |
| | ○各機関の取組の促進 | | | |
| | 外国人が日常生活を送る上で必要な保健・医療・福祉、住宅、労働、教育などの情報を各機関ができるかぎり多言語で提供し、提供する機会や場所に配慮することが重要です。 | (人権教育課)<br>**学校生活ガイドブック**<br>・主に外国籍保護者の方々に義務教育諸学校の学校生活の状況を９言語で案内<br><br>(交流推進課)<br>**鳥取県ホームページにより多言語生活情報を発信** | (人権教育課)<br>**学校生活ガイドブック**<br>・同左（H25からロシア語版を新規追加）<br><br>(交流推進課)<br>**鳥取県ホームページにより多言語生活情報を発信** | 人権教育課<br>交流推進課 |
| | ○国際交流財団のサービスの充実 | | | |
| | 生活情報を多言語で、ホームページやメールマガジン、機関紙等の媒体で提供するとともに、外国語版のメールマガジンの配信をパーソナルコンピューターから携帯電話向けに切り替え、災害情報等の迅速な情報提供を進めます。 | (交流推進課)<br>**(再掲)国際交流財団の多言語情報発信(県補助事業)**<br>・ホームページ運営<br>・多言語メールマガジン「TORIMO」発行<br>・機関誌「とっとり国際通信」（一部の記事は英語・中国語表記）発行 | (交流推進課)<br>**(再掲)国際交流財団の多言語情報発信(県補助事業)**<br>・ホームページ運営<br>・多言語メールマガジン「TORIMO」発行<br>・機関誌「とっとり国際通信」（一部の記事は英語・中国語表記）発行 | 交流推進課 |
| | ②外国人に配慮した案内表示 | | | |
| | 在住外国人が生活しやすく、また、海外から多くの外国人が訪れ、滞在・交流しやすいよう多言語による案内表示の充実に取り組みます。 | (交流推進課)<br>**必要に応じて翻訳支援を行った** | (交流推進課)<br>**必要に応じて翻訳支援を行う** | 交流推進課 |
| | ③通訳の支援 | | | |
| | 日本語で意思疎通が十分にできない外国人が安心して暮らせるよう市町村、(財)鳥取県国際交流財団や民間国際交流団体等と連携・協働しながら、外国人の文化的背景などをよく理解し、当事者の立場に立って通訳できるボランティアなどの人材育成・確保を図るとともに、円滑な支援につながる外国人と通訳ボランティアとの連絡体制づくりに努めます。 | (交流推進課)<br>**国際交流財団の通訳ボランティア派遣(県補助事業)**<br>・通訳ボランティア登録者数　56名<br>（英語　31名、中国語22名、タガログ語　3名） | (交流推進課)<br>**国際交流財団の通訳ボランティア派遣(県補助事業)** | 交流推進課 |
| | ④日本語学習の支援 | | | |
| | 外国人が安心して働き、生活・滞在するために必要な日本語を習得できるよう、ボランティアと協力しながら日本語学習の機会を提供します。 | (交流推進課)<br>**国際交流財団の日本語クラス運営(県補助事業)** | (交流推進課)<br>**国際交流財団の日本語クラス運営(県補助事業)** | 交流推進課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| (4) | **医療、保健・福祉サービスの充実** | | | |
| | ①医療、保健、福祉における通訳の支援 | | | |
| | 外国人の現状や通訳技術に加えて、医療の専門知識を学ぶ通訳ボランティア養成講座を行い、医療通訳ボランティアの養成を図ります。また、医療通訳ボランティアの派遣について周知し、利用を促進します。<br>さらに、養成された医療通訳ボランティアに対して、フォローアップ講座を実施するなど一層資質の向上を図ります。 | （交流推進課）<br>**国際交流財団の医療通訳ボランティア派遣（県補助事業）**<br>・医療通訳ボランティア登録者数　56名<br>（英語　31名、中国語22名、タガログ語　3名）<br>・派遣件数　127件<br>（英語　71件、中国語　52件、タガログ語　3件、その他1件） | （交流推進課）<br>**国際交流財団の医療通訳ボランティア派遣（県補助事業）** | 交流推進課 |
| | ②在住外国人への年金支給に関する取組 | | | |
| | 在住外国人の中には、制度上国民年金の支給対象とならない人があることから、この問題の解決に向けて国に働きかけを行うとともに、国民年金に代わる施策を行う市町村に引き続き支援を行っていきます。 | （交流推進課）<br>**必要に応じて通訳支援を行った**<br><br>（長寿社会課）<br>**外国人等高齢者福祉給付金支給事業**<br>国民年金制度上、加入要件に該当せず無年金となっている県内在住の外国人高齢者に対し福祉給付金を市町村が支給している場合、その支給に要する経費の半額を助成した。<br>予算：2,280千円 | （交流推進課）<br>**必要に応じて通訳支援を行う**<br><br>（長寿社会課）<br>**外国人等高齢者福祉給付金支給事業**<br>（平成24年度に同じ）<br>予算：1,560千円 | 交流推進課<br><br>長寿社会課 |
| (5) | **就労環境の整備** | | | |
| | ①企業における意識啓発の推進 | | | |
| | 外国人の就労について、事業主が遵守すべき法令や努めるべき雇用管理の内容が盛り込まれた「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が定められ、また、事業主に外国人の雇用状況のハローワークへの届出が義務化されています。<br>これに基づき雇用環境の改善に向けて事業主への助言・指導を効果的に行うこととしているところであり、事業所における人権尊重の取組等の中心的役割を果たす公正選考採用人権啓発推進員への研修等を実施し、事業所内における人権意識の高揚を図っていきます。 | （人権・同和対策課）<br>**人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」**<br>・当事者による外国人の人権問題を放送し、意識の啓発を図った。（7月27日）<br><br>（雇用人材総室）<br>**企業内人権啓発推進事業**<br>・企業人権啓発相談員（２名）が企業への推進員設置を呼びかけ。<br>実績　延べ191事業所<br>・事業所において公正な採用選考システムと同和問題解決のために必要な知識理解及び認識を深めてもらうため公正採用選考人権啓発推進員研修を開催<br>開催数：9回（3地区×3回（6月，8月，1月））<br>参加者：1,339人 | （人権・同和対策課）<br>**人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」**<br>・外国人の人権問題を放送し、意識の啓発を図る。（H26.3.14放送予定）<br><br>（雇用人材総室）<br>**企業内人権啓発推進事業**<br>同左 | 人権・同和対策課<br><br>雇用人材総室 |
| | ②外国人研修生制度についての関係機関との連携 | | | |
| | 近年、増加傾向にある外国人研修生、技能実習生については、制度の適正な実施を図るため、県が監督権限を有する団体管理型研修等の受入事業主（事業協同組合、商工会等）へ法令順守の指導を行うほか、問題の内容に応じて労働局や(財)国際研修協力機構などの<br>適切な関係機関を紹介するなどの側面的な支援を行います。 | （交流推進課）<br>**県国際交流財団HPによる情報発信（多言語）（県補助事業）**<br>・財団ＨＰで相談窓口（多言語）情報を提供<br><br>**国際交流コーディネーターの配置（県補助事業）**<br>・英語圏、中国語圏のコーディネーターを配置し、日常生活等への各種相談を面談や電話による実施 | （交流推進課）<br>**県国際交流財団HPによる情報発信（多言語）（県補助事業）**<br>・財団ＨＰで相談窓口（多言語）情報を提供<br><br>**国際交流コーディネーターの配置（県補助事業）**<br>・英語圏、中国語圏のコーディネーターを配置し、日常生活等への各種相談を面談や電話による実施 | 交流推進課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (6) | **住みよい住宅環境の整備促進** | | | |
| | ①宅地建物取引業者等への啓発の推進 | | | |
| | あんしん賃貸住宅推進協議会（構成団体：(社)全国宅地建物取引業協会連合会、(社)全日本不動産協会、(社)不動産流通経営協会、(財)日本賃貸住宅管理協会）が、外国人の民間賃貸住宅への入居の円滑化と居住の安定確保を図ることを目的に作成・発行した「部屋探しのガイドブック」を宅地建物取引業者等に配布し、外国人からの入居相談への適切な対応を促すとともに、民間賃貸住宅のオーナーも含めた意識啓発に努めます。 | （住宅政策課）<br>・鳥取県国際交流財団とも連携し、鳥取県あんしん賃貸支援事業により外国人等の民間賃貸住宅への入居支援を実施した。<br>・「部屋探しのガイドブック」については、作成当初（H21）に宅地建物取引業者等に広く配布したが、以降は問合せ、要望に応じ配布した。<br>・制度の変遷に伴い発行者（あんしん賃貸住宅推進協議会（中央機関））が解散したこともあり、今後「部屋探しのガイドブック」の活用については特段考えていない。 | （住宅政策課）<br>**・鳥取県あんしん賃貸支援事業を継続実施**<br>ただし、事業主体はH24.11月に県、市町村、不動産事業者団体及び居住支援団体（国際交流財団等）により設立した鳥取県居住支援協議会に移行。<br>県は、協議会の会員として主体的に活動に関わるほか、協議会が継続実施するあんしん賃貸支援事業に係る経費の一部を補助する。<br>予算：2,200千円 | 住宅政策課 |
| | ②外国人の入居を受入れる民間賃貸住宅情報の提供 | | | |
| | 外国人が安心して入居、居住できる民間賃貸住宅を登録・公表し、円滑な入居を促進します。 | （交流推進課）<br>**(再掲)国際交流コーディネーターの配置(県補助事業)**<br>・英語圏、中国語圏のコーディネーターを配置し、日常生活等への各種相談を面談や電話による実施 | （交流推進課）<br>**(再掲)国際交流コーディネーターの配置(県補助事業)**<br>・英語圏、中国語圏のコーディネーターを配置し、日常生活等への各種相談を面談や電話による実施 | 交流推進課 |
| (7) | **外国人児童に対する教育の充実** | | | |
| | 外国人の児童生徒等の学力や日本語能力を把握し、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな学習指導や日本語指導を行う必要があります。また、本人、保護者へ学校生活に関することや進路に関する情報提供を積極的に行い、学校生活への理解を深め、不安解消を図ることが大切です。<br>また、さまざまな教育活動を通して外国人の児童生徒等の自尊感情の形成を支援するとともに、放課後等に母国の文化や言語を学習する機会を保障するための支援が必要です。 | （交流推進課）<br>**(再掲)国際交流コーディネーターの配置(県補助事業)**<br>**国際交流財団のコミュニティ通訳ボランティア派遣(県補助事業)**<br>（人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施 | （交流推進課）<br>**(再掲)国際交流コーディネーターの配置(県補助事業)**<br>**国際交流財団のコミュニティ通訳ボランティア派遣(県補助事業)**<br>（人権教育課）<br>**(再掲)人権教育基本方針(第1次改訂)の周知**<br>・同左 | 交流推進課<br>人権教育課 |
| (8) | **外国人の社会参画の推進** | | | |
| | ①日本国籍を有しない職員の任用について | | | |
| | 県においては、公務員の任用に関する基本原則を踏まえつつ、平成１２（２０００）年度から、警察官などの一部の職種を除いて、採用に当たっての国籍要件を撤廃し、外国人採用の機会拡充に努めているところです。 | （人事企画課）<br>国籍要件を設けず採用試験を実施。（知事部局） | （人事企画課）<br>国籍要件を設けず採用試験を実施予定。（知事部局） | 人事企画課 |
| | ②行政施策における外国人の意見反映 | | | |
| | 県民の意見を県政に反映していく観点から、外国人の意見も求めていく必要があり、審議会等の委員の選任に当たって、審議会等の設置目的を踏まえて外国人を含めた人材の登用に努めていくほか、各種の機会を捉え、意見交換等の場を設けます。 | （人事企画課）<br>審議会等の委員の選任について全庁的な基準（外国人に係るものは定めていない。）を設けて指導<br>委員の選任は一義的には各課の判断で行われる。外国人の選任についても各審議会等の設置目的が異なることから各課の判断に負うところが大きい | （人事企画課）<br>審議会等の委員の選任について全庁的な基準（外国人に係るものは定めていない。）を設けて指導 | 人事企画課 |
| | ③永住外国人の地方参政権について | | | |
| | 本県においても、地域づくりに当たって住民投票に日本国籍を有しない人も地域住民ととして参加することが行われつつありますが、地方参政権の付与に関しては、国においても議論が行われており、その状況を県民に伝えるよう努めます。 | （交流推進課）<br>**国要望(都道府県国際交流協議会)**<br>・全国の都道府県で構成する都道府県国際交流協議会で在外外国人への対応について政府機関に対し過去に要望実績あり<br>・H24年度は実績なし | （交流推進課）<br>**国要望(都道府県国際交流協議会)**<br>・全国の都道府県で構成する都道府県国際交流協議会で在外外国人への対応について政府機関に対し過去に要望実績あり<br>・H25年度の要望予定なし | 交流推進課 |

第7章　病気にかかわる人の人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| （1） | **教育・啓発の推進** | | | |
| | ①学校教育・生涯学習による正しい理解の促進 | | | |
| | 差別や偏見を生まず、流言飛語に惑わされないため、また、医療サービス等が拡充し、就労等社会参加が進み、社会的支援が充実するためには、県民全体が病気について正しい知識を持つことが必要です。<br>そのため、年齢、立場、機会、方法等に配慮した取組を進め、医療・保健・福祉の理念、目指す在り方などについて社会の理解を進めることも重要です。<br>学校においては、保健体育科や道徳、特別活動を中心として性教育や健康教育の充実を図り、特別活動、家庭科などの学習を通して思いやりの心を育む教育を進めていくことも大切です。<br>また、患者等の負担が少しでも軽減されるよう、生涯学習によるボランティア活動をする人材の育成などにより、地域で患者等を支えようとする意識の醸成を図ります。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左 | 人権教育課 |
| | ②家庭及び関係機関との連携 | | | |
| | 児童生徒がかかっている病気については、学校が家庭や医療機関等関係機関と連携して、知識と対処についての共通認識を図ることが必要です。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左 | 人権教育課 |
| | ③啓発対象に合わせた啓発、時宜に適った啓発 | | | |
| | 思春期の青少年、児童生徒など啓発対象に即した啓発を行い、それぞれの疾病に関する啓発週間等などの機会を活用します。 | （健康政策課）<br>**（再掲）ハンセン病学習会**<br>**（再掲）エイズ予防対策事業**<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | （健康政策課）<br>**（再掲）ハンセン病学習会**<br>**（再掲）エイズ予防対策事業**<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知** | 健康政策課<br><br>人権教育課 |
| | ④事業所における啓発の促進 | | | |
| | ＨＩＶ等の感染症や難病を理由にした解雇や不採用等の不利益が生じないよう、公正採用選考人権啓発推進員を設置して適正な人事管理体制及び採用選考方法の確立を図ることを事業所に対して働きかけ、また、この推進員への研修を実施する等関係機関と連携して啓発に努めます。 | （雇用人材総室）<br>**（再掲）企業内人権啓発推進事業**<br>・企業人権啓発相談員（2名）が企業への推進員設置を呼びかけ。<br>実績　延べ191事業所<br>・事業所において公正な採用選考システムと同和問題解決のために必要な知識理解及び認識を深めてもらうため公正採用選考人権啓発推進員研修を開催<br>開催数：9回（3地区×3回（6月，8月，1月））<br>参加者：1,339人 | （雇用人材総室）<br>**（再掲）企業内人権啓発推進事業**<br>同左 | 雇用人材総室 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (2) | **相談体制の充実** | | | |
| | ①相談体制の充実と相談窓口の周知 | | | |
| | 医療に関する相談対応はもちろん、プライバシーの保護、精神的な負担軽減、就労生活相談など多様な対応が求められており、国、県、市町村、医療機関等関係機関、学校現場等がそれぞれ、そして連携して一層体制を充実すること、あわせて相談窓口を周知することが必要です。 | (医療指導課)<br>**医療安全支援センター運営事業(予算706千円)**<br>・患者、家族等から医療に関する苦情・相談等を受け付け、医療機関との調整等を行うとともに、医師会等の関係団体への医療安全に関する情報提供、医療相談事例のフィードバック等を実施した。<br>相談窓口：医療指導課、東部福祉保健事務所及び中・西部福祉保健局(保健所)<br>H24相談件数：158件<br><br>**医療相談に関する研修会(予算300千円)**<br>・病院の相談窓口担当者、診療所や関係団体の担当者を対象に、相談対応に関する研修や情報交換を実施した。<br>H24実績：24年11月4日西部地区で開催（受講者約40人）<br>25年2月24日東部地区で開催（受講者薬40人） | (医療指導課)<br>**医療安全支援センター運営事業(予算706千円)**<br>同左<br><br>**医療相談に関する研修会(予算300千円)**<br>同左 | 医療指導課 |
| | ②医療、保健、福祉が一体となったサービスの提供 | | | |
| | 医療、福祉サービスが相まって、生活の質、社会参加が一層向上するよう、医療・保健・福祉の連携を強化します。 | (医療政策課)<br>**鳥取県地域医療再生基金事業(地域医療連携推進事業)**<br>(当初予算額：15,400千円)<br>医療機関（急性期病院、回復期病院、かかりつけ医等）の役割分担と地域連携を図るため、地域で統一した地域連携クリティカルパス（診療計画）の作成に対し補助を行った。<br>・H24年度は「糖尿病」について作成（H22年度及びH23年度に「脳卒中」及び「がん」について作成）<br><br>※地域連携クリティカルパス（医療機関が連携した診療計画）を患者に提示・説明することにより、患者が安心して医療を受けることができる。 | (医療政策課)<br>**鳥取県地域医療再生基金事業(地域医療連携推進事業)**<br>(当初予算額：13,639千円)<br>医療機関（急性期病院、回復期病院、かかりつけ医等）の役割分担と地域連携を図るため、地域で統一した地域連携クリティカルパス（診療計画）の作成に対し補助を行う。<br>・H25年度は「心疾患」について作成予定 | 医療政策課 |
| | ③医療安全支援センターによる相談対応 | | | |
| | 患者や家族と医療従事者との信頼関係を構築し、医療機関における患者へのサービスの向上を図ることを目的として県の設置する医療安全支援センターによって、患者や家族が医療に関する疑問・苦情を相談しやすい環境を整備し、医療を受ける側と供給する側の調整等を行い、必要な情報を各医療機関へフィードバックします。 | (医療指導課)<br>**医療安全支援センター運営事業(予算706千円)**<br>・患者、家族等から医療に関する苦情・相談等を受け付け、医療機関との調整等を行うとともに、医師会等の関係団体への医療安全に関する情報提供、医療相談事例のフィードバック等を実施した。<br>相談窓口：医療指導課、東部福祉保健事務所及び中・西部福祉保健局(保健所)<br>H24相談件数：158件<br><br>**医療相談に関する研修会(予算300千円)**<br>・病院の相談窓口担当者、診療所や関係団体の担当者を対象に、相談対応に関する研修や情報交換を実施した。<br>H24実績：24年11月4日西部地区で開催（受講者約40人）<br>25年2月24日東部地区で開催（受講者薬40人） | (医療指導課)<br>**医療安全支援センター運営事業(予算706千円)**<br>同左<br><br>**医療相談に関する研修会(予算300千円)**<br>同左 | 医療指導課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (3) | **医療における患者の自己決定** | | | |
| | ①インフォームドコンセント等の推進 | | | |
| | 患者や家族が病気や治療方法などを正しく理解したうえで、信頼関係に基づき医療が提供されること（インフォームドコンセント）が非常に重要な原則となっており、医療機関、医療関係者の意識啓発を進めます。<br>また、セカンドオピニオン（主治医以外の医師による助言）については、診療報酬で評価されており、ひとつの選択肢であることを周知することも重要です。 | （医療指導課）<br>**医療安全支援　センター運営事業(予算706千円)**<br>患者、家族等から医療に関する苦情・相談等を受け付け、医療機関の説明不足等で生じた苦情等については、十分な説明を行うよう医療機関に依頼するなどの調整等を行うとともに、医師会等の関係団体への医療相談事例のフィードバック等を実施した。<br>相談窓口：医療指導課、東部福祉保健事務所及び中・西部福祉保健局（保健所）<br>H24相談件数：158件<br><br>**医療機関等指導経費(予算1,005千円)**<br>病院等に対して、セカンドオピニオンの方針を明確化しているか等の体制状況を含め医療法第２５条に基づく立入検査等を実施した。<br>H24立入検査等の実施件数：199か所 | （医療指導課）<br>**医療安全支援センター運営事業(予算706千円)**<br>同左<br><br>**医療機関等指導経費(予算1,005千円)**<br>同左 | 医療指導課 |
| | ②医療に関する情報の提供 | | | |
| | 病気にかかっている人が、容易に医療機関の情報を得て、自らが希望する医療機関で安心して医療サービスが受けることができるよう、引き続き医療機関ごとの医療機能の情報公開を行います。 | （医療政策課）<br>県のホームページに医療機関の診療科目、診療日・診療時刻などの情報を掲載。 | （医療政策課）<br>県のホームページに医療機関の診療科目、診療日・診療時刻などの情報を掲載。 | 医療政策課 |
| (4) | **患者のプライバシー保護** | | | |
| | ①関係職員の意識高揚 | | | |
| | プライバシーの保護及び個人情報の流出防止のため、行政、教育及び医療等の関係機関の職員の意識の高揚と対応の徹底を図り、病気にかかっている人などの立場に即した医療・福祉サービス提供体制の整備を推進します。 | （医療指導課）<br>**医療機関等指導経費**<br>・病院等に対して、個人情報保護を図るための体制整備状況を含め医療法第25条に基づく立入検査等を実施した。<br>H24立入検査等の実施件数：199か所<br>予算：1,005千円 | （医療指導課）<br>**医療機関等指導経費**<br>同左<br>予算：1,005千円 | 医療指導課 |
| | ②本人への情報開示 | | | |
| | 医療機関が県へ感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第１２条第１項に基づく感染症患者の届出等を行う際には、医療機関が本人にその情報を開示するとともに、患者のプライバシー保護に努めるよう働きかけます。 | （医療指導課）<br>**（再掲）医療機関等指導経費** | （医療指導課）<br>**（再掲）医療機関等指導経費** | 医療指導課 |
| | ③報道機関との連携 | | | |
| | 報道機関に情報を提供する場合は、個人情報に留意して、的確な情報を提供するよう努めるとともに、報道機関との連携を図ってプライバシーを保護することが重要です。 | （医療指導課）<br>**（再掲）医療機関等指導経費** | （医療指導課）<br>**（再掲）医療機関等指導経費** | 医療指導課 |

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (5) | **ハンセン病回復者等への支援** | | | |
| | ①正しい知識、理解の普及 | | | |
| | ハンセン病及びこれまでの歴史的事実に関する正しい知識を広めて、ハンセン病回復者、その家族に対する正しい理解を促進します。その際、学習教材・資料やハンセン病の碑並びに「ハンセン病を正しく理解する週間」（毎年６月下旬に実施）の活用はもとより、回復者との交流などによって、回復者等の思いや願いをしっかり受けとめ、名誉の回復や死没者の追悼に繋がる取組が重要です。 | （健康政策課）<br>**ハンセン病学習会**<br>・県内の小・中・高校に講師を派遣して、ハンセン病について講演・学習を実施。（8校で実施）<br>1,545千円<br>・6月下旬～7月中旬に、県内4箇所で写真パネル展を実施。<br>185千円<br>・ハンセン病を正しく理解する公開講座（講演会、啓発DVD作成等）<br>（平成24年度ハンセン病対策促進事業：厚生労働省補助事業）1,338千円<br><br>（人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・各学校の人権教育主任を対象に、人権学習の進め方、研修企画等での工夫・改善が図られるよう研修を実施。 | （健康政策課）<br>**ハンセン病学習会**<br>同左<br>1,665千円<br><br>同左<br>135千円<br><br><br><br><br>（人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・同左 | 健康政策課<br><br>人権教育課 |
| | ②差別や偏見を感じることのない環境づくり | | | |
| | 入所者が故郷に気軽に里帰りできるよう経費を助成すること、里帰りが困難な入所者にふるさとの空気に触れていただくため郷土の伝統芸能を派遣すること、施設入所者を県民が訪問して交流と学習を深めることなど回復者等の思いや願いに沿う取組が重要です。 | （健康政策課）<br>**県民交流事業**<br>・一般県民から公募してハンセン病療養所を訪問し入所者との交流、理解の促進を図った。（参加者61名）<br>311千円<br>**伝統芸能の派遣**<br>・入所者に鳥取の伝統芸能を楽しんでもらえるよう県内の伝統芸能を演じる団体を派遣。（平成24年度は入所者と相談の結果、見送り）<br>545千円<br>**里帰り支援事業**<br>・里帰りを希望する入所者が郷里に気軽に里帰りできるよう経費を助成する。（平成24年度は希望者の体調が優れず見送り）<br>649千円 | （健康政策課）<br>**県民交流事業**<br>同左<br>341千円<br><br>**伝統芸能の派遣**<br>同左<br>425千円<br><br>**里帰支援事業**<br>同左<br>669千円 | 健康政策課 |
| | ③医療、福祉、生活の支援 | | | |
| | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成２０（２００８）年施行）は、回復者等の福祉の増進等について地方公共団体の責務を定めており、国と協力しつつ、地域の実情を踏まえて医療、福祉等の向上を図る施策を推進することが必要です。 | （健康政策課）<br>**療養所訪問等事業**<br>・本県出身者が在所するハンセン病療養施設を職員が訪問し、入所者と面談、要望聞き取りを行ったほか、鳥取県の地元新聞、二十世紀梨等を送付。<br>1,133千円 | （健康政策課）<br>**療養所訪問等事業**<br>同左<br>1,133千円 | 健康政策課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (6) | **HIV感染者、エイズ患者への支援** | | | |
| | ①正しい知識、理解の普及 | | | |
| | エイズまん延防止及びＨＩＶ感染者、エイズ患者に対する偏見・差別の解消を図るため、「世界エイズデー」（毎年１２月１日に実施）などの機会を中心に街頭キャンペーン、新聞等による広報により、また、青少年、大人等の施策対象ごとに、エイズ及びＨＩＶ感染に関する正しい知識についての普及啓発に努めます。 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>〔正しい知識の普及啓発〕<br>・イベントに合わせて普及啓発…HIV検査普及週間（6月1～7日）等イベントに合わせ、啓発物の配布や、新聞・ラジオ等メディアを活用し普及啓発を実施。<br>・エイズ・性感染症検査、相談体制の充実…保健所に検査に来所された機会を捉え、正しい性行動につながるような支援を実施。<br>〔予防教育〕<br>・各保健所で、市町村・教育委員会・学校等と連携を取り、学校祭への協力、授業等実施。<br>・出前講座…地域・職場からの要請により、保健所で対応。<br>3,585千円<br><br>（人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・各学校の人権教育主任を対象に、人権学習の進め方、研修企画等での工夫・改善が図られるよう研修を実施。<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・学校における性教育の充実を図るため、授業公開及び授業研究を通して、教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：677千円<br><br>**性教育･エイズ教育研修会の開催**<br>・性教育･エイズ教育に関する専門的な研修を実施し、学校の組織的かつ体系的な指導体制の充実や教職員の指導力の向上を図った。<br>予算：189千円 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>同左<br>2,895千円<br><br>（人権教育課）<br>**(再掲)人権教育主任研究協議会の開催**<br>・同左<br><br>（スポーツ健康教育課）<br>**性教育指導実践研修会の開催**<br>・同左<br>予算：597千円<br><br>**性教育･エイズ教育研修会の開催**<br>・同左<br>予算：189千円 | 健康政策課<br>人権教育課<br>スポーツ健康教育課 |
| | ②検査･相談体制の充実 | | | |
| | 早期発見・早期治療を図るため、以下のとおり利用者の利便性を考慮した検査・相談体制の充実を図ります。<br>○　県庁及び各保健所に、ＨＩＶ等性感染症に関する相談窓口を設置し、無料・匿名で若者の性に関する悩みに対応<br>○　各保健所で匿名によるＨＩＶ抗体検査を実施<br>○　正しい性行動についての検査結果告知時の指導<br>○　保健所及び医療機関において、精神的サポートが必要な受検者に対し、カウンセリングを行う。 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>・平日8時30分～17時15分、県庁及び各保健所に相談窓口を設置し、無料・匿名で相談対応を実施。<br>　利用者の利便性を考慮し、イベントに合わせて夜間・休日検査を実施。<br>・各保健所で指定日に無料・匿名でHIV・性感染症検査を実施。検査受検者には、正しい性行動について指導を実施。<br>・エイズ治療拠点病院等と連携し、精神的サポートが必要な受検者に対するカウンセリングを実施。<br>2,458千円 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>同左<br>2,169千円 | 健康政策課 |
| | ③医療体制の充実 | | | |
| | 感染者・患者が安心して治療が受けられるよう、エイズ治療拠点病院等を中心に、治療に関わる医療提供体制の充実を図ります。 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>・エイズ治療従事者育成のため、医師・薬剤師・看護師・ケースワーカー等を研修へ派遣。<br>・県下3病院にHIV予防薬を配置し、針刺し事故後のHIV感染防止体制を整備。<br>1,987千円 | （健康政策課）<br>**エイズ予防対策事業**<br>同左<br>1,454千円 | 健康政策課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (7) | **難病患者等への支援** | | | |
| | ①鳥取県難病・相談支援センターにおける支援 | | | |
| | 難病患者及びその家族に対し、療養生活を送る上での不安を解消し、精神的負担の軽減を図るため、鳥大医学部附属病院に設置している鳥取県難病相談・支援センターにおいて、以下のように支援の充実を図ります。<br>○　難病患者からの各種相談対応<br>○　関係医療機関への支援要請<br>○　患者宅へ定期訪問等継続的支援<br>○　難病患者の交流推進<br>○　患者団体の支援<br>○　難病患者の就労に係る意向調査の実施 | (健康政策課)<br>**鳥取県難病相談・支援センター事業**<br>難病患者やその家族の療養生活上の相談に面接や訪問で応じたり、難病患者・家族の交流事業、難病患者団体活動支援、実態調査などを実施する難病相談・支援センターを鳥大医学部附属病院に委託して設置。<br>予算：5,629千円 | (健康政策課)<br>**鳥取県難病相談・支援センター事業**<br>・同左<br>・予算：5,629千円 | 健康政策課 |
| | ②各関係機関の協力体制強化と事業についての情報提供 | | | |
| | 病院間の連携を図って重症難病者の医療・療養環境の整備を行うことを目的として、鳥取大学医学部附属病院に「鳥取県難病医療連絡協議会」が設置されています。<br>この「鳥取県難病医療連絡協議会」と前述の「鳥取県難病・相談支援センター」、さらに各保健所の役割分担を明確にし、協力体制を強化するとともに、難病患者及びその家族に対し、難病支援に関する情報提供を行います。 | (健康政策課)<br>**鳥取県難病医療連絡協議会及び鳥取県難病相談支援センター運営協議会を開催**<br>・難病医療拠点病院、重症難病患者医療確保協力病院、各総合事務所福祉保健局、患者団体との連携を図る会議を開催（年2回）。（鳥大医学部附属病院委託）<br>・鳥取県難病医療連絡協議会担当者、難病相談支援センター相談員、各総合事務所担当者が連携して特定疾患医療受給者への情報提供を行ったり、患者活動支援や医療相談会等を協力して実施。 | (健康政策課)<br>**鳥取県難病医療連絡協議会及び鳥取県難病相談支援センター運営協議会を開催**<br>・難病医療拠点病院、重症難病患者医療確保協力病院、各総合事務所福祉保健局又は東部福祉保健事務所、患者団体との連携を図る会議を開催（年2回）。（鳥大医学部附属病院委託）<br>・同左 | 健康政策課 |
| | ③難病患者等への在宅療養支援 | | | |
| | 日常生活に著しい支障がある在宅難病患者に対し、保健師による訪問相談、専門医師など医療スタッフによる訪問指導、診療など、適切な療養の提供に努めます。 | (健康政策課)<br>**難病患者地域支援対策推進事業の実施**<br>・各総合事務所福祉保健局が実施主体となり、専門の医師、看護師等による医療相談を行う医療相談事業、専門医等が訪問して相談・診療を行う訪問指導（診療）事業、保健師が訪問して相談に応じる訪問相談事業を実施。<br>予算：1,202千円<br><br>**重症難病患者の入退院調整等を行う難病医療連絡協議会を実施**<br>・重症難病患者に対し、適時に適切な入退院が行えるよう、地域医療機関と連携を図るとともに、在宅療養への移行を支援する難病医療連絡協議会を鳥大医学部附属病院委託して実施。<br>予算：6,053千円 | (健康政策課)<br>**難病患者地域支援対策推進事業を実施**<br>・各総合事務所福祉保健局又は東部福祉保健事務所が実施主体となり、専門の医師、看護師等による医療相談を行う医療相談事業、専門医等が訪問して相談・診療を行う訪問指導（診療）事業、保健師が訪問して相談に応じる訪問相談事業を実施。<br>・予算：794千円<br><br>**重症難病患者の入退院調整等を行う難病医療連絡協議会を実施**<br>・同左<br>・予算：6,047千円 | 健康政策課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | ④難病患者等の日常生活の支援 | | | |
| | ホームヘルプサービス、医療機関への一時的な入所、日常生活具の給付など、地域における難病患者の日常生活を支援し、自立と社会参加を促します。 | (健康政策課)<br>**在宅重症難病患者のレスパイト入院の体制を整備。**<br>・重症難病患者の介護者の負担軽減のため、レスパイト入院を各総合事務所福祉保健局と難病医療連絡協議会が連携して入院受け入れ医療機関を調整し、入院を委託。<br>予算：5,751千円<br><br>**難病患者等ホームヘルパー養成研修を開催**<br>・ホームヘルパーに対し、難病患者の居宅生活を支援する能力を養成する研修会を実施。<br>予算：48千円<br><br>**難病患者居宅生活支援事業の実施**<br>・市町村が実施する難病患者等短期入所事業（介護者の一次不在等に難病患者を一時的に病院等に保護する事業）、難病患者等日常生活用具給（特殊寝台等の日常生活用具の給付事業）、難病患者等訪問介護事業（ホームヘルパーを派遣する事業）に対し、助成。<br>予算：3,981千円 | (健康政策課)<br>**在宅重症難病患者のレスパイト入院の体制を整備。**<br>・同左<br>・予算：2,786千円<br><br>**難病患者等ホームヘルパー養成研修を開催**<br>・同左<br>・予算：48千円 | 健康政策課 |

鳥取県人権施策基本方針第2次改訂　具体的施策の実施状況（平成24・25年度）

第8章　刑を終えて出所した人の人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (1) | **意識啓発の推進** | | | |
| | 前述のとおり、刑を終えて出所した人等が社会の一員として円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲だけではなく、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消され、家族、職場、地域社会が理解し協力することが必要です。<br>法務省では、地域住民の理解と参加を得て毎年７月に“社会を明るくする運動”等の啓発活動を実施していますが、本県においても、この偏見・差別意識を解消するため、意識啓発を推進します。 | | | 人権・同和対策課 |
| (2) | **更生保護事業の充実** | | | |
| | 更生保護の充実発展のため、被保護者に対して教育、環境調整、医療費支給、食事給付などを行い、あるいは更生保護についての啓発や研究などを行う更生保護団体を支援します。 | （福祉保健課）<br>1 鳥取県更生保護観察協会の評議員に福祉保健部長が就任、顧問に知事が就任<br><br>2 鳥取県更生保護観察協会（120千円）、鳥取県更生保護給産会（80千円）に対し活動費の一部を補助<br><br>3 「社会を明るくする運動」における鳥取県推進委員会委員長に知事が就任<br>・法務大臣メッセージを更生保護関係団体から知事に対し伝達（例年7月）<br>・更生保護関係者顕彰式で“社会を明るくする運動”作文コンテストの鳥取県推進委員会委員長賞の伝達（平成24年11月21日開催） | （福祉保健課）<br>左記1～3について、継続的に実施。 | 福祉保健課 |
| (3) | **福祉サービスの迅速な提供** | | | |
| | 刑務所等からの出所予定者のうち福祉的な支援を必要とする者（障がいのある人、高齢者等）について、入所中から刑務所、保護観察所、市町村や福祉関係団体及び事業者等関係機関と連携し、出所後直ちに必要な各種福祉サービスにつなげるため、専門的な支援を行う地域生活定着支援センターを設置するなど、円滑に社会復帰できる仕組みを整えます。 | （障がい福祉課）<br>**地域生活定着支援センター設置事業**<br>・刑務所出所者のうち、帰住先のない高齢者、障がい者等に対して、刑務所出所前の支援（コーディネート業務）、出所後の支援（フォローアップ業務、相談支援業務、関係機関等との連携）を実施<br>予算：17,500千円 | （障がい福祉課）<br>**地域生活定着支援センター設置事業**<br>・刑務所出所者のうち、帰住先のない高齢者、障がい者等に対して、刑務所出所前の支援（コーディネート業務）、出所後の支援（フォローアップ業務、相談支援業務、関係機関等との連携）を実施<br>予算：17,300千円 | 障がい福祉課 |

第9章　犯罪被害者等の人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| （1） | **教育・啓発の推進** | | | |
| | ①被害者支援に関する広報啓発 | | | |
| | 社会全体で被害者を支援していくという県民意識の醸成のため、各種広報媒体を活用した啓発、犯罪被害者週間（毎年１１月２５日から１２月１日まで）を中心とした県警察等との連携による街頭での広報活動や講演会等の開催などにより、被害者の置かれた現状と社会的支援の必要性の理解の促進に努めます。 | （くらしの安心推進課）<br>**街頭広報（7/31、10/26、11/27）**<br>・とっとり被害者支援センター及び県警察とともにショッピングセンター敷地内（7月、11月）及び鳥取駅周辺（10月）でチラシ・リーフレット等を配布<br><br>（人権・同和対策課）<br>**人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」**<br>（公財）とっとり被害者支援センターの職員により、犯罪被害者等の人権について放送し、理解の促進に努めた。（10月12日放送） | （くらしの安心推進課）<br>**街頭広報**<br>・一般啓発用リーフレット及びのぼり旗の作成<br>130千円<br>・とっとり被害者支援センター及び県警察とともにチラシ・リーフレット等を配布<br>・犯罪被害者週間に合わせて、県庁舎及び各総合事務所等にのぼり旗を掲出<br><br>（人権・同和対策課）<br>**人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」**<br>（公財）とっとり被害者支援センターの職員により、犯罪被害者等の人権について放送し、理解の促進に努める。（10月12日放送） | くらしの安心推進課<br><br>人権・同和対策課 |
| | ②犯罪被害者等の人権に関する教育・啓発 | | | |
| | 心情をはじめ犯罪被害者等の実情を知り、犯罪被害者の視点から問題の解決に取り組むことが大切です。そこで、学校の授業、教員や保護者等に対する研修などで被害者遺族等の生の声を直接聞く機会を設けるとともに、命のメッセージ展など犯罪被害者自助グループの取組をとっとり被害者支援センターと協働してサポートし、県民が身近に被害者の心情や実情等を学ぶことのできる機会を充実していきます。 | （くらしの安心推進課）<br>**鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援（11/2）**<br>・とっとり被害者支援センター主催の同フォーラムを県警察とともに共催し、開催を支援<br>25千円<br><br>**犯罪被害者等支援セミナー（1/30）**<br>・地域における人権学習の推進者や地方公共団体の施策担当窓口部局において実際に業務を担当する職員等の犯罪被害者等支援に係る基礎的知識、スキル等の習得を目的としてセミナーを実施。<br>117千円 | （くらしの安心推進課）<br>**鳥取県被害者支援フォーラムの開催支援（11/21）**<br>・とっとり被害者支援センター主催の同フォーラムを県警察とともに共催し、開催を支援<br>25千円<br><br>**犯罪被害者人権学習会**<br>・犯罪被害者等の心情やその置かれた実情に対する一般県民の理解を促進するため、犯罪被害者等を講師とした学習会を開催<br>135千円 | くらしの安心推進課 |
| （2） | **相談体制の充実** | | | |
| | ①県庁相談窓口の設置 | | | |
| | 犯罪被害者等の支援に関し、被害の状況に応じた情報提供、適切な相談機関や支援施設のあっせん等の総合的な対応を行います。 | （くらしの安心推進課）<br>**県庁総合相談窓口の設置・運営**<br>・県庁における犯罪被害者等支援に関する総合相談窓口を設置（ただし24年度は相談実績なし）<br><br>（人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置　　予算：10,264千円<br>相談件数：478件 | （くらしの安心推進課）<br>**県庁総合相談窓口の設置・運営**<br>・県庁における犯罪被害者等支援に関する総合相談窓口を設置<br><br>（人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置　　予算：10,650千円 | くらしの安心推進課<br><br>人権・同和対策課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | ②警察総合相談窓口・警察安全相談の充実 | | | |
| | 県民から寄せられる相談に円滑に対応することができるよう、警察本部に警察総合相談の窓口、警察署に警察安全相談の窓口を設置し、相談業務に専任の警察職員等を配置しており、引き続き事件・事故の相談対応の充実を図ります。 | (生活安全企画課)<br>警察本部及び警察署において、24時間体制で来訪、電話、メール、ＦＡＸ等による手段で各種相談を受理するなど、相談体制の充実を図った。 | (生活安全企画課)<br>平成24年度に引き続き、更なる相談体制の充実を図る。<br>相談業務を担当する警察職員を増員させることで、相談事案への対応を強化。 | 生活安全企画課 |
| | ③カウンセリング体制の整備 | | | |
| | カウンセリングの専門知識を有する精神科医や臨床心理士に、精神的援助を必要とする被害者へのカウンセリングを委嘱するなど、精神的被害の軽減と回復を図る体制の充実を図ります。 | (警察県民課)<br>強制わいせつ事件、強姦事件の被害者２人に対し、委嘱している精神科医によるカウンセリングを行った。 | (警察県民課)<br>カウンセリング委嘱制度の運用による性犯罪被害者に対する効果的なカウンセリングの実施。 | 警察県民課 |
| | ④とっとり被害者支援センターによる相談対応 | | | |
| | とっとり被害者支援センターでは、様々な内容の相談にボランティア支援員が電話・面接によって、対応しています。<br>県及び警察では、このボランティア支援員に対して、相談に必要な専門的な知識・技能を身につけるための研修等の支援を行います。 | (くらしの安心推進課)<br>**とっとり被害者支援センター支援活動員(被害者支援ボランティア)採用時養成講座の支援(7/12)**<br>・5～9月に全9回開催される標記講座のうち1回に講師として参加<br><br>(警察県民課)<br>ボランティア養成講座に職員を派遣した。 | (くらしの安心推進課)<br>**とっとり被害者支援センター支援活動員(被害者支援ボランティア)採用時養成講座の支援**<br>・5～8月に全8回開催される標記講座のうち1回に講師として参加<br><br>(警察県民課)<br>被害者支援団体等が主催するボランティア研修への参加等 | くらしの安心推進課<br><br>警察県民課 |
| (3) | **被害者等に対する支援の充実** | | | |
| | ①捜査、公判などの過程における犯罪被害者等への支援 | | | |
| | 犯罪被害者等は、犯罪によって直接、身体的、経済的な被害を受けるだけでなく、刑事手続の過程における負担、周囲の人々の偏見など様々な二次的被害を受ける場合があります。<br>そこで、警察では、捜査・公判等の過程において、犯罪被害者等に対して、情報提供（捜査状況や手続の説明等）をはじめ、必要に応じて病院等への付き添いや被害者周辺のパトロール強化など、様々な側面から支援していきます。 | (警察県民課)<br>犯罪被害者等早期援助団体「とっとり被害者支援センター」に対し、性犯罪被害者の同意を得たうえで、情報提供（2件）を行い、被害者への適切な対応を行った。 | (警察県民課)<br>学校教養、各種研修会における犯罪被害者、支援者等の生の声を活用するなどした犯罪被害者等の心情や個々の特性の理解、犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等犯罪被害者支援に関する教養の実施。<br>各部門別の任用科及び各種専科教養において犯罪被害者支援に関する授業の推進。<br>犯罪被害者支援に携わる警察職員に対し、専門的な研修の受講機会を与える等研修制度の充実。 | 警察県民課 |
| | ②被害者支援に向けた施策の推進 | | | |
| | 裁判制度や国及び地方公共団体が実施主体である医療、福祉、住宅をはじめとする一般行政分野の各種制度によって被害者の回復の支援が行われます。<br>県においては、相談体制の充実を図るだけでなく、住宅、保健医療、福祉等の関係分野の既存事業・制度を最大限に活用しつつ、被害者支援に特化した独自の施策も企画立案し、支援施策の充実に努めます。 | (くらしの安心推進課)<br>**犯罪被害者等緊急避難場所確保事業補助金**<br>・とっとり被害者支援センターの実施する犯罪被害者等のための緊急避難場所の確保経費に対する補助<br>394千円<br><br>(警察県民課)<br>犯罪被害者等による講演の実施。<br>被害者支援フォーラムを実施し、被害者支援意識の高揚に努めた。<br>被害者の手引きを作成し、被害者に配布し活用した。 | (くらしの安心推進課)<br>**犯罪被害者等緊急避難場所確保事業補助金**<br>・とっとり被害者支援センターの実施する犯罪被害者等のための緊急避難場所の確保経費に対する補助<br>394千円<br><br>(警察県民課)<br>犯罪被害者、支援者等の声を活用した教養資料など犯罪被害者支援の意義、二次的被害の防止等、犯罪被害者支援に関する各種教養資料を作成するほか、「県民課通信」など犯罪被害者の実態・心情、支援者の経験等を伝える犯罪被害者支援体験記等心に響く各種教養資料の作成及び活用。 | くらしの安心推進課<br><br>警察県民課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | ③とっとり被害者支援センターにおける支援 | | | |
| | とっとり被害者支援センターでは、前述の相談対応だけでなく、病院・裁判所・行政機関への付き添い、犯罪被害者等の緊急避難場所の確保など、多岐にわたり長期、継続的に支援を行っています。<br>このことから、県及び警察では、とっとり被害者支援センターに対し、支援に必要な情報提供や同センターの自主的な活動及び運営を安定させるための財政的な援助を行うとともに、支援施策についての十分な意見交換を行い、より効果的な支援を実施するよう努めます。<br>また、犯罪被害者自助グループで行われるピア・カウンセリングについて、とっとり被害者支援センターと協働してサポートしていきます。 | (くらしの安心推進課)<br>**とっとり被害者支援センターの運営支援**<br>・同センターは県の施設内に事務所を置いているが、その使用料を全免<br>(総務課)<br>・同センターの県庁内における賛助会員や寄附の募集及び機関誌配付に係る事務の支援<br><br>(警察県民課)<br>犯罪被害者等早期援助団体「とっとり被害者支援センター」に性犯罪被害者の同意を得て情報提供(2件)を行い、被害者への適切な対応を行った。<br>とっとり被害者支援センターに対して交付金を要求し、相談業務、直接的支援業務の充実を図った。 | (くらしの安心推進課)<br>**とっとり被害者支援センターの運営支援**<br>・同センターは県の施設内に事務所を置いているが、その使用料を全免<br>(総務課)<br>・同センターの県庁内における賛助会員や寄附の募集及び機関誌配付に係る事務の支援<br><br>(警察県民課)<br>犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供制度の適切な運用。<br>被害者支援団体に対する相談業務、直接支援業務の委託。 | くらしの安心推進課<br><br>警察県民課 |
| | ④関係機関の連携 | | | |
| | 被害者が抱える問題は多岐にわたり、犯罪被害発生直後から再び平穏な生活が営めるようになるまで、多様な支援が必要であるため、国、県、市町村などの一般行政、警察、とっとり被害者支援センターが、それぞれの役割を果たし、また相互補完的に十分連携して取り組み、施策の推進を図ります。<br>さらに、国、県、警察、民間の関係機関・団体で構成された鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会において、被害者支援について協議し、効果的な施策の推進を図ります。 | (くらしの安心推進課)<br><br>**犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携研修会(10/22)**<br>・県福祉保健部でこころの健康相談等の保健業務を行う保健師等を対象に、犯罪被害者等支援に特化した研修会を開催<br>90千円<br><br>**鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会(5/18)**<br>・標記協議会に出席<br><br>(警察県民課)<br>とっとり被害者支援センターとの間で連絡会議等を日常的に行うなど、連携を強化した。<br>テレビ、新聞等による広報を実施するとともに、街頭広報時や被害者支援フォーラムの開催時に、チラシ、リーフレット等を配布し、支援センターに関する広報を実施した。 | (くらしの安心推進課)<br>**市町村犯罪被害者等支援担当課(室)長会議**<br>・住民に最も近い支援機関たりうる各市町村の活動が充実するよう、担当課(室)長との情報共有等を図るために標記会議を開催<br><br>**犯罪被害者等支援のための地域保健福祉活動連携研修会**<br>・県福祉保健部でこころの健康相談等の保健業務を行う保健師等を対象に、犯罪被害者等支援に特化した研修会を開催<br>102千円<br><br>**鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会**<br>・標記協議会に出席<br><br>(警察県民課)<br>警察と関係機関・団体との連携、協力体制の充実及び強化、情報提供の充実、犯罪被害者支援ハンドブックの活用の推進。<br>自助グループの紹介等。 | くらしの安心推進課<br><br>警察県民課 |

第10章　性的マイノリティの人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組・ | |
| **（1）** | **教育・啓発の推進** | | | |
| | 性的マイノリティの人々へのいわれのない差別や偏見が解消されるよう、関係の機関、団体と連携・協働して、男女雇用機会均等法等の制度を含め、性的マイノリティについての県民の正しい認識と理解を進めます。<br>また、安心して保健、医療、福祉並びに行政のサービスを受けることができ、また権利が保障されるよう関係従事者の理解を進めます。 | | （人権・同和対策課）<br>**人権・同和問題啓発ラジオ「輝け未来」**<br>性的マイノリティの人に関する人権について放送し、理解の促進に努める。（時期未定） | 人権・同和対策課 |
| **（2）** | **相談体制の充実** | | | |
| | 心身の健康、医療、雇用など日常生活における様々な問題について「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」などの相談体制によって、臨床心理、精神療法などの医療、福祉、法律などの支援の充実を図ります。 | （男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br><br>（人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,264千円　　相談件数：478件 | （男女共同参画センター）<br>**（再掲）相談事業費**<br><br>（人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,650千円 | 男女共同参画センター<br><br>人権・同和対策課 |
| **（3）** | **不必要な「性別」欄の削除** | | | |
| | 各種申請書等の県の公文書について、不必要な「性別」等の記載及び添付書類を求めないように引き続き定期的に点検します。 | （人権・同和対策課） | （人権・同和対策課）<br>「人権に配慮した申請書類等にするための関係規則の整備に関する規則」制定（平成17年9月）以降に定められた申請書等について、不必要な「性別」記載等の点検 | 人権・同和対策課 |

第11章　非正規雇用等による生活困難者の人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (1) | **生活困難者への就労支援** | | | |
| | 離職や就職困難な状態に陥ることなどにより経済的な生活困難に直面した人については、早期就労に結びつくよう各圏域に設置した就業支援員による個別の相談対応、職場体験講習等の実施、職業訓練の斡旋などの支援を行います。 | （福祉保健課）<br>**被保護者自立（就労）支援事業の実施**<br>・就労支援専門員を県福祉事務所に配置し、就労指導、就労斡旋、職場開拓等を実施。<br>予算：7,140千円（2名）<br><br>**就労支援員配置事業の実施**<br>・就労支援員を配置している市町村福祉事務所に必要な経費を補助。<br>予算：7,321千円（4名） | （福祉保健課）<br>**被保護者自立（就労）支援事業の実施**<br>・同左<br>予算：7,007千円（2名）<br><br>**就労支援員配置事業の実施**<br>・同左<br>予算：13,495千円（6名） | 福祉保健課 |
| (2) | **生活困窮者への自立支援** | | | |
| | ①生活保護受給者等の自立支援<br>生活保護については、最低限の生活を保障するセーフティネットとして機能を果たすよう努めるとともに、生活保護受給者に対しては、身体的・精神的状況及び日常生活管理能力、社会適応能力など有する能力を把握した上で自立阻害要因を分析し、それに応じた支援を行い、自立を助長します。<br>特に、就労が可能で、高い就労意欲のある人々に対しては、国の機関や民間企業等と連携して、就労に向けた重点的な自立支援を推進します。 | （福祉保健課）<br>**鳥取県生活福祉・就労支援協議会への参画**<br>・鳥取労働局、各公共職業安定所等の雇用関係部局と県福祉関係部局で構成される協議会へ参画し、連携・協力体制を構築<br><br>**「福祉から就労」支援事業の実施**<br>・県内各福祉事務所と各職業安定所が生活保護受給者等の就労支援のための協定書を締結 | （福祉保健課）<br>**鳥取県生活福祉・就労支援協議会への参画**<br>・同左<br><br>**生活保護受給者等就労自立促進事業の実施**<br>・同左 | 福祉保健課 |
| | ②ホームレス対策 | | | |
| | ○ホームレスに対する偏見の解消<br>ホームレスに対する差別や偏見などを解消し、正しい理解を促進するため、法務省では、平成１６（２００４）年からホームレスに対する偏見の解消を人権週間の強調事項とするなど啓発を実施しており、本県においても協調して啓発を行います。 | | | |
| | ○実態の把握と自立支援<br>就労意欲の低下や高齢化、厳しい雇用環境といった背景を踏まえて、自らの意思で安定した生活を営むことができるよう就労機会の確保、また健康や生活環境をめぐる様々な問題を解消するため医療・保健の確保、生活に関する相談・指導等の支援を総合的に実施していくことが必要です。<br>このことから、市町村や関係団体と連携して、県内のホームレスの実態の把握に努め、雇用、住宅、保健医療、福祉等の関係分野の事業、制度を最大限に活用し、それでもなお最低限度の生活を維持できない場合は生活保護制度を適用するなど、ホームレスが自立した生活を営むことができるよう支援します。 | （福祉保健課）<br>**ホームレスの実態に関する全国調査の実施**<br>・「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づき、年に1回県内のホームレスの状況について調査を実施<br>予算：55千円 | （福祉保健課）<br>**ホームレスの実態に関する全国調査の実施**<br>・同左 | 福祉保健課 |

第12章 個人のプライバシーの保護

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| (1) | **教育・啓発の推進** | | | |
| | ①プライバシー保護に関する教育、啓発 | | | |
| | 個人情報の保護が図られるためには県民がお互いのプライバシーを権利として尊重するという意識が極めて重要です。<br>学校教育においては、学校生活を通して、また教科学習で児童生徒の実態に応じた学習を展開し、児童生徒が自他のプライバシーを守ろうとする態度を育てることが大切です。社会教育においては、市町村などが実施している小地域懇談会などの研修の機会に、プライバシーに関する内容を取り上げ、学習活動を行うことが大切です。<br>しかし、県の施策だけで県民のプライバシーを保護することはできません。県民は、自ら人権感覚を磨き、自他のプライバシーを尊重するよう心掛けていくことが強く求められています。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・人権教育主任研究協議会や学校からの要請による研修を実施<br><br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を共同実施。<br><br>（人権・同和対策課）<br>**人権情報誌「ふらっと」第18号発行**<br>11月に発行した人権情報誌「ふらっと」に身元調査の問題について掲載し、戸籍取得時の本人通知制度についても説明して制度の周知を図った。 | （人権教育課）<br>**（再掲）人権教育基本方針（第1次改訂）の周知**<br>・同左<br><br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・同左<br><br>（人権・同和対策課）<br>未定 | 人権教育課<br><br>人権・同和対策課 |
| | ②個人情報保護に関する研修会の開催・情報提供 | | | |
| | 個人情報の適正な取扱いに関するルールが遵守されるためには、そのルールが正しく理解されることが前提となります。<br>また、個人情報保護法は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利利益を保護することを目的としており、個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の「保護」と「活用」のバランスを図ることが大切です。<br>個人情報保護法の施行後、一部で誤解や拡大解釈に基づいて地方公共団体の業務に支障が発生し、民間において混乱が生ずるといった「過剰反応」が見られ、国は、法の解釈や運用基準を明確化し、事業分野ごとのガイドラインや研修会等により周知徹底を進めており、県としても県民の方を対象とする研修会を開催するとともに、必要に応じて県政だより等により法制度を周知していきます。 | （県民課）<br>県民等からの問い合わせに対し、助言した。 | （県民課）<br>県民等からの問い合わせに対応するとともに、消費者庁等と連携し、一般県民等を対象とした研修会を開催する等、意識啓発を図る。 | 県民課 |
| (2) | **相談・苦情処理体制の充実** | | | |
| | 実際に発生する苦情の中では、双方の思い違いや勘違い等によるものが相当多く、現実的な側面からは苦情処理という弾力的かつ迅速な対応は、問題解決にきわめて重要な役割を果たすとともに、事業者に対する消費者の不安、懸念の解消等の面からも有効と考えられ、迅速な解決を図る観点から、当事者間の解決を基本としつつ、多様なルートで苦情の解決を求められることが必要です。<br>個人情報保護法は、「個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な体制の整備に努めなければならない。」と定めていますが、この趣旨を説明会等で周知徹底します。<br>また、当事者間で解決できない場合はもちろん、内容によっては、最初から行政での対応が有効な場合もあり、総務部県民課や生活環境部消費生活センター（東・中・西各一か所）で個人情報に関する苦情相談窓口を設けており、引き続き適切な支援に努めます。<br>なお、県内全市町村の苦情相談窓口とも連携を進めます。 | （人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,264千円<br>相談件数：478件 | （人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,650千円 | 人権・同和対策課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (3) | **行政機関における適正な取扱い** | | | |
| | ①県が保有する個人情報の適正な取り扱い | | | |
| | 県が取り扱う個人情報については、個人情報保護法の基本方針を踏まえ、個人情報保護条例の規定を遵守し、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図っていきます。<br><br>鳥取県個人情報保護条例<br>○第１条　この条例は、個人の尊厳と基本的人権の尊重が社会の基礎であるとの見地から個人情報の保護が重要であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、県の管理する個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を求める権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。 | (県民課)<br>新規採用職員研修、係長級職員研修、基礎的業務力向上研修等において個人情報保護に関する講義を行い、職員への意識啓発に努めるとともに、適正な管理を指導した。 | (県民課)<br>新規採用職員研修、係長級職員研修、基礎的業務力向上研修等において個人情報保護に関する講義を行い、職員への意識啓発に努めるとともに、適正な管理を指導する。 | 県民課 |
| | ○県が取り扱う個人情報については、個人情報保護法の基本方針を踏まえ、個人情報保護条例の規定を遵守し、それぞれの施策を通じて個人情報の保護を図っていきます。 | (県民課)<br>新規採用職員研修、係長級職員研修、基礎的業務力向上研修等において個人情報保護に関する講義を行い、職員への意識啓発に努めるとともに、適正な管理を指導した。 | (県民課)<br>新規採用職員研修、係長級職員研修、基礎的業務力向上研修等において個人情報保護に関する講義を行い、職員への意識啓発に努めるとともに、適正な管理を指導する。 | 県民課 |
| | ○電子・情報システムの構築・運用に当たってはアクセス制御等のセキュリティを確保するため、「鳥取県情報セキュリティ基本方針（旧鳥取県情報システム管理要綱）」の定めるところにより、電子・情報システムや県が取り扱う電子データなどの機密の保持、正確性や完全性の維持、適正な使用を図るための物理的及び人的な対策を進めていきます。<br>特に、大容量・軽量・小型という特性を持つＵＳＢフラッシュメモリについては、近年、ウィルス感染、紛失等による情報漏えい等の脅威が増大していることから、「ＵＳＢフラッシュメモリ取扱要領」を作成し、利用方法、管理方法等の取扱いに関する事項を定めたところであり、これの遵守を徹底していきます。 | (情報政策課)<br>**情報セキュリティーに係る自己点検**<br>・情報セキュリティーを確保するため、全職員を対象として情報セキュリティーに係る自己点検（セルフチェック）を実施。<br>期間：2/28～3/15<br><br>**情報セキュリティー内部監査**<br>・情報セキュリティーが適切に運用されているか内部監査実施<br>対象：20機関　期間：2/28～3/8<br>予算額：700千円<br><br>**情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修**<br>・システム管理者を対象に情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修を東部、中部、西部の3会場で実施。<br>東部63人、中部36人、西部31人が参加　期間：2/12、2/13 | (情報政策課)<br>**情報セキュリティーに係る自己点検**<br>同左<br><br>**情報セキュリティー内部監査**<br>同左<br>予算額：700千円<br><br>**情報セキュリティ及び個人情報保護に関する研修**<br>同左 | 情報政策課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | ○ 平成１９年度に作成した「個人情報流出事故対応マニュアル」に基づき、流出事故発生時の迅速な対応、被害拡大の防止、再発防止等を図ります。<br>県が保有する個人情報については、本人同意に基づかない目的外利用や第三者提供などの制限、個人情報の開示請求や訂正要求等の権利を定め、「自己に関する情報の流れをコントロールする」という積極的・能動的な権利についても適正に保護します。<br>更には、報道機関等に提供する個人情報については、プライバシーの保護を図りながら積極的な情報公開に努め、適正な広報活動を行っていきます。 | (県民課)<br>研修の実施等により職員の意識啓発等を行い流出事故の発生を防止を図った。 | (県民課)<br>研修の実施等により職員の意識啓発等を行い流出事故の発生を防止を図る。 | 県民課 |
| | ② 市町村が取り扱う個人情報保護について | | | |
| | 市町村が取り扱う個人情報については、現在、全ての市町村において「個人情報保護条例」が制定され、その保護が図られています。<br>今後は、更なる電子政府・電子自治体の進展により、国、県、市町村及び住民との間で電子情報の流れが活発になることが予想されることから、技術面でのセキュリティ対策や職員研修も必要となってきます。県は、市町村が行う個人情報の保護について協力していきます。 | (県民課)<br>市町村新規採用職員研修等において個人情報保護に関する講義を行う等、市町村職員の意識啓発に努めた。 | (県民課)<br>市町村新規採用職員研修等において個人情報保護に関する講義を行う等、市町村職員の意識啓発を図る。 | 県民課 |
| | ③ 学校教育における個人情報保護について | | | |
| | 学校教育における個人情報の保護については、児童・生徒に係る個人情報を適正に取扱うことと、児童・生徒へのプライバシーに関する学習機会を充実することが重要です。<br>児童・生徒に係る個人情報は、適切な学習指導及び生活指導を行うために、その収集が不可欠であり、また関係機関等との連携を図る上において情報提供が必要な場合もあります。<br>　しかし、これらの情報には、児童・生徒及びその保護者の了解なしに蓄積されるものもあり、学校や教職員には、情報の適正な収集、管理及び提供の認識が必要となります。<br>　そこで、児童・生徒の個人情報の適正な取扱いについて教職員の認識を深めるよう、研修や体制整備などに努めます。 | (人権教育課)<br>・計画訪問、校長会連絡、人権教育主任会等の機会を通じて、個人情報の適正な取扱いについて教職員への啓発を実施。 | (人権教育課)<br>・同左 | 人権教育課 |
| (4) | **民間部門における適正な取り扱い** | | | |
| | 商品等の販売などの商行為においては、なかば公然と卒業名簿、社員名簿などから個人情報が収集され、顧客情報などが本人同意のないまま目的外に利用又は外部に提供されることがあり、大きな問題です。<br>県は、事業者がその事業活動を行うに当たっては、個人情報保護法や個人情報保護条例、他の法令等の規定に基づき、事業者が個人情報の保護の重要性を認識し、適正に個人情報の取扱いを行うよう、指導や助言など法令等に定められた支援等の事務を適正に行うとともに、研修会等を通じて必要な意識啓発に努めていきます。 | (県民課)<br>事業者等からの問い合わせに対し、助言した。 | (県民課)<br>事業者等からの問い合わせに対応するとともに、消費者庁等と連携し、事業者等を対象とした研修会を開催する等、意識啓発を図る。 | 県民課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 H24年度実績 | 関連施策・事業等取組状況 H25年度取組 | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| (5) | **報道機関における個人情報の取扱い** | | | |
| | 個人情報保護法では、報道機関等メディアの個人情報の取扱いについては、規制の対象外とされ、報道機関等の自主的な取組が尊重されることとなりました。<br>　報道機関等は、憲法で保障された表現の自由を根拠とする報道・取材の自由に基づき、また、国民の知る権利に奉仕すること等を目的に活動していますが、同時に、国民のプライバシーを尊重し適正な報道等を行うことは、報道機関等に課せられた社会的な責務です。<br>報道各社には、社内にこうした責務について検討、検証する独自の機関が設置されており、また、業界内でも倫理綱領の制定や人権侵害の救済機関を設置するなど自主的な取組が行われています。<br>これらを踏まえ、報道機関等の自主的な人権への取組を信頼し尊重するとともに、マスメディア関係者にプライバシー保護に関しての理解を一層深めてもらうため、研修事業の実施や人権関連資料の配布、研修講師等の紹介など、人権関連情報の提供に努めます。 | | | |
| (6) | **身元調査に関する啓発** | | | 人権・同和対策課 |
| | 本人に関する情報を本人の了解なく就職や結婚などの際に出身地、国籍、家族関係などの情報を調査し、不利益が生じることになる身元調査については、プライバシーの著しい侵害であることは明らかです。<br>しかし、いまだに、特に結婚の際に、身元調査をやむを得ないと考える意識が県民の中に根強くあります。<br>よって、結婚や就職の際に、本人の知らないところで、差別意識や偏見に基づいて行われる身元調査をなくしていこうとする「身元調査お断り運動」という県民運動を推進するなど、引き続き事業者や県民に対し広く啓発していきます。 | (人権・同和対策課)<br>**(再掲)身元調査お断り運動強調月間(9月)**<br>　啓発ラジオ放送や広告塔などを活用した啓発の実施 | (人権・同和対策課)<br>**(再掲)身元調査お断り運動強調月間**<br>　同左に加え、25年度は啓発リーフレットの改訂を予定 | |

第13章　インターネットにおける人権問題

| | 基本方針（取組方針） | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課（室） |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| **（1）** | **教育・啓発の推進** | | | |
| | **①インターネットを利用するにあたっての啓発の推進** | | | |
| | プライバシーや名誉に関する教育啓発はもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育啓発の充実を図っていきます。 | （家庭・地域教育課）<br>**（再掲）ケータイ・インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げる<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る<br>・ネットパトロール事業<br>5,927千円 | （家庭・地域教育課）<br>**（再掲）ケータイ・インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げる<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る<br>・ネットパトロール事業<br>4,474千円 | 地域・家庭教育課 |
| | **②メディアリテラシー教育の推進** | | | |
| | 教育現場のみならず、家庭や地域など社会全体で、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成する教育を展開して、子どもたちが被害者にも加害者にもならないための取組を推進します。 | （小中学校課）<br>県教育センターにおいて、小中高特別支援学校教職員を対象に情報モラルに関する研修を行った。内容としては、「情報モラルの授業をつくる」「情報モラル教育に必要な視点と指導法」「道徳授業での情報モラル」などの講座が行われた。<br><br>改訂版「いじめ対策指針」の中で、「ネットいじめへの対応」等を掲載し、情報モラル指導に役立てるようにした。<br><br>（高等学校課）<br>・県立高校の特別活動において、外部講師等を活用したメディアリテラシーに関する講演等を実施<br>・モデル校を指定し、ケータイ・インターネットを考える高校生フォーラムを開催（地域・家庭地域課）<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を共同実施。<br><br>**（再掲）PTA人権研修会への支援**<br>・PTA人権学習プログラムの提供や、ファシリテーターとして研修を支援。 | （小中学校課）<br>県教育センターにおいて、小中高特別支援学校教職員を対象に情報モラルに関する研修を行う。内容としては、「小学校における情報モラル指導の実践に学ぶ」「情報モラル指導（道徳）」などの講座を開設する予定である。<br><br>いじめ・不登校に係る研修の中で改訂版「いじめ対策指針」を活用し、学校における情報モラル指導の充実を図る予定。<br><br>（高等学校課）<br>・県立高校の特別活動において、外部講師等を活用したメディアリテラシーに関する講演等を実施<br>・モデル校を指定し、ケータイ・インターネットを考える高校生フォーラムを開催（地域・家庭地域課）<br><br>（人権教育課）<br>**（再掲）市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・同左<br><br>**（再掲）PTA人権研修会への支援**<br>・同左 | 小中学校課<br>高等学校課<br>人権教育課 |
| **（2）** | **相談体制の充実** | | | |
| | ホームページや掲示板上で名誉を毀損するような悪質な掲示をされるなど、インターネット上で人権を侵害された人からの相談に対応して、本人による削除依頼の対応等を助言するほか、インターネットに関する法律・制度についての情報提供を行います。 | （人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,264千円<br>相談件数：478件 | （人権・同和対策課）<br>**（再掲）人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,650千円 | 人権・同和対策課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| (3) | **インターネット上での人権侵害行為への対応** | | | |
| | プロバイダ責任制限法によって、権利を侵害されたとする者からの申出等によってプロバイダ等が侵害情報の送信防止措置を講じることが期待されており、同法の趣旨を踏まえて侵害情報の削除要請ルールを公表して送信防止措置を講じるプロバイダ等も多数存在し、地方法務局などの法務省人権擁護機関は個人の相談にも応じてプロバイダ等へ侵害情報の削除要請を行っています。<br>しかし、プロバイダ等には送信情報の常時監視義務はなく、侵害情報の発信が頻繁であることから、侵害情報は頻繁に流通しています。<br>そこで、法務省人権擁護機関、市町村等と連携して人権意識の啓発はもとより、不特定多数の者に関わる差別的、社会的に影響の大きい掲示や児童・生徒のいじめに関する書き込み等による被害の拡大防止に努めます。 | (人権・同和対策課)<br>**(再掲)人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,264千円<br>相談件数：478件<br>**(再掲)差別事象検討小委員会の実施**<br>・人権課題について広く議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会で差別事象の分析や対応案の検討等について意見をいただく。(年5回程度実施)<br>予算：127千円<br>国要望(総務省・法務省)インターネット上の差別書き込み等への対応<br>・人権上問題があると認識した事象に対し、プロバイダへの削除要請及び国への法律改正を要望 | (人権・同和対策課)<br>**(再掲)人権尊重の社会づくり相談ネットワーク**<br>・県民からの人権相談に総合的に対応するために相談窓口・相談員を設置<br>予算：10,650千円<br>**(再掲)差別事象検討小委員会の実施**<br>・人権課題について広く議論いただいている鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会で差別事象の分析や対応案の検討等について意見をいただく。(年5回程度実施)<br>予算：127千円<br>国要望(総務省・法務省)インターネット上の差別書き込み等への対応<br>・人権上問題があると認識した事象に対し、プロバイダへの削除要請及び国への法律改正を要望 | 人権・同和対策課 |
| (4) | **青少年の健全な育成のための環境整備** | | | |
| | **①ケータイ・インターネット(携帯電話・ゲーム機・パソコン等でのインターネット利用)に関する保護者啓発** | | | |
| | ケータイ・インターネットの急速な普及の影響によって、子どもたちの健全な育ちが損なわれないよう、メディアの送り手を含めた関係団体やNPO等と協働し、フォーラムや草の根的な学習会を実施するなど、早急かつ幅広く地域や保護者の啓発を図ります。 | (地域・家庭教育課)<br>**(再掲) ケータイ・インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げた<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る<br>・ネットパトロール事業<br>5,927千円 | (家庭・地域教育課)<br>**(再掲) ケータイ・インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ・インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げる<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る<br>・ネットパトロール事業<br>4,474千円 | 家庭・地域教育課 |

| | 基本方針(取組方針) | 関連施策・事業等取組状況 | | 主な関係課(室) |
|---|---|---|---|---|
| | | H24年度実績 | H25年度取組 | |
| | ②インターネット利用環境の整備 | | | |
| | フィルタリング（有害なインターネットのサイトを閲覧できなくする）機能などを活用して、青少年の携帯電話やパソコンなどインターネット端末機器による有害情報の閲覧の防止に努めます。 | （人権教育課）<br>**(再掲)市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・市町村が実施する小地域懇談会、講演会などの研修機会への支援、市町村合同研究協議会を共同実施。<br><br>**(再掲)PTA人権研修会への支援**<br>・PTA人権学習プログラムの提供や、ファシリテーターとして研修を支援。<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**（再掲） ケータイ･インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ･インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げた<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図った<br>・ネットパトロール事業<br>5,927千円 | （人権教育課）<br>**(再掲)市町村での小地域懇談会等への支援**<br>・同左<br><br>**(再掲)PTA人権研修会への支援**<br>・同左<br><br>（家庭・地域教育課）<br>**（再掲） ケータイ･インターネット教育啓発推進事業**<br>・ケータイ･インターネット教育啓発推進協議会を組織し、鳥取県におけるメディアとの関わり方や教育啓発推進の方向性や施策について検討<br>・「高校生フォーラムモデル事業」を複数校指定し、それぞれの学校で実情に応じた取り組みを支援し、報告会等を通して、その取り組みを、県内高校へ広げる<br>・学校や地域で開催される学習会へ、「県ケータイ・インターネット教育推進員」を講師として派遣し、教育啓発の推進を図る<br>・ネットパトロール事業<br>4,474千円 | 人権教育課<br><br>家庭・地域教育課 |